

3月10日（月）

出席委員

委員長 石田 秀男
副委員長 ゆきた 政 春
同 山本 やすゆき
委員 のだて 稔 史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 澤 田 えみこ
同 ひがし ゆ き
同 石 田 ちひろ
同 田 中 たけし
同 せらく 真 央
同 松本 ときひろ
同 新 妻 さえ子
同 えのした 正人
同 せ お 麻 里
同 安 藤 たい作
同 鈴 木 ひろ子
同 横 山 由香理
同 石 田 しんご

委員 筒井 ようすけ
同 つ る 伸一郎
同 あくつ 広 王
同 塚本 よしひろ
同 まつざわ 和昌
同 こしば 新
同 吉 田 ゆみこ
同 松永 よしひろ
同 高 橋 しんじ
同 西 本 たか子
同 中 塚 亮
同 須 貝 行 宏
同 藤 原 正 則
同 こんの 孝 子
同 若 林 ひろき
同 西 村 直 子
同 高 橋 伸 明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

木 村 健 悟

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長 子
森 澤 恭

副 区 長 明
堀 越

副 区 長 康
新 井

企 画 経 営 部 長 行
久 保 田 善

企 画 課 長 光
崎 村 剛

政策推進担当課長 樹
吉 岡 孝

財 政 課 長 子
加 島 美 弥

区 長 室 長 敦
柏 原

総 務 課 長 一
(秘書担当課長兼務)
勝 亦 隆

子 ども 未 来 部 長 宜
佐 藤 憲

子 ども 育 成 課 長 介
藤 村 信

子 ども 施 策 連 携 担 当 課 長 希
柴 田 成

子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 長
(子ども家庭センター開設準備担当課長兼務)
染 谷 洋 紀

子 育 て 応 援 課 長 文
飛 田 則

保育入園調整課長 諭
芝 野

保育施設運営課長 介
中 島 秀

保育事業担当課長 樹
佐 藤 裕

品川区児童相談所長 彦
原 彰

品川区児童相談所
児 童 相 談 課 長
(子ども未来部児童相談課長兼務)
長 谷 川 彰

品川区児童相談所
一 時 保 護 担 当 課 長 讓
金 子

福 祉 部 長 清
寺 嶋

福 祉 計 画 課 長 幸
東 野 俊

障害者施策推進課長 慎
佐 藤

障 害 者 支 援 課 長 里
松 山 香

高 齢 者 福 祉 課 長 子
菅 野 令

高齢者地域支援課長 潤
樫 村

生 活 福 祉 課 長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
豊 嶋 俊 介

健康推進部長

(品川区保健所長兼務)

阿部 敦子

健康推進部次長

(品川区保健所次長兼務)

(健康推進部地域医療連携課長事務取扱)

遠藤 孝一

国保医療年金課長

池田 剛

会計管理者

大串 史和

教 育 長

伊崎 みゆき

教 育 次 長

米田 博

区議会事務局長

大澤 幸代

○午前 9 時 3 0 分開会

○石田（秀）委員長 おはようございます。ただいまより、予算特別委員会を開きます。

第 5 号議案、令和 7 年度品川区一般会計予算、第 6 号議案、令和 7 年度品川区国民健康保険事業会計予算、第 7 号議案、令和 7 年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第 8 号議案、令和 7 年度品川区介護保険特別会計予算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出第 3 款民生費、ならびに国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療特別会計予算および介護保険特別会計予算の歳入歳出でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○加島財政課長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

予算書の 230 ページをお願いいたします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目福祉計画費は 30 億 2,174 万 5,000 円で、231 ページ中段、小山台住宅等跡地複合施設整備は、開設に向けた整備工事を進めてまいります。

233 ページ下から 10 行目、終活支援パッケージ事業助成は新規計上でございます。

左側 232 ページ、2 目障害者施策推進費は 9 億 2,670 万 8,000 円で、235 ページ下から 6 行目、戸越地区児童発達支援センター等整備は、大原児童発達支援センターの令和 7 年度開設に向けて改修工事を進めてまいります。

236 ページ、3 目障害者支援費は 117 億 5,211 万円で、239 ページ中段、生活介護延長受入運営費助成、241 ページ 8 行目、精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業、245 ページ下から 9 行目、旗の台リボン跡地障害者就労支援事業、および 247 ページの 6 行目、障害児通所支援等利用者負担無償化は新規計上でございます。

左側の 246 ページ、4 目高齢者福祉費は 86 億 6,348 万 8,000 円で、249 ページ 5 行目です。地域包括あり方検討、251 ページ下から 6 行目、介護職員等宿舍借上支援事業、およびその下の 2 行目、外国人介護人材雇用（就学）支援等につきましては新規計上でございます。

252 ページ、5 目高齢者地域支援費は 11 億 3,033 万 1,000 円で、253 ページ下から 4 行目、補聴器購入費助成事業は助成上限額の引上げを行います。また、その 1 行下、スマホを活用した介護予防サポートは新規計上でございます。

256 ページ、6 目国保医療年金費は 94 億 7,178 万 1,000 円でございます。

以上によりまして、社会福祉費の計は 349 億 6,616 万 3,000 円で、対前年 4.8% の増であります。

2 項児童福祉費、1 目子ども育成費は 63 億 7,861 万 1,000 円で、259 ページ下から 11 行目、八潮子育て支援施設の運営、その 1 行下、専属助産師伴走型支援、および飛びまして 263 ページ、こちらの中段、朝の児童の居場所確保事業につきましては新規計上でございます。

264 ページ、2 目子ども家庭支援センター費は 10 億 3,628 万 3,000 円で、265 ページ中段やや下、地域子ども家庭支援センター運営費は、各保健センターにおける子どもおよびその家庭に関する総合相談実施経費の新規計上であります。

268 ページ、3 目子育て応援費は 148 億 232 万 9,000 円で、269 ページ中段よりやや上、大学生奨学金事業、下から 5 行目、実質ひとり親家庭給付金、および 271 ページ下から 7 行目、子ども食堂朝食支援は新規計上でございます。

左側 270 ページ、4 目保育入園調整費は 46 億 5,005 万 3,000 円で、273 ページ中段やや

下、認可外保育施設等保育料助成では、令和7年9月より助成額を拡充し、ゼロから2歳の第1子保育料無償化を実施してまいります。また、下から3行目、私立幼稚園保護者補助金では所得制限を撤廃、助成額を拡充し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

274ページ、5目保育施設運営費は386億273万2,000円で、279ページ8行目です。医療的ケア児関連経費、また283ページ中段やや下、保育設備改修等事業、およびその1行下、保育の質の確保・向上事業は新規計上でございます。

286ページ、6目児童相談所費は13億9,665万6,000円で、令和6年10月に開設した児童相談所、一時保護所につきまして、年間を通じた運営を行ってまいります。

288ページ、以上によりまして、児童福祉費の計は668億6,666万4,000円で、対前年14.5%の増であります。

3項生活保護費、1目生活保護費は293ページ下から3行目、生活困窮者自立支援事業ではその2行下、住居確保給付金を実施し、引き続き生活困窮者が自立した生活を送れるよう支援してまいります。

294ページ、以上によりまして、生活保護費の計は124億8,224万9,000円で、対前年0.3%の増であります。

以上により、民生費の計は1,143億1,507万6,000円で、対前年9.7%の増であります。

民生費は以上でございます。

次に、国民健康保険事業会計です。恐れ入ります、お戻りいただきまして、19ページをお願いいたします。

国民健康保険事業会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額につきまして、それぞれ343億8,451万5,000円とするものです。歳入歳出予算の款項の区分および金額は、20ページです。第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は事項別明細書でご説明申し上げます。

恐れ入ります、飛びまして456ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1款国民健康保険料、1項国民健康保険料は93億372万3,000円で、対前年6.7%の減。

458ページ、2款使用料及び手数料、1項手数料は12万円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は科目存置。

4款都支出金、1項都負担金・補助金は205億9,545万8,000円、5款繰入金、1項繰入金は460ページです。42億2,826万5,000円で、対前年11.9%の減であります。

6款繰越金、1項繰越金は2億円で、対前年同額。

7款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は462ページ、1,337万6,000円、2項雑入は4,357万2,000円であります。

歳入は以上でございます。

466ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、1項総務管理費は468ページ、11億7,250万6,000円で、対前年15.7%の減。

2款保険給付費、1項療養諸費は178億1,206万5,000円で、対前年4.2%の減であります。

470ページ、2項高額療養費は25億6,897万2,000円で、対前年5.4%の減。

3項移送費は20万円でございます。

4項出産育児諸費は1億504万5,000円で、対前年7.7%の増。

472ページ、5項葬祭費は2,450万円で、対前年7.9%の減。

6項結核・精神医療給付金は2,924万7,000円で、対前年2.4%の増であります。

7項傷病手当金は科目存置。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分につきましては82億4,231万3,000円で、対前年11.4%の減。

474ページ、2項後期高齢者支援金等分は27億7,446万7,000円で、対前年1.1%の減。

3項介護納付金分は10億8,292万5,000円で、対前年3.6%の増であります。

4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は2億9,743万2,000円で、対前年7.7%の減。

476ページ、2項保健事業費は1,639万円で、対前年42.1%の増であります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付金は5,845万2,000円で、対前年3.8%の増であります。

478ページ、6款予備費、1項予備費は2億円で、対前年同額であります。

国民健康保険事業会計は以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。恐れ入ります、お戻りいただきまして、25ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億23万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分および金額は、26ページ、第1表歳入歳出予算によるもので、その内容につきましては事項別明細書でご説明いたします。

498ページをお開きください。歳入です。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は55億7,138万1,000円で、対前年2.0%の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料は6,000円。

3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は831万円。

2項広域連合補助金は500ページになります。1,603万3,000円で、対前年7.0%の減。

4款繰入金、1項繰入金は51億4,129万5,000円で、対前年1.9%の増。

5款繰越金、1項繰越金は科目存置。

6款諸収入、1項受託事業収入は502ページ、2億6,172万8,000円。

2項雑入は148万3,000円であります。

歳入は以上でございます。

506ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、1項総務管理費は3億1,940万9,000円で、対前年2.9%の増。

2項徴収費は6,701万8,000円で、対前年30.6%の増。

508ページです。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は100億6,992万3,000円で、対前年1.8%の増。

3款保健事業費、1項保健事業費は3億1,677万7,000円で、対前年1.4%の減。

510ページ、4款保険給付費、1項葬祭費は1億9,880万円で、対前年7.2%の増。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は831万円。

6款予備費、1項予備費は2,000万円で、対前年同額であります。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

次に、介護保険特別会計をご説明いたします。恐れ入ります。31ページまでお戻りいただけますでしょうか。

介護保険特別会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ281億1,056万円とするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分および金額は、32ページ、第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は事項別明細書でご説明をいたします。

530ページをお開きください。歳入です。

1款保険料、1項介護保険料は61億5,582万円で、対前年1.2%の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料は科目存置。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は45億2,225万3,000円で、対前年0.3%の増。

2項国庫補助金は532ページ、15億1,951万2,000円で、対前年9.0%の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は534ページ、72億6,206万7,000円で、対前年0.5%の増。

5款都支出金、1項都負担金は37億5,917万3,000円で、対前年0.6%の増。

2項都補助金は1億8,987万円で、対前年30.8%の減で、都補助金を充当していた事業を一般会計に移行したことによる減でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入は536ページ、48万3,000円であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は46億6,082万3,000円で、対前年0.9%の減。

2項基金繰入金は100万9,000円でございます。

8款繰越金、1項繰越金は538ページ、2,000万円で、対前年同額。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は科目存置で、2項雑入は1,954万8,000円で、対前年11.6%の増でございます。

歳入は以上でございます。

542ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、1項総務管理費は7億2,885万2,000円で、対前年13.6%の増。

2項徴収費は544ページ、6,384万8,000円で、対前年28.7%の増。

3項介護認定審査会費は2億425万6,000円で、対前年2.7%の減。

4項趣旨普及費は360万7,000円で、対前年78.3%の減で、制度案内全戸配布経費の減であります。

546ページ、5項介護保険制度推進委員会費は970万2,000円で、対前年1,021.6%の増で、次期介護保険事業計画策定に向けた生活圏域ニーズ調査の実施による増でございます。

6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は299万8,000円で、対前年1.2%の増。

2款保険給付費、1項居宅介護サービス等諸費は550ページ、162億6,598万1,000円。

2項施設介護サービス費は65億4,489万6,000円。

3項介護予防サービス等諸費は554ページ、15億1,102万2,000円で、対前年6.4%の増。

4項その他諸費は2,879万1,000円で、対前年0.5%の増。

5項高額介護サービス等費は556ページ、8億798万4,000円で、対前年2.6%の増。

6項特定入所者介護サービス等費は558ページ、3億2,263万4,000円で、対前年0.2%の減。

7項特別給付費は598万9,000円で、対前年1.5%の増。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は560ページ、12億229

万8,000円で、対前年2.5%の増。

2項一般介護予防事業費は1億9,276万5,000円で、対前年9.5%の減。

3項包括的支援事業・任意事業費は564ページ、7,769万4,000円で、対前年85.2%の減。重層的支援体制整備事業に係る経費を一般会計に移行したことによる減でございます。

4項その他諸費は425万円で、対前年41.5%の増。

4款基金積立金、1項基金積立金は48万3,000円。

566ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は780万円で、対前年同額。

2項繰出金は1億471万円で、重層的支援体制整備事業に係る経費を一般会計に移行したことに伴う新規計上でございます。

6款予備費、1項予備費は2,000万円で、対前年同額です。

以上で、本日の説明を終わります。

○石田（秀）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

澤田えみこ委員。

○澤田委員 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず私からは267ページ、ファミリーサポートセンター、同じく267ページ、ヤングケアラー支援についてお伺いいたします。

令和7年度予算では、ファミリーサポートセンター事業なのですが、3,209万8,000円が計上されていますけれども、内訳をお知らせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 ファミリーサポートセンター事業でございますが、こちら、区のエリアを大きく2つに分けて、平塚と大井に事務局を設け、それぞれ委託により運営をしているところでございます。

予算の内訳といたしましては、平塚分が1,252万5,000円、大井の分が1,805万5,000円となっております、こちら委託料の内訳としては、主にセンター事務局のアドバイザーの人件費、それから、その他事務費等で構成されているものになります。

○澤田委員 それぞれの内訳を教えてくださいました。アドバイザー人件費や事務費などが主なものということで、アドバイザー人件費については、後ほどお伺いさせてというか、触れさせていただきま

す。

まずはファミリーサポート、以下ファミサポとさせていただきますが、仕事に追われ忙しい保護者に代わり、子どもを送迎してくださったり、育児に疲れた保護者のリフレッシュとしても利用できる、子育てをしている保護者にとっては大変ありがたい行政サービスであると思います。しかしながら、依頼会員がサポートしてもらいたいと思っても、提供会員とのマッチングができず、お願いができないこともあるとお声を聞いたこともあります。現在の提供会員と依頼会員の登録人数、あわせて、区としてどのような課題があるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 令和7年の1月末での提供会員の登録数でございますけれども、提供会員と依頼会員の両方登録されている方の数も含めまして、413人となっております。もう一方の依頼会員の登録数につきましては、4,156人となっております。

課題といたしましては、今委員のご指摘のとおりで、提供会員と依頼会員の登録数の差の部分にある

かと思います。提供会員の成り手を増やすための取組が必要であると考えているところでございます。

○澤田委員 依頼会員4,156人、提供会員413人ということで、重なっている部分一部あるかとは思いますが、約10倍ぐらい違ってしまうというところで、やはり需要と供給が難しいところなのかなと、今センター長もおっしゃっていましたが、課題のほう分かりました。まず需要に応えられるように、提供会員を増やすことというものがおっしゃられていましたけれども、私も肝要であると考えております。ファミサポは基本的に有償ボランティアということで、民間の、いわゆるシッターサービスと違うということは理解しておりますけれども、提供会員の報酬は、午前7時から午後7時まででは1時間当たり800円、それ以外の時間帯や年末年始は900円です。成り手の年齢層の幅を広げ、人数を増やすには、依頼会員の経済的負担を増やすという形ではなく、区として助成をするなどの方向で、もう少し報酬を上げていくことや、提供会員養成講座、皆さん受けていらっしゃると思うのですが、その際のテキスト代の無償化、子どもの手が離れてきた40代から60代のミドルシニア世代というものをターゲットに、周知を行っていただくことも必要ではないのでしょうか。ぜひ区として、ご見解をお聞かせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 今回の令和7年度予算におきまして、先ほど委員おっしゃられた、その800円、900円の報酬につきまして、一部公費負担で上乗せができないかということで、その経費についての提案をさせていただいているところです。具体的には、ほかのボランティアとのバランスも考慮する必要はあるかと思いますが、時間当たり200円の公費負担での補助を想定しております。

また、こちら報酬の上乗せによる提供会員の量的な確保を目指す部分でございますが、併せて質の向上を目的としまして、報酬の上乗せをする会員の方については、その条件として児童虐待防止などの研修を追加で受けていただくということで、研修の充実を図ってまいりたいと考えております。こちら都の補助事業を活用しながら実施していきたいと考えております。

それから普通救命講習のテキスト代、こちらにつきましても、新規、それから更新の方も含めて、無償とするよう実施していきたいと考えております。そういった取組を進める中で、提供会員がボランティアしやすい環境なども整えながら、成り手の確保に努めていきたいと思っております。

あとすみません。それから周知についてですけれども、現在も登録していただいている提供会員のボリューム像というものは50代の方が一番多くて、次いで60代、そして40代の順で多いというようになっております。これまでも、SNSや広報紙、ラジオ、ケーブルテレビなど活用しながら広報を行ってまいりましたが、今後も積極的に周知のほうは行っていきたいと考えております。

○澤田委員 200円公費負担で上がるということで、やはり800円、900円というものは、今の物価高騰なども踏まえますと、少し少なめなのかなというところなので、ぜひよろしく願いいたします。

それと先に進みますけれども、依頼会員、提供会員ともに、登録の際には事前に来所をして面談を行います。大事な子どもを預ける、また預かることを考えると、双方信頼に足る人物なのかというポイントは大切だと思います。ただ、登録後も依頼会員は、依頼の日時が決まってからでないと来所日時を決めることができないなど、アドバイザーの方が双方の橋渡しを電話で行わなければなりません。これについては、例えば民間のシッターサービスのように、オンラインでのマッチングや日時の予約、依頼会員との提供会員がマッチングした際の面談なども、Zoomなどのオンラインでの面談を選択できると、仕事が忙しいなどの理由で来所することが難しい保護者にとっても助かるとともに、職員の方の負担軽減

減、ひいてはアドバイザーの人件費削減にもつながるかと思います。いかがでしょうか。

ほかにも、支払い方法についてもお聞かせください。直接支払う、依頼会員と提供会員が直接金銭のやり取りやお支払いをする以外にも、こちらも民間のようになるところなのですが、ホームページ上でクレジットカードなどによる事前のオンライン決済ができると便利なのではないかなと思います。様々ご検討いただければと思いますが、区としてのお考えを聞かせてください。

○染谷子ども家庭支援センター長 オンラインでのマッチングやZ o o mでの面談の部分につきましては、オンラインの活用、非常に重要であると思っておりますが、引き続き子どもの安全性や安全面の課題を考慮しながら、より利用しやすいように方法を検討してまいります。

それからオンライン決済につきましては、基本的には提供会員と依頼会員の方がボランティアを通じて、お子さんの引渡しの際に報酬のやり取りをしていただくという流れではありますが、一部現在においても、オンラインの決済の利用についてはしているところがございまして、今委員おっしゃられたような仕組みの部分につきましても、あわせて、やはりより利用しやすい方法というものは引き続き検討してまいりたいと考えております。

○澤田委員 ご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

続きましては、サポートの内容の内訳を送迎、預かりについて割合をお聞かせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 サポートの割合の部分でございますが、令和5年度の実績におきましては、いわゆる送迎、保育園、幼稚園、すまいるスクールへのお迎えやお子さんの習い事の送迎などの割合が、全体の約9割となっております。一方、一部送迎も絡んだものになるのですが、預かりに係る割合については、およそ1割程度というところでございます。

○澤田委員 送迎が約9割、預かりが1割ということで理解いたしました。ありがとうございます。働きながら子育てをしている保護者も多いということもあり、シッターサービスの需要も高まっていますが、今の割合をお伺いすると、ファミサポではそれほどまだ活用されていないのかなという印象も受けます。現在ファミサポでの預かり支援としては、依頼会員宅ではなく、提供会員宅となっています。子どもによっては自宅でのほうがリラックスして過ごせる場合もあるかと思いますし、夕飯についても、自宅でなら手料理を作り置きすることができ、また、お風呂に入れて寝させてあげることもできるのではないかなと考えます。提供会員宅での預かりということも1つネックになっていると考えますが、ちょっと周知にも絡みますけれども、子どもに関わるイベント等で配るチラシにQRコードをつけてファミサポの案内をするとともに、アンケートを取ったり、休眠会員も含め、登録している依頼会員にファミサポ通信などを通じてニーズ調査を行ったりするなど、潜在的な需要の洗い出しを行うことや、依頼会員宅でのシッティングの検討も重要かと思いますが、区のご見解をお聞かせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 まずニーズ調査につきましては、現在は事務局のアドバイザーが、申込みや顔合わせのタイミングにおいて要望のほう丁寧にお聞きしておりますけれども、ただ、今委員おっしゃられたとおり、登録はしているけれども利用していないニーズなどもあるかと思うので、そちらの把握については、今後どのような形で実施できるかという検討をしてまいります。

それからお子さんの預かり場所につきましては、今回拡大を予定しておりまして、区内の公共施設や、子どもの安全が確保できる場所ということで、これまでの提供会員宅に加えて、依頼会員宅での預かりについても実施していきたいと考えております。実施方法については様々な課題があるかと思いますが、そちらのほう、他区の事例など参考にしながら実施していきたいと考えております。

○澤田委員 提供会員宅だけではなく、依頼会員宅での預かりも検討してくださっているということ

ですので、ぜひ、課題いろいろあると思いますが、よろしくお願いいたします。

一般質問でもお伺いしましたが、提供会員の面談等でしっかりと人柄なども見ていただいていると思いますし、研修も行って、これからまた報酬を上げていくとともに、さらに研修のほうも深めていくということなので、安全面、安心面、しっかり取り組んでくださっていると思いますが、虐待や性被害などで子どもたちが傷つくことがないように、研修により一層力を入れていただくとともに、室内の防犯カメラの設置を預かり支援を希望する依頼会員に推奨する、もしくは補助を行うなどして、安心・安全な環境の、さらに整備していただけることを要望して次へ移ります。

ヤングケアラー支援についてお伺いします。

昨年の区のイベントでヤングケアラー支援ブースがあり、寄らせていただきました。そこにはヤングケアラーについての絵本が展示されていました。小さなお子さんでも分かりやすい内容の絵本を読む機会があれば、理解促進にもつながると思うのですが、現在図書館や区立幼稚園・保育園、児童館など区有施設において、取扱いのある施設はあるのでしょうか。

○染谷子ども家庭支援センター長 今委員がおっしゃられた絵本は、『みんなに知ってほしいヤングケアラー ヤングケアラーってなんだろう?』というタイトルの絵本かと思います。こちらは現在品川図書館において取扱いをしております、そのほかヤングケアラー関連の書籍が、児童図書やティーンズ向けのものも含めて、各地区館に数十点取扱いがあるという状況でございます。

○澤田委員 現在も取扱いがあるということで安心いたしました。

未就学のお子さん向けに絵本などはとても分かりやすいと思う一方で、小学生以上になると、子どもたちによってはもう少し深い内容、濃い内容を求めるということもあるのではないかと思います。そこで、もう少し大きな子どもたち向けのヤングケアラーを取り扱った漫画なども併せて取り扱うことで、多くの子どもたちに手に取ってもらえる機会になるのかなと考えます。その辺を取り扱う施設の拡充と、絵本や漫画の取扱いを増やしていただくとともに、ヤングケアラーの漫画の導入について区の見解をお聞かせください。

○染谷子ども家庭支援センター長 ヤングケアラーの支援の課題としまして、1つケアの状況が表面化しづらいというところがあるかと思います。その中で本人に気づきを与えるような、手に取りやすくて分かりやすい、そういった漫画などの活用をして、啓発用の教材として活用していくことは、非常に有効であると考えております。

○澤田委員 それとともに、より一層の理解を促すためにも、今おっしゃっていただいた漫画の導入以外にも、防災教育、中学生に向けての防災教育のように、アニメや動画の制作なども視野に入れ、アプローチしていただくことをお願いいたします。

○石田（秀）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 おはようございます。233ページ、終活支援パッケージ事業、237ページ、福祉ショップ運営費、245ページ、旗の台リボン跡地障害者就労支援事業、関連して伺います。241ページ、中等度難聴者への補聴器購入費助成について、順不同で伺います。

まず最初に、中等度難聴者への補聴器購入費助成についてお伺いをいたします。

新年度予算案で示された、中等度難聴者への補聴器購入助成は、今年度から所得制限が撤廃をされた中等度難聴児発達支援事業とは別の事業であり、区独自の事業と考えていいのでしょうか。まず、お伺いをいたします。

○松山障害者支援課長 中等度難聴者への補聴器購入助成ですが、委員のおっしゃるとおり、東京都

の事業とは別の、区独自の事業でございます。

○新妻委員 東京都の事業と、品川区独自の事業ということを確認いたしました。プレス発表によりますと、18歳から64歳の中等度難聴者への補聴器購入として、5万円が助成されるとあります。私は2023年予算特別委員会で、区民から、18歳以上になると購入費助成がなくなり、経済的な負担となることから、補聴器をきちんと購入がし続けられるのか心配とのご相談を受けて、質疑をさせていただきました。その際は、中等度難聴児発達支援事業は、東京都の条件として、18歳未満の中等度の難聴児となっているということで、東京都と同じ条件にしているということでありました。私からは、ニーズを確認しながら、18歳以上の方にもぜひ助成の検討をと要望させていただきましたので、先ほど確認をいたしました。新たに区の事業として助成対象となったということは大変うれしく思います。早速このご相談者の方にお伝えをさせていただきましたところ、そのご相談者は、実は区長が行うタウンミーティングに参加をして、親子で直談判をしようと計画をしていましたということで、新年度から18歳以上の助成が始まることを大変に喜んでいただき、また、補聴器を必要としているご友人の方にも早速お伝えをしたということでありました。

そこで、助成するに至った経緯と、この事業が今後継続をして行っていだけけるのか、お伺いをいたします。

○松山障害者支援課長 まず、助成に至った経緯でございます。18歳から64歳までの中等度の難聴の方や、日常生活用具等検討会の相談員の方からもお声をいただきまして、検討した結果、聞こえの能力の向上や費用負担の軽減から必要であると区として強く認識し、事業化に至ったものでございます。今後につきましても、ようやくこの事業によりまして、全世代、全年代への補聴器の購入助成を可能とすることで、中等度の難聴者のさらなる社会参加の促進を図るものと考えておりますので、継続していきたいと思っております。

○新妻委員 次に、中等度難聴児への助成は、購入費と修理にも使える制度です。所得制限も撤廃されました。18歳以上から64歳の方へは購入のみが対象で、所得制限があります。65歳以上の高齢者の方には所得制限がありません。所得制限なく行っていきたいと思っております。そしてまた、修理費用が対象となっていないこと、所得制限の考え方を伺いいたします。

○松山障害者支援課長 中等度難聴者への補聴器購入助成の所得制限および修理費についてでございます。所得制限があること、そして修理費がないことについては、国の障害者制度と均衡を図るためでございます。障害者手帳を所持する難聴の方が使用する補聴器につきましては、修理はございません。また、所得制限がございますので、今のところ制度の変更というものは、国の制度に合わせているところなので非常に難しいところですが、国の動向を今後とも注視してまいります。

○新妻委員 例えば、区内での手帳を持っている対象の方で、所得制限があることで助成を受けられない方、どれくらいいるのか、今後ニーズを把握していただきながら、事前にお伝えしていないので数は聞きませんが、そこをしっかりと品川区で補填をするなどの、そのようなことも含めた検討をしていただきながら、ぜひ所得制限の撤廃は要望させていただきたいと思っております。

次に、終活支援パッケージ事業について伺いをいたします。

私は2017年から、議会質問で終活を取り上げてきました。葬儀やお墓など、人生の終焉に向けての事前の準備と、これからの不安を解消し、人生のエンディングを考えることを通じて、自分を見詰め、今をよりよく生きる、よりよく自分らしく生きる活動が終活だと紹介し、2021年の予算特別委員会では、当時開設したばかりの豊島区終活あんしんセンター、終活支援の事例を通して、品川区での取組

を要望いたしました。

新年度予算には、新たに終活支援パッケージ事業として８３０万円余が計上されており、品川区での終活支援に期待をしています。８３０万円の予算の内容を伺います。また、どれくらいの需要を見込んでいるのか、対象者をお知らせいただくとともに、今年度行われた高齢者世帯実態調査での、区内のおひとり暮らしの高齢者と高齢者世帯の人数をお伺いをいたします。

○東野福祉計画課長 まず、終活支援パッケージの予算の内容でございます。こちらにつきましては、まず社会福祉協議会のほうで行っております、あんしんの３点セットという事業がございます。こちらにつきましては、あんしんサービス、それから任意後見、それから公正証書の作成などについて、パッケージとして提供する事業でございます。こちらが、現在取扱手数料等がかなり高額となっております。そういったものの補助をするということで、予算を組んでいるものでございます。具体的には、こちらの補助に関するもの、それから社会福祉協議会の職員が取り組むということになりますので、その辺の人件費的なところ、それから件数的には現在５０名強の方がご利用されております。こちらが大体９０名から１００名ぐらいをめどとして、倍増していくのではないかとということで、そのぐらいの見込みとしての補助を用意しているものでございます。

それから、ひとり暮らし高齢者、それから高齢者世帯の人数でございます。こちらひとり暮らし高齢者の実態調査を昨年行っておりまして、７５歳以上のひとり暮らし高齢者につきましては、昨年の４月１日現在の住民基本台帳からの抽出によりますと、高齢者世帯、１万９,９０６人、こちらは７５歳以上と７０歳以上で構成される高齢者世帯員ですが、こちらが１万７,８２３人おりました。

○新妻委員 詳細をありがとうございました。現在５０人が既に利用されていて、倍増するのではないかとこの予算立てというように確認をいたしました。

一方で、今高齢者のひとり暮らし、また、世帯の確認をさせていただきましたが、今いただきました数を合わせると３万７,０００人を超えている。そして、これ多分対象が７０歳以上なので、この事業を使えるのは６５歳など、もう少し下がるかと思うと、もう少し対象の人数がいるかなと思います。そうしますと、１００人を超えてくることもあるかなと思っておりますので、まずは新たに新年度事業、展開をしていただきながら、そのニーズを見極めていただきたいなと思っております。そして、これを今後どのように多くの区民の方にお知らせをしていくのかという、最後周知を聞かせていただきたいと思います。

○東野福祉計画課長 周知につきましては、区のホームページ、社会福祉協議会のホームページ、それからデジタル関係、ＳＮＳなども使いまして、様々周知を行っていく予定です。広報紙なども活用していく予定でございます。

○新妻委員 そのような広報紙等々、必要だと思いますが、直接、やはり高齢の方ですので、確実に高齢者の対象の方に届くような、民生委員を通じて等々、高齢者クラブ等も含めて、大きく周知を進めていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願いいたします。私からは、２３９ページ、障害者グループホーム運営費、２６３ページの青少年育成事業について、時間が許せば２８９ページの里親養育包括支援事業について伺います。

最初に障害者グループホーム運営費についてです。障害者支援区分の入居者数について、改めて品川区の現状をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 障害者グループホーム運営費助成に係る品川区の現状ということでお答えさせていただきます。

この障害者グループホーム運営費助成の中の中重度障害者受入助成を検討するに当たりまして、区内の民間事業者を対象に調べましたところ、昨年の9月時点で、区分6が1名、区分5が2人、区分4が8人、区分3が12人という状況でございます。

○ひがし委員 特に区分5、6というところはなかなか入居が難しいというところで、確認をさせていただきました。

現在までは有資格者の助成を行っていますが、なかなか実績が進まず、令和6年だと1事業所で2名のみというような結果となっております。会派といたしましても、要件の見直し、しっかりと使えるような事業にしてほしいというように求めておりましたが、進捗についてお聞かせください。

また、別途厚生委員会等でも要望しておりました、障害者区分に応じた運営費の助成、令和7年度より始まるということで大変期待をしております。こちらの事業の目的についてもお聞かせください。

○松山障害者支援課長 まず初めに、有資格者配置助成の検討状況でございます。有資格者配置助成につきまして検討したところ、サービスの質の確保の観点から、年数等については国からも示されており、難しいところでございます。その検討に至る経過の中で、今回、中重度障害者受入助成というものを初めてご提案させていただくものでございます。

中重度受入助成につきましては区分3から対象にしておりまして、区分3から区分6までの中重度の方をグループホームで受入れを促進しようというのが目的でございます。

○ひがし委員 では、有資格者の助成というところではなくて、中重度の受入助成のところにシフトしたというような形で認識をしてよろしいでしょうか。また、この障害者区分ごとの助成の金額、全体の予算、そして各区分の想定的人数はどうやって決定をしていたのか、参考にした自治体等もあればお聞かせください。

○松山障害者支援課長 中重度受入助成については、まず有資格者助成については継続をさせていただきまして、そちらは中重度の方を入居していただいた場合に、有資格者の人を配置していただきたいというのが区の目的でございます。加えまして、新たに有資格者助成を考えたものでございます。区分の金額の内訳でございます。区分6が9万円、区分5が7万5,000円、区分4が6万円、区分3は4万5,000円で、それぞれの区分ごとに助成金額、先ほどの実績の人数、そして12月を乗じて、合計したものが予算額となります。1,512万円でございます。この金額につきましては、23区調べたところ、あまり実施している区がなく、練馬区を参考にさせていただいたものでございます。

○ひがし委員 各区分に応じて1.5万円ずつ減額していくというような形で、認識をさせていただきました。また、その予算の規模としては、今入っている入居者の方々に当てはめて金額を算出したというところも確認をさせていただきました。

練馬区、私もこの事業を始めるといように聞いて調べさせていただきました。練馬区の重度障害者グループホーム運営費助成金交付要綱を見ますと、練馬区では、障害者区分6の利用者1名に当たりが9万円、これ品川区と同じ、5についても7万5,000円というように変わりません。ただ、4については金額がガクッと下がって3万7,500円で、区分3については特に助成がなしというようになっています。これ参考にした自治体、練馬区ということで、品川区はもう区分3、4についても一律1.5万円ずつ下げるという形を取っていると思うのですけれども、この練馬区との違いというところは、品川区はどのように検討したのかということも教えてください。

○松山障害者支援課長 練馬区との違いでございます。委員おっしゃいますとおり、まずはそれぞれの金額、練馬区は4以上からなっております、重度という扱いでございます。品川区の場合、中重度の障害者の受入助成を検討する際に、前提として、有資格者助成をまず検討したということがあります。有資格者助成については、中度から重度までの方が入居しやすいようにということで、同じ対象者、生活介護の方、常に介護が必要な方がグループホームに入居するということを想定いたしました。生活介護の方につきましては区分3以上となっておりますので、区分3、4を考えたところでございます。区分3、4の金額につきましては、給付費の4分の1程度ということの想定を区分5、6から割り出しまして、その同じ割合で区分3と4ということで金額を想定したものでございます。

○ひがし委員 まず、この事業が始まるということ自体については、すごく歓迎をしておりますし、期待をしております。ただ、委員会の中でも重度の方、中度よりも重度の方がなかなか入りにくいというところのお話があったので、重度のところにももう少し金額を乗せておいたほうが、区分5、6の方々が入りやすいのかなと思ひまして、また参考にした自治体が練馬区ということで、練馬区と比較してみたときにも、品川区の金額が少し違うのはなぜだろうと疑問に思ったので質問をさせていただきました。ぜひ、まず利用しやすい制度にすることということと、あと金額が、今入っているところで予算立てしていると思うので、また新しく入る方々ということにも拡大していけるように、補正等も組みながら検討していただきたいなという点と、あとはまた金額についても、ぜひほかの自治体がやっていなくて始めるというところはとてもすばらしいと思うのですけれども、金額についてもう1回考えてもいいのかなとは思っております。こちらは要望とさせていただきます。

次に、青少年育成事業について伺います。

こちらの事業、私かねてからユースクリニックというところ、もっと品川区、そして日本でも増えていかないかなと思っておりますし、要望等でもさせていただいております。ユースクリニックとは、心や体、生理、妊娠など、性の悩みを若者が気軽に相談できる場所のことです。そしてユースクリニック先進国のスウェーデンでは、国内に約250か所以上も設置をされており、自治体が運営しているところも多いというように聞いております。現在品川区では、今年の1月からユースヘルスケアしながらほけんしつとして、オンラインチャット、または相談できるしなわかカフェ、月に1回開催していると思っております。品川区、子育て支援すごく進んでいて、お母様方が利用できる制度も進んでいるということでありますが、若者の支援がなかなか進んでいないのではないかなと私自身感じておりますけれども、その点について区の見解をお聞かせください。

○柴田子ども施策連携担当課長 区の若者施策についてのお尋ねでございます。現在区では、来年度から実施となります品川区子ども計画を策定しております、その中で、区における子ども関連の各種施策というものをライフステージ別に整理しているところでございます。その中で若者に特化した支援というものは、ほかのライフステージと比べると少ないというように認識をしているところでございます。その点につきましては、今年度から始めております心と体の健康相談事業、そういったところで様々なニーズ、相談も今寄せられておりますので、その点から課題を把握して、どのような施策が区において必要か、そういった点について研究してまいりたいと考えてございます。

○ひがし委員 ライフステージに応じた支援というところで、足りないところをしっかりと考えていくとご答弁いただきました。

私、神奈川県だったか、ユースクリニックを開いている産婦人科医の門間美佳さんという方とお会いしたときに、少しお話を聞かせていただきました。ユースクリニックが日本でなかなか進んでいない現

状でオープンをしたということで、理由については、近くのまちの高校生の男女2人が赤ちゃんの遺体を遺棄する事件、また、生まれたばかりの赤ちゃんが川で見つかる事件などが相次いだことで、ユースクリニック開設をすることを決めたそうです。意識したことは、オープンに話しやすい雰囲気、若者が気軽に来られる、なかなか1対1の診察ではハードルが高過ぎるということで、オープンユースクリニックとして開設をしております。今では月1回、土曜日の午後に開催をし、中・高生、また20代の若者も多く集まるというように聞いております。品川区で行われております、このしなわかチャット、要件を見てみますと19歳までというようになっておりますが、年齢を決めたきっかけというところも聞かせていただきたいと思いますと思っております。

また、月1回に行われておりますしなわかカフェ、まだ開催して間もないとは思いますが、どのような工夫、しっかりとオープンに話しやすい雰囲気というところを意識してほしいと思うのですが、工夫している点、どのようなことを行っているかについてもお聞かせください。

○柴田子ども施策連携担当課長 ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

まず、しながわほけんしつの年齢に決めた、参考にした自治体はということでございますが、ユースクリニックのような事業をしている自治体というものは全国でもまだ限られておりまして、数は少のうございます。そうした中で、東京都が電話相談、それから対面相談というものをやっております、通称わかさぼというもののなのですが、そちらが19歳となっておりますので、そちらを参考にしているところでございます。

また、委員からお尋ねいただきましたしなわかカフェ、こちらのご紹介をさせていただきますと、月に1回、区内の児童センターにおいて対面相談会というものをやっております。形としては、オープンにみんなでいろいろなお話をするスペースを設けて、その中で個別に話したいというお声があれば、別室を用意して詳しい相談をしていくという流れになってございます。そして委員のおっしゃるように、子どもたち、なかなかこの相談に来るのに恥ずかしいなど、そういったところがあるように思いますので、工夫といたしましては、おしゃべりをしながらというところで、ただ単におしゃべりをするのではなくて、占いやカードゲーム、あとはグッズの缶バッジを作ったり、そういったところを入口に子どもたちに来てもらって、そこでいろいろなおしゃべりをする中で、このような相談をやっているということを今周知しているようなところで、子どもたちにより知っていただいてアクセスしてもらえ、そういったしなわかカフェを目指しているところでございます。

○ひがし委員 様々ご紹介ありがとうございます。ぜひ、子どもというより若者というところの支援が足りないのかなと思っていますので、ゲームや占い、とてもすてきだと思います。門間先生のところでは、おやつ、飲物を準備したり、あとアクセサリーの製作、ネイルアートなど、少し年齢層高めに設定をしているというようなお話を伺っております。19歳までではなく、ぜひ20代も、大学などで学生の方、また妊娠や性の悩みというところは年齢が少し上がっているというようにも聞いておりますので、そちらについても対応をぜひ検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。最後お答えください。

○柴田子ども施策連携担当課長 利用の年齢についてでございます。現在は中学生以上の10代の若者というようにしているのですが、今、実績として、年齢のボリュームゾーンが、15歳から17歳が多く利用していただいている状況です。ただ、他の自治体を拝見いたしますと、もう少し年齢を上を上げて、24歳など、そういったところも見受けられますので、その点については今後需要と、それから社会の動きと、研究しながら対応してまいります。

○石田（秀）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 274ページ、保育施設運営費に関わって、保育園民営化統合方針について、281ページ、区内私立保育園経費に関連して、定員割れ加算制度について伺います。本当はすぐ定員割れ加算制度について伺いたいところなのですが、昨年4月、区は区内保育園等あり方基本方針を策定し、子ども計画の素案でも、区立保育園については各地区の量の見込みや施設の老朽化等を総合的に考慮し、統合を含めた再整備を図っていくと打ち出しておりますので、まずはここをたださなくてはけません。

私も、子どもが私立、公立両方の保育施設にもお世話になりまして、子育てを今もしています。まず、保育園事業が、子どもや親にとってどのような意義があると区は考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。それと、未就学児の人口推計の推移について、ピークはいつなのか伺います。それと、共働き世帯の割合の推移について、近年増えているのか、減っているのか、伺います。

○中島保育施設運営課長 保育につきましては、保育所保育指針等に定められておりますとおり、乳幼児が最善の利益のために、健全、健康で安全で生活できるように養護するという面と、あとは心身の健全な発達をするという教育を一体的に行うということとなっております。保育園でも、その観点から、子どもたちの成長をしっかりと支えているところでございます。親にとっても、やはりご自身の保育、子どもたちの育児を専門家の方から、保育士から様々聞くことによりまして見直すということも今行っておりますので、そのような面でも、親にとってもメリットがあると考えているところでございます。

○芝野保育入園調整課長 私からは、未就学児の人口のピーク、こちらと、あと共働き世帯の推移、状況推移というものをご説明させていただきます。

まず、未就学児の人口のピークでございますが、今策定中の品川区総合計画実施計画の中で、年少人口ということでピークのほうを出しております、年少人口ゼロ歳から14歳のところ、これは2046年、令和28年にピークを迎えるということでございます。また、今同じく策定中の品川区子ども計画、こちらは5年間の推移でございますが、就学前人口は、令和7年以降、緩やかな増加が続くというような結果が出ております。

続きまして、共働き世帯の状況でございますが、こちら申し訳ございません、詳しい統計資料ありませんけれども、国の労働力調査、こちらのほうでカウントしてみますと、共働き世帯というものが2023年の現在で1,278万世帯ということで、全体の71.2%が共働き世帯ということで、10年前と比較しますと、やはり10ポイント以上、10%以上上がっているというような状況でございます。

○安藤委員 就労支援にとどまらず、子ども自身にとって非常に重要な意義がある事業だということと、あと令和7年度以降も年少、未就学児の人口が増えると。なおかつ、もう7割を超えたということで少しびっくりしたのですけれども、共働き世帯の推移も、10年間で10%以上も上がっているということで、もう本当にニーズがすごいなと思いました。

品川区は、一方でスクラップ・アンド・ビルドと言っております、またその一方で、今年の一般財源の、昨年と比較した税収増なのですが、歳入等でもありましたけれども、イレギュラーなものは除いたとしても、特別区民税53億円余、地方消費税15億円余、特別交付金42億円、利子割交付金1.5億円、配当割交付金5億円、株式等譲渡所得割交付金も2億円ということで、計、約119億2,000万円も増えるということでございます。

また、区長は施政方針で、核家族化や共働きが進む中、まさに今言ったところです。未来を支える社

会の宝である子どもの健全な成長のためには、孤独な子育てをなくし、先ほどもありました、社会全体で子どもと子育てを支える、子育ての社会化が必要不可欠だと言っておられます。私はこれは現実の社会と子育て世代のニーズにもかなって、まさにこれから求められる施策であり、全くそのとおりであり、代表質問でも評価したとおりなのです。そして、人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを、所得制限なく全ての人に提供するとも述べられております。

保育園ですけれども、まさに社会全体で子どもを支える上での不可欠な基盤の事業なのではないでしょうか。区立保育園の統廃合方針というものは、この方針とは私矛盾すると思いますし、区のこれまでの、前に言ったようなこととは矛盾すると思いますし、先ほど述べた理由などからも、今区が行っている保育園事業を縮小、統合しなくてはならない合理的理由もありません。伺いますけれども、あり方基本方針の具体化はしないよう求めますが、いかがでしょうか。それと、保育園事業を生活の基礎となる行政サービス、区長が言っておられる、と区は考えているのか、伺いたいと思います。それともスクラップ・アンド・ビルドの対象と考えているのか、伺いたいと思います。

○芝野保育入園調整課長 2点ご質問をいただきました。

まず、あり方検討の内容というか、そちらのほうをお答えさせていただきますが、区では、これまで待機児童対策として、保育施設を積極的に誘致した結果、令和4年度に待機児童ゼロを達成させていただいております。一方では、近年では、私立保育園等におきまして空き定員が若干出てきておりまして、事業者の経営状況、こちらのほうも懸念される中、一部の小規模保育園では閉園するというような残念な結果になっているところもございます。こうした中、区全体の保育ニーズを把握して、将来にわたって質の高い持続可能な保育サービスを提供するために、区では、適切に品川区全体の保育定員の管理をしていく必要がございます。統合ということでございますが、単なる縮小というようには全然考えておりませんで、公私立の連携強化のための取組や、あと建て替えのための代替地というような活用など、限られた資源を効率的に活用しまして、区全体の保育サービスの質と持続可能性を高めるための政策だと考えております。最新の人口推計によりますと、先ほどもちょっとご紹介しましたが、区内の就学前人口、緩やかに増加するというような見込みになっております。また、国の誰でも通園制度、こちらスタートしまして、新たな保育需要というものが生じる可能性が示唆されているというところでございます。これらの要因を総合的に勘案しまして、区として将来を見据えた、柔軟かつ適切な保育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

もう1点、保育サービスなのですが、生活基盤を支えるものかどうかということでございますけれども、委員のおっしゃられるとおり、こちらは生活基盤を支えるものとして、しっかりと推進をしていきたいと考えております。

○安藤委員 柔軟かつ適切という話もありましたけれども、これは具体化しないように求めたいと思います。今、現実的に即して、きちんと大事な公の役割であります保育サービスの提供、これについて責任を持っていただきたいと思います。

次に定員割れ加算について伺いたいのですが、2023年1月の調査時点なのですけれども、保育施設に定員割れに特化した補助を行っていないという区は、品川区含め3区だけでした。20区は実施しており、うち16区は認可保育園を対象にしており、豊島区では認証保育園も対象にしておりました。区は、これ実施しない理由として、保育園で余裕活用型の一時預かり事業に対する助成金を国の3倍以上出しているということで、経営努力してほしいということで補助の実施を拒否しておりました。その理由を言っていましたけれども、この一時預かり事業というのは、予算書を見ますと、私立、地域型

保育、認証、それぞれに予算計上されておりますが、ある私立の保育施設からこのような声が出ております。運営費の補助の拡充などもありますけれども、しかしながら、定員数に応じた職員を配置し、保育園の運営を維持するにはいまだ厳しい状況にあります。定員割れをしている状態が続いている以上は、園を運営していくには限界があります。園児数が少ないからといって職員を減らすことはできません。今、園ではぎりぎりの職員数しかおりません。子どもたちに安全で安心できる園生活を送ってもらうためにも、保護者の方々が安心して園に預けられるようにも、定員数に応じた職員の配置が安定的に維持できるよう、運営費を定額制にしていきたいという声です。

また、こうも言っております。保育政策に新たに一時預かり事業などが始まっています。園にもありますが、園に慣れない集団保育が困難な子、アレルギー児など様々な子どもを預かる上でのリスク、保育士の業務負担増、精神的負担を考えると、この事業になかなか踏み込みません。これらの事業を園で行うことが自社努力というのでしょうか。職員に業務負担（精神的負担も含め）をこれ以上はかけられません。職員の健康的な体と心を大切にしていきたいからですということを出ておりまして、やはりかなりぎりぎり、今の時点でぎりぎりということなのです。改めて、この補助をやらない理由というのですか、こういった保育士、現場の声も踏まえて、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長 空気が発生しているという状況に対する補助についてでございますけれども、この補助につきましては、まず効果検証というものをどのように図っていくのか、また、区内には区が認可している認可保育所以外にも、認可外の保育施設というものが多数存在してございますので、民間の保育市場に与える影響が大きいということと、もし対象外となってしまった認可外施設の方たちの不公平感などの様々な課題があると考えて、実施のほうを検討してございません。

○安藤委員 私は少なくとも、やはり株式会社だといろいろ広域的にやりくりもできるので、あれかもしれないですけれども、社会福祉法人やNPOなどでやっていると、もうかなり、今言ったところも株式会社ではないところの声だったのですが、非常にぎりぎりでやっているわけです。ですから、予算書を見ても、区が出さない理由にしている未就園児預かり事業をやればいいではないですかとおっしゃるわけですが、全体の認証や地域型、私立、合わせて144あるのですが、予算書を見ますとやっているところは31園にとどまっており、21.5%なのです。ほとんどがやれていないわけで、それがあからそれを使ったらどうですかということは、あまりにも実態とそぐっていないというのですか、見直しを求める、実施を求めることがいかがでしょうかということと、あと先ほど言った未就園児定期預かり事業、これ株式会社以外でやれているところというものは何園ぐらいあるのですか。ちょっと伺いたい。無理だったらあれですけれども、伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長 すみません。また未就園児定期預かり事業に関して、株式会社以外でやっている園ということについてでございますが、申し訳ございません、今ちょっと手元に資料がないので正確にお伝えすることはできないのですけれども、委員からお話いただいた未就園児預かり事業を導入することが難しいというお声、これ今お伺いしましたので、しっかりと対応していきたいと思っております。この事業は様々なお声を聴きまして、今年度対象経費の拡大、あと補助額の拡大というものをしてございます。その対象経費の拡大というものも、人材というものの雇用に関しての補助も対象になりますし、また、様々な負担軽減のICT導入、そういったものにも活用していただけるようになってございますので、今後広く導入、参加していただきたいと考えているところでございます。

○安藤委員 ぜひこの事業、補助を実施していただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは、２７０ページ、保育入園調整費、２７４ページ、保育施設運営費、２４６ページ、高齢者福祉費、２３３ページ、支え愛・ほっとステーション事業、時間があれば２４７ページ、在宅高齢者支援事業についてお伺いをいたします。

まず、保育園関連についてお伺いいたしますけれども、これ私立保育園の事業者の方からご要望を受けたのですが、今からお話することは、私立、区立問わず問題になることかなと思っておりますので、お話をさせていただきます。まず、入園前のお子様の情報提供をしっかりといただきたいということでございます。それ具体的に詳しく言いますと、お子さんが中国人の方で保護者の方も中国人の方、日本語が全く話せず、コミュニケーションをほとんど取れないということで、実際そういった状況で中国人のお子様が入られて、保育士の方などがその子に対してもうつきっきりの状態で、大変大きな負担になっているということでございます。ですから、中国人に限らず、今後外国人の方がこの品川区にどんどん増えていって、かつ日本語のコミュニケーションが困難な方々、増えてくるかと思います。日本語の習得は外国人の方はぜひやっていただきたいのですけれども、事前に保育園に、これから外国人のお子様が入っていきます、そして日本語があまり十分ではありませんという情報を事前に提供していただくと、園側もその対応、しっかり準備ができることはできると。対応可能になることが多くなると思いますので、そうした入園前のお子様の日本語の習得状況や能力などの状況の情報提供をぜひしていただきたいのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○中島保育施設運営課長 園児、そして保護者の方の語学、言語での対応についてでございます。こちらの現状、今入園前の面談や身体測定などもあります、そのところで、語学の状況について現場も把握をしているところでございます。実際問題、園児に関してボディランゲージや絵を使ったコミュニケーションなど、現場では保育士もしっかりと対応しているところでございますし、言語も習得をする時期でございますので、ほかの園児と日々遊ぶ中で言語を覚えているところでございます。また、保護者についても、小型翻訳機なども用意しておりますので、そのようなところでしっかり現場でもコミュニケーションできるような体制を整えているところでございます。

○筒井委員 現場で体制整えられているということですが、その園の方がお困りの状況ということが実際発生しているので、確認の際、なかなか確認し切れないパターンなどがあるかと思うのですが、ぜひ、今後外国人の方増えてきますので、そうした事前の情報提供というものをよりしっかりと、よろしくお願い申し上げます。

続いて保育園サーベイランスの導入の検討をお願いしたいと思うのですが、サーベイランス、感染症の発生動向調査です。リアルタイムに感染症の情報共有を、保育園、また保育関係各課、保健所と連携をして、感染症の早期対応、蔓延防止ということをやっていくということでございます。実際川崎市では導入されていますし、それで特別区どうなのだろうかなと思いましたが、豊島区で実際保育園サーベイランスをもう導入されております。今ご存じのとおり、お子さんからかなり感染症、様々な感染症が広がるケースが増えてきております。それを事前になるべく防止をして、お子さんご本人にとっても、また、当然そのお子様の保護者にとっても、これ必要な情報共有体制だと考えております。これから様々な感染症、また出てきてしまう可能性もありますので、ぜひそうした感染症予防という観点で、この保育園サーベイランスについて現状どのように把握をされているのか、お考えをお聞かせください。

○中島保育施設運営課長 感染症の把握についてのお尋ねでございます。現時点で、例えば区立保育園では毎月各園の感染状況の件数などを記録して、本課とも共有しているところでございます。現場ではしっかり感染対策に努めているところで、リアルタイムでまだ把握をするような、特段の支障なく園

運営はできているというようには認識しているところでございます。今、先行の自治体の事例もご紹介いただきましたので、そのような取組など情報収集しまして、うまく活用できているかなど、導入の効果なども情報把握をしてまいりたいと思っております。

○筒井委員 ぜひ今後、感染症毎月確認されているということですが、感染症の広がりも早い場合もありますので、そうした早期対応という観点から、このサーベイランスの検討をぜひ行っていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

続いて、高齢者福祉費に関連して、有償ボランティアの事業について伺います。

品川区では令和6年度、要は有償ボランティアの事業として、スケッターというところと介護職魅力発信事業の委託をされて、連携をされたということでございます。区といたしましては、令和6年度は6か月無償トライアル、そして垂れ幕も庁舎のところに大きく貼られて、すごい目立っていたかと思いますが、この有償ボランティア事業、無資格者の方でもスポットでお手伝いをしたいという地域住民、この方はすなわち有償ボランティアなのですが、この有償ボランティアと介護施設とのマッチング、1日二、三千元ということで、比較的安い料金で有償ボランティアに隙間時間に自分のできることをやっていただくということで、この介護人材不足の状況で、非常に興味深い取組、今後必要になってくる取組だと思っております。1つ明るい動きかなと考えております。

このスケッター、川崎市、北九州市、仙台市、そして特別区では中野区と協定をされて、今現在自治体と協定拡大をされているところでございますけれども、品川区では、令和7年度では令和6年度のような予算化はやらないという状況でございますが、令和6年度ではやめられた理由は何か、そしてスケッター側に対して何か課題があったのか、伺いをいたします。

○菅野高齢者福祉課長 お尋ねの、今年度実施しております有償ボランティアサービスのスケッター事業についてのお答えをさせていただきます。

品川区では、介護現場での有償ボランティアを通じて、介護職の魅力を発信するためということで、このスケッター事業を今年度始めさせてもらっております。区内の介護事業所を対象に、有償ボランティアマッチングサービススケッターを6か月、無償トライアルの利用ということで、現在9月から2月までということで実施をさせていただいております。今も委員のほうからもご説明ありましたが、スケッターとは介護福祉特化のスキルシェアサービスで、資格や経験がなくてもスポットのお手伝いをしたい地域住民との介護施設をマッチングするサービスとなっております。主にレクリエーションの提供や食事の準備や片づけなど、隙間時間に自分のできることを参加できるというようなシステムとなっております。

今年度については、23事業所のほうが参加をしていただいております。それぞれスケッターのホームページ等を見ると、いろいろと募集の記事が出ていて、実際に体験したボランティアの方がその体験のメッセージを投稿したりするなどして、やはり一定の効果は出ているのかなというように感じているところです。しかしながら、こちら6か月の無償のトライアルを利用したということで、こちらのほうとしてはきっかけづくりをさせていただきまして、事業者のほうも、現在2月で無償トライアル終わったのですが、3月からそのうちの11事業所のほうが継続して、利用料をお支払いした上でこの事業を継続するというようなお話も聞いておりますので、引き続き区としては、このスケッター事業に多くの事業者が参加するように呼びかけてまいりたいと思っているところです。

○筒井委員 そうですね、今後ぜひ、予算化は令和6年度、令和7年度ではされないということなのですが、11事業者は継続ということで、そのほかの事業者の方が継続しなかった理由というこ

とは、理由は何か把握されていますでしょうか。

また、令和6年度品川区は業務委託ということになっているのですけれども、ほかの自治体では協定ということになっておりました。品川区はなぜ協定ということを経なかったのか、その理由もお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 今年度30か所を対象にということと呼びかけをさせていただいたのですが、結果23事業所の参加ということになった主な理由としては、何度もいろいろと事業所のほうにはこちらのほうも問いかけはさせていただいたのですけれども、やはり業務の切り出し、どのようなことを有償サービスとして提供するかというところに、事業者のほうも通常の業務も忙しいというところもいろいろあるでしょうが、なかなか抵抗を示されたところもあったのかなというようには感じております。その辺りのところも、事業者にもう少し積極的に参加していただきたかったというところもございますが、その辺り、今後の課題として残っているのかなというところと、今年度委託でさせていただいたというところで、東京都のほうの4分の3の補助もいただいて実施させていただきました。他自治体では、協定を結んでいるところは、委託料、こういったトライアルを委託料として払っているところもあれば、きっかけとして呼びかけて、事業者の参加を促しているというところと、様々と聞いておりますので、区としては委託事業として実施をさせていただいて、呼びかけをさせていただいたので、協定以上の効果を生み出して実施させていただいたと思っております。

○筒井委員 分かりました。ありがとうございます。いずれにしても、今回スケッター側の課題ということもいろいろ見えてきたかなと思っております。一方で、非常に介護人材不足のこの状況の中、1つ明るい動きだと思いますので、ぜひ品川区といたしましても、今後ぜひ広報など、支援の協力や今後協定を結んでいくとか、そうした無形、有形の支援を行っていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 今年度、このスケッター事業で、こちらの会社のほうが実施をした、有償ボランティアを集めた説明会や交流会等にも顔を出させていただきましたが、いろいろな特技を披露していただいたりなどして、すごく楽しく盛り上がった会でありました。そういった形で、今後も何か区として支援できることがあればということで、引き続きこのスケッターサービス、継続する事業所も多数ございますので、いろいろなお声を聴きながら、何か支援できる方法を考えていきたいと思っております。

○筒井委員 ぜひよろしくお願い申し上げます。

最後にちょっと時間がないですけれども、支え愛・ほっとステーション事業、全世代向けになるのですが、人員体制は十分なのか、それと相談場所の確保は十分なのかお聞かせください。

○東野福祉計画課長 支え愛・ほっとステーションの人員体制でございます。こちらにつきましては、令和7年度、5か所で今の2名から3名に増員する予定でございます。場所につきましては、地域センターと場所の確保について十分話し合っているところでございます。

○石田（秀）委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 263ページの子どもの居場所運営費から、すまいるスクールの運営と朝の居場所確保について、259ページのオアシスルームについて、時間の中で質問させていただきます。

私ごとなのですけれども、4月に子どもが小学生になるため、今入学準備にいそしんでいます。小1の壁を再び意識するのですけれども、品川区はすまいるスクール、全児童が利用できたり、子育てをする保護者にとって安心できます。さらに朝の居場所確保やすまいるスクールA登録の無償化が予定されておりまして、支援の充実に期待の声が寄せられています。新たなステージに進む子どもたちと、子育て

て、あと家庭と仕事をいつも頑張る保護者の皆さんを応援して、質問させていただきます。

まず、すまいるスクール運営費からは、登録の電子化をしてほしいという思いで質問いたします。現状は新1年生の登録および継続の申込みについては、所定の用紙に記入をしてすまいるスクールに直接持っていくという形になっています。1月、2月は次年度の申込みで、職員の皆様も対応が多い時期だと思いますので、紙での直接のやり取りは苦労があるのではないかと思います。オンライン化、電子申請など活用できませんでしょうか。

○藤村子ども育成課長 すまいるスクールの登録の電子化のお話でございます。こちらの今現状、おっしゃるとおり紙で出している形になるのですが、こちらについてはデジタル化というのは順次進めておる形でございます。現在のところ、来年度の途中からなのですけれども、例えば期中の登録ですとか、A登録からB登録に変えるですとか、そういった変更申請のところというところから、スモールスタートで電子申請可能などから始めまして、令和8年度のすまいるスクールのご利用を希望される方からは、全て電子申請とするような流れで今検討を進めているところでございます。また手続の方法につきましては、様々今後調整していく形になります。

○せらく委員 順次対応を進めてくださるということで、保護者としても、その手続がスムーズになると、入学準備の負担が軽減できると思います。また、申込みのほかに口座登録の手続などもあると思いますが、そちらもぜひ一緒にオンラインをしていただきたいなということで要望させていただきたいと思います。

次に、朝の児童の居場所について、先日も質問に上がっていたと思いますが、アンケートを実施して状況を把握してきたということ、詳細の開始時期や実施予定の学校はまだ決まっていない、1校につき3名の配置スタッフで新たに委託先を探していくということでした。改めてこちらの事業の目的を教えてください。

○藤村子ども育成課長 こちら朝の居場所の実施目的というところですが、朝の小1の壁というような社会的課題がある中、区におきましても、校門の前で開門を待っている児童の方はいらっしゃるというところですので、こちら児童の安全確保を図っていくということが第1の目的というような形になっております。

○せらく委員 朝の小1の壁と、児童の安全確保という点をご答弁いただきました。実施についてなのですけれども、例えば土曜授業の日や、学校が休みだけれどもすまいるスクールが開いている夏休みなどの長期期間中は、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

また、先日質疑からは、朝の朝食の支援の中では、アレルギー対応が出てきたときの対応の話が出たと思いますが、朝食の内容について、アレルギー対応はしないということか確認させてください。

○藤村子ども育成課長 朝の居場所の運用のご質問でございます。まず、土曜や休みというところのお休みの日、長期期間中の運用というところですが、こちらについては、まず朝の居場所は平日、学校営業日の平日に実施するというような形で検討を進めているところでございます。

また、アレルギー対応のところということでございますが、朝食支援に当たりましては、アレルギー対応の食事を提供するということは想定しておりませんので、そういった形での運用を今検討しているところでございます。

○せらく委員 運用のところ、平日の学校の営業日ということなのですけれども、やはり大人は夏休みもお盆休みだったり、冬休みも年末年始の一部で、春休みも基本的には平日、月から金で勤務をしていると思いますので、その支援を小1の壁の解消という点では今後考えていただきたいなと思ってお

ります。

続いて、長期休暇中の仕出し弁当についてもお聞きしたいのですけれども、次年度の予算の明細書に経費の記載があったので、次年度も行うというように認識しています。昨年夏はほとんどのすまいるスクールで10日程度注文できましたが、次年度はどれくらいを想定していますでしょうか。

○藤村子ども育成課長 すまいるスクール仕出し弁当の件でございます。今年度ですね、昨夏に関しましては、1校が17日、ほかがおおむね10日程度というところで実施いたしました。来年度に関しましては、個別の学校の状況等もあるのでばらつきは出てくると思うのですが、基本的には夏休み中の平日全てで実施していきたいと考えておるところです。

○せらく委員 個別の学校の状況によってですけれども、夏休みが入る7月の後半から8月いっぱいまで実施できるのではないかなというように感じます。この仕出し弁当なのですけれども、春休み、冬休みの実施の声が届いておりますが、こちらについては検討など、お考え状況いかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長 春休み、冬休みというようにお話でございます。こちら、特に春休みのほうに関しましては、保育園から小学校に上がったばかりのお子様がたくさんいらっしゃるというところで、やはり決まったお子さんがいらっしゃるわけではないというようにすまいるスクールの特性というものがございまして、まず夏休みをしっかりと運用した上で、その他の長期休暇についてもできるところがないかなというように形で検討していきたいと思っております。

○せらく委員 事前に課長にもちょっと共有させていただいたのですけれども、港区のほうでは、同じ玉子屋で春休み、冬休みだったり、始業式、終業式などの給食がお休みの日にも行っているということですので、ぜひ保護者の負担軽減や、子どもたちがしっかり食事を取れる環境は用意していただきたいなと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、オアシスルームについて、1点だけ質問させていただきます。

以前、オアシスルーム利用をできるのは、保育園児は利用できないということで質問をさせていただいておまして、今年の9月から保育園児も土曜日が利用できるようにしていただけるということで、こちらについても反響がありました。ありがとうございます。9月からということで、半年間準備が必要ということだと思います。こちらは対象児童の拡大について、予算額や予約システムの変更などがあるのかと思いますが、そこについての詳細をお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 オアシスルームについての質問でございます。オアシスルーム、主に在宅で子育てをしている方ということで、生活支援型一時保育ということで在宅の方にご利用いただいていたというところでございますが、今回土曜日限定ということですので、認可保育園等の在園児まで拡大するような形になっております。

予算の内容といたしましては、今回、本件に係るものとしては約380万円というように形になっておまして、こちらシステム改修の費用というようにものになってございます。スケジュールの時期として、令和7年9月ということで、少しスタートのほうが約半年ぐらい、年度の始めから遅れるところに関しましては、そういったシステム改修のお時間をいただいて、運用を確認した後の運用開始というように形というところで、この時期になってございます。

○せらく委員 保育園児がスムーズに使えるように、9月からのスタートをよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしく願いいたします。私からは、233ページ、孤独・孤立対策推進事

業、263ページ、若者の心と体の健康相談事業、287ページ、児童相談所運営費についてお伺いいたします。

1点目に、児童相談所運営費についてお伺いいたします。

私は昨年12月、日本子ども虐待防止学会第30回学術集会所がわ大会で、名古屋大学大学院教育発達科学研究科の今西洋子先生などによるシンポジウム「私たちは、我が国の性虐待、性被害へどのように取り組んでいくのか？」に参加しました。今西先生は、被害の7割が10代以下だとして、1、未然予防、2、子どもが嫌、やめると言えるなどの発生予防、3、周囲が気づくことができるなどの悪化予防が大切であり、人権教育など人権ベースで捉えていくこと、性虐待、性被害に関する誤った情報からの偏見を取り除くこと、ユースクリニックやまちのほけんしつなども含めて、相談先を増やしていくことなどのお話がありました。児童相談所を中心として、性虐待、性被害の未然予防、発生予防、悪化予防を進めていただきたいと要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

また、先日せらく委員の質問がありましたが、私は昨年11月、WOMAN SHIFTの勉強会で、株式会社変容資源研究所の中川瑛所長による講演「加害者変容支援勉強会～DV、モラハラの連鎖を断つためには～」を聴講し、今年1月に意見交換も行いました。まずはDV加害者がDVを自覚し、行動変容を望み、やり直しのしやすい社会となれば、一部の加害者にとってDVを認めやすくなるため、DVをしたら終わりといった情報が加害者の行動変容を妨げている可能性があるのではないかという課題があると私は思っております。中川さんからは、支援にたどり着くきっかけのほとんどが離婚や別居、あるいはその提案であり、その際被害者からGADHAを直接紹介されるケースと、DV、モラハラと言われて、加害者自身が調べて支援にたどり着くケースがあり、行動変容については、早い人だと4か月から6か月程度で変化が生じるというお話もありました。

私は、例えばパートナーチェンジをした後や、DVを繰り返さないためにも、行動変容を希望する加害者に対しては、立ち直りを後押しするための情報提供相談体制、学びの場が社会の中に必要だと考えています。加害者からの相談事例があり、変わることを望む人が存在していますので、港区の事例もありますが、被害者への配慮を行った上で、DV加害者の面談の際に民間の加害者支援の情報を伝えたり、団体のチラシを児童相談所や子育て応援課の窓口に置くなど、情報提供をお願いしたいと思いますけれども、主体的に行動変容に取り組みたい加害者への対応について、区のご見解をお伺いいたします。

○長谷川児童相談課長 私からは2点お答えさせていただきます。

まず、児童相談所を中心とした性被害の発生予防についてですけれども、児童相談所は現状、事案が発生した段階で認知しまして、子どもと家庭を支援していく機関であることから、予防に関しては全庁的に対応していく必要があるというように認識しております。

次に、DV加害者への面談の際にチラシを置いてほしい、あるいは行動変容を促してほしいという質問に関してですけれども、児童相談所が関わるケースにつきましては、どのような相談につきましても、様々な背景があることを想定してお話を伺いまして、行動変容の必要性があると捉えれば、その問題解決に係る機関に適切につないでいく支援を行っております。その過程において、有用なチラシ等がありましたら、適宜活用していきたいと考えております。

○金子一時保護担当課長 児童相談所の一時保護施設における、性虐待、性被害の未然防止等の取組についてです。区の一時保護施設については、これは性被害に限らない暴力防止全般についてですけれども、基本的に子どもだけになる場面はつくらずに、大人が常に子どもに寄り添い、子どもの声を聴く体制をつくっており、日常的に暴力の未然防止に努めております。また、性被害を含めた様々な暴力が

ら自分の心と体を守る暴力防止プログラムを取り入れまして、子どもを取り巻く大人、子ども自身が暴力を防止する意識やスキルを学ぶワークに取り組み始めています。

○横山委員 ご説明ありがとうございました。全庁的に予防のほう行っていきたいということで、ぜひこれから進めていただきたいと思います。

また、一時保護所や、あと社会的養護の施設などでも、様々な、そういった予防の取組が行われているかと思うので、先進事例のほう研究していただきながら、先ほどのプログラムを磨き上げていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

また、先ほどのDV等の行動変容の方、希望する方に対して適切にお話ししていただけるということで、ぜひ子どものためにも、行動変容を希望する方に対しては、適切な情報提供をよろしくお願いいたします。

2点目に、若者の心と体の健康相談事業、孤独・孤立対策推進事業についてお伺いいたします。

まずは、先ほどひがし委員の質問でもあったのですけれども、ユースヘルスケアしながわほけんしつ、しながわチャットについて、チャット相談と対面相談会の実施の状況を確認させてください。また、可能な範囲で、性別、年齢別の人数と、性に関する相談にどのような内容があったのかということを教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長 委員のご質問にお答えいたします。

まずチャット相談、それから対面相談会ともに、昨年10月から11月にかけて約1か月間の試行実施をしたのち、本年1月より本格実施をしております。利用期間を通じまして、1月末時点の実績といたしましては、チャット相談のほうは約350人の利用登録がございます。利用いただいている男女の内訳につきましては、おおよそ半々でございまして、年齢は12歳から19歳、幅広くご利用いただいているのですが、ボリュームゾーンは15歳から17歳となっております。ただし、チャット相談は匿名での利用が可能でありますため、性別や年齢を伏せてのご相談も多く、相談全体の半数以上は、その点を伏せての相談となっております。

次に対面相談会の実績でございしますが、試行実施期間に1回、本格実施となつてからも月に1回ずつ、区内の児童センターで実施をしております、具体的には東大井、東中延、平塚、それぞれで開催し、毎回10名程度の、主に中高生が相談スタッフとおしゃべりをしているような状況にございます。それから性に関する相談といたしましては、詳細は申し上げられないのですが、ご自身の性自認のことや、性欲に関する相談が幾つかあったことを確認してございます。

○横山委員 ご説明ありがとうございました。理解をいたしました。

オンラインポルノを見過ぎてしまい、視聴がやめられなくなることで生活に支障が出てしまう、ポルノ依存の危険性が世界中で指摘されています。昨年6月にNHKスペシャル「ヒューマンエイジ 人間の時代 第4集 性の欲望 デジタル技術“解放”か“墮落”か」で放送された事例をご紹介します。アメリカ人の男性は10歳のときにオンラインポルノに出会い、18歳で初めてお付き合いをしたパートナーとの関係に支障が出てしまったことによって依存に気づいたと話しています。依存に悩み、24歳の頃イギリスの病理学の専門家、ゲイリー・ウィルソンさんの著書『インターネットポルノ中毒』などから解決のヒントに出会い、認知行動療法を行う中で、孤独感やストレスがたまつた際にポルノの視聴につながりやすいことに気づいたと、オンラインポルノ依存について語っています。依存症は孤独の病、自立とは依存先を複数つくることと言われ、孤独と依存症との関係も指摘されています。特に若者の性の相談については、まだまだ相談しづらい雰囲気があることも否定できません。現在は19歳まで

が対象となっていますが、私は性の悩みを抱えている20代の若者にも、無料で相談できるユースヘルスケアが地域に必要なと考えています。若者の心と体の健康相談のさらなる充実と、孤独・孤立対策の推進を要望いたしますが、区のご見解をお伺いいたします。

○柴田子ども施策連携担当課長 委員のご質問にお答えいたします。

若者の性に関する依存に対する対策につきましては、現在実施しております若者の心と体の健康相談の事業を通じまして、区においてどのような課題があり、対応が求められているかについて把握することに、まず努めたいと考えてございます。

○東野福祉計画課長 孤独・孤立の面からにつきましては、引き続き24時間365日チャット相談、こちらは19歳以上の方でもご相談ができます。こちらの取組のほか、令和7年度につきましては、精神科医によるオンライン相談、こちらについても取り組んでまいる所存です。

○横山委員 ご答弁ありがとうございます。ぜひ課題の対応、課題や今後の対応を早くしていただくということを努めていただきたいと思いますし、特に先ほどもありましたけれども、20代前半の大学生や、就職して品川区のほうに入ってきて、それでまだ地域に知り合いがいない方で性の悩みを抱えていらっしゃるというような若者も、私は潜在的にいるかと思っております。把握ということはなかなか難しいと思いますが、ぜひ孤立・孤独対策とともに進めていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、えのした委員。

○えのした委員 よろしく願いいたします。私からは、253ページ、高齢者活動支援事業についてお伺いします。

皆様ご存じだとは思いますが、アニメのサザエさん、お父さんの磯野波平さんは54歳だと知りました。私ごとでございしますが、今年波平さんと同じ54歳になります。そしてサザエさんは24歳、まだ未婚ですし、子どももいませんが、今年私の長男も24歳で、磯野家と親子ともに同じ年齢になります。調べてみるとサザエさんは、原作者の長谷川町子さんに近い年齢設定がされており、漫画が始まったのが昭和21年、この初期設定のまま、現在のアニメにも反映されているようです。また、昭和21年、敬老の日のルーツになった敬老会は、もともと55歳以上の人を対象に敬う日だったようで、令和6年9月の読売新聞にシニア女性向け調査機関アンケートの結果があり、初めて敬老を祝われた年齢は平均63.1歳だったのに対し、祝われる対象の年齢イメージは平均73.7歳でした。今年は昭和100年、人生も100年時代と言われ、昭和21年当時とは約20歳ほどのギャップがあるように感じます。昭和時代、会社員の定年は55歳でした。日本の2023年における平均寿命は83.4歳、55歳というものは、仕事でも定年退職前で現役の方が多く、2025年4月から65歳までの雇用確保が義務化され、定年になる年齢が延長されます。「ultra soul」のB'zの稲葉浩志さんは60歳、永ちゃん、矢沢永吉さんは75歳です。

そして昨日、しながわシティラン2025、委員の方も多く走られており、また応援にも来ていて、本当にすばらしい大会になりましたが、私も当選して10km走らせていただきました。そこに両親、77歳なのですけれども、応援に駆けつけてくれまして、いまだに母は荏原健康センターでエアロビクス、父や地元のお祭りでおみこしを担いでおります。

そこでお伺いいたします。高齢者クラブ、また、会員の概要や推移、入会年齢などをお知らせください。

○樫村高齢者地域支援課長 高齢者クラブ、それから会員の人数でございすけれども、令和6年度の4月現在におきまして、106クラブ、それから8,492名の会員が入会をされている状況でござ

います。推移でございますけれども、それぞれ5クラブ、807名減少で、3年前と比較しますと減少しているところでございます。

○えのした委員 この3年の間に、5クラブ、807名と大変減少していると確認が取れました。クラブや会員数、減少の原因は何だと捉えていますでしょうか。お伺いします。

○樫村高齢者地域支援課長 企業の定年延長や、定年後も就労する方が増えておりまして、高齢者クラブへ加入する年齢が高くなっていることに加えまして、会員が高齢化することもあり、施設への入所や死亡などによることが主な要因だというように認識をしております。また、併せまして、コロナ禍において一定期間活動が停止せざるを得なかったことも、大きな1つの要因だというように捉えているところでございます。

○えのした委員 やはり原因は、加入年齢が高くなり、会員の高齢化と確認が取れました。厚生労働省が令和5年度老人保健健康増進等事業として、有限責任監査法人トーマツが老人クラブにおける効果的な活動促進に関する調査研究事業の令和6年3月の報告書によりますと、全国から選ばれた6自治体の中で品川区のヒアリング議事録の記載があり、経年的に減少傾向で、高齢化、役員の成り手不足、会長の平均年齢は80歳以上だが、若い方のクラブ加入も少なく、役員の交代が難しい状況が続いているとあります。

先日地域の高齢者クラブの現役会長、解散したクラブの元役員にお話を伺いました。私は85歳、もう10年以上会長を務めている。次期会長が見つからない。83歳の元役員からは、会長、副会長が体調不良や認知症になり、担い手もいないため、62年続けていたが幕を閉じた。解散するにも、資産、資金の処理など大変、しかし、何といたっても残された元気な30名以上の会員が活動を続けたいのに続けられない。困っている。また、会長は雑務が多い。各施設の申請、参加人数など、提出するものも大変。電話だと間違いがあるので、申請は書面で行いたい、担当課で窓口が違うなどなど。約1時間ほどのヒアリングでしたが、その中で高齢者クラブの話は約10分程度、あとの50分は、妻が入院していて病院まで通うのが大変ですとか、グラウンドゴルフ楽しく続けているよなど、ご自身の話がほとんどです。「いや、えのしたさん、今日は本当に楽しかったよ、ありがとう」と、大変喜ばれていたことが印象的でした。小学生の居場所づくりも重要ですが、高齢者の居場所確保も大変重要だと考えます。

そこでお伺いします。地域センターには高齢者クラブの担当者がいますでしょうか。先ほどお話しした報告書には、補助金交付に関わる事務手続における課題には、申請書類の加算要件であるボランティア、友愛活動の回数集計および生きがい活動等の回収集計に関して負担が大きいという声が上がっているとあります。ワンストップサービスができると、会長や役員の負担軽減になると考えますが、いかがでしょうか。

○樫村高齢者地域支援課長 地域センターにおける高齢者クラブの専門事務担当者につきましては、いないものというように認識しております。引き続きご相談やお問合せのあった際には、関係課とも連携を図りながら、少しでも会長や役員の方々の事務処理の負担軽減につながるように、適切に工夫を図りながら支援してまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 また、会派のまつざわ委員の代表質問からも、高齢者福祉、高齢者クラブの増員、民間との連携、フレイル予防等、ご提案がありましたが、高齢者の方がもっと活躍できるような場はないのでしょうか。ご見解をお伺いします。

○樫村高齢者地域支援課長 高齢者の活躍の場についてでございます。1例ではございますけれども、高齢者地域支援課では地域貢献ポイント事業を実施しております。今後も高齢者の増加が見込まれる中、

地域でのボランティア活動を通じまして、地域における高齢者の相互支援と社会参加のさらなる促進を図っていきたいと考えております。

○えのした委員 この地域貢献ポイント事業、よい取組だと評価しております。こちらさらに様々な高齢者福祉に寄与できるような取組を要望いたします。今後の高齢者支援における展開をお知らせください。

○樫村高齢者地域支援課長 引き続き、高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活が送れるよう、高齢者クラブをはじめとした高齢者の方々のご意見を丁寧に聞き取りしながら、必要な支援を適切に行ってまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 次に、スマホを活用した介護予防サポート事業についてお伺いします。

こちらの新規の事業とのことですが、概要をお知らせください。

○樫村高齢者地域支援課長 本事業は、ウォーキングの習慣化を狙いとし、スマートフォン向けのアプリでございます。具体的には、利用者が5人程度のグループを作成いたしまして、日々の歩数や写真について、このアプリを通じてグループ間で共有して、自然に交流を図ることで運動習慣の定着を促進するアプリを導入いたします。あわせて、区が利用者へ情報発信なども可能な専用ページを開発するものでございます。

○えのした委員 この事業によるねらいとするところは何なのかお聞かせください。

○樫村高齢者地域支援課長 区では、これまでも介護予防事業を充実させてきたところでございますけれども、事業終了後の運動習慣の定着や社会参加、それから交流のきっかけづくりを課題として捉えておりました。この事業によりまして、高齢者の自助や互助による介護予防をさらに促進していきたいと考えてございます。

○えのした委員 こちらは補助金などはあるのでしょうか。お伺いします。

○樫村高齢者地域支援課長 補助金の件でございますけれども、こちらは東京都の補助金を活用する予定でございます。令和7年度につきましては596万6,000円を予算計上しておりまして、10分の10の割合で東京都からの補助金が歳入の見込みでございます。

○えのした委員 高齢者支援の拡充を要望して、質問を終わります。

○石田（秀）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 よろしく申し上げます。263ページ、朝の児童の居場所確保事業、263ページ、こども計画推進費、293ページ、生活困窮者自立支援事業について伺っていきます。

まず朝の児童ですが、これについては2019年に区民相談をいただきまして、具体的には現場対応で、学校で朝受け入れていただいたというところの対応から始まって、それから繰り返し質問もさせていただきました。本当に感謝しかないのですが、6年たちましたけれども、6年たって事業化されて、もう本当に私も感謝申し上げますし、当時2019年にご相談いただいた方は、晴れてこの4月から中学校1年生になるということで、この事業の適用対象ではないのですが、昨年も同様のご相談をいただいて、その方は今度小学校2年生ということで、非常に展開されることを喜ばれていました。非常にニーズの高い事業になるかなと思っております。

そうした中で、来年度土曜授業の削減等々に関係して、各学校で朝の学習を少し展開していく、学校によるとは思うのですが、地元の学校などは週3回朝学習、朝会の時間以外には8時25分からやっていくというような取組もあります。そうしたところでは、こうした朝の見守り、居場所と朝の学習のスムーズなつながりといえるでしょうか、学習面においても何か工夫ができるのではないのかなというところ

も思ったところであります。

そして、質問においては、いろいろ団体総合保険や施設賠償等の保険があるわけでありましたが、また、担い手の方に対するアレルギー研修などもさせていただく予定がありますが、緊急時の対応や、また日常、地域の見守りをやっただいていただいている方への周知、また警察等への周知、共有、このようなことを事業展開していきますとなると、朝早い時間に子どもが来て、ボランティアというか、そのような形でやっただいていただいている方たちが、ああ、早い時間に来ているのだなという、そういったところの情報提供も大事なかなと思ってございます。また、当初の予算の中で、東京都2分の1だったかと思いますが、補助金が出るかと思えます。当初予算に入っているかどうかを教えてください。

○藤村子ども育成課長 朝の居場所に関してのご質問でございます。緊急対応等というところになりますけれども、こちらにつきましてはすまいるスクールのほうでノウハウございますので、そちらと同様の形で安全確保を図ってまいりたいと思っております。

また、関係各所への共有というところでございますが、通学というところでございますので、教育委員会と連携を図っていくほか、警察や関係各所のほうに、事業実施の詳細が決まりましたら積極的に周知をして、児童が安全に登校できるようにというところや、居場所にいるときの事故がないようにというところは、保険のほうでもしっかり対応してまいりたいと思っております。

○石田（秀）委員長 東京都の予算は。

○藤村子ども育成課長 東京都の予算につきましては、当初予算のほうには今回ちょっと間に合わなくて計上していないのですが、こちらについてはしっかり申請していく予定になっております。

○つる委員 先日補正だったか、歳入で、都の補助金がある前提で質疑があったので、あれと私、個人的には一瞬思っていたのです。計上されていないのに質疑があったからと思っていたのですが、東京都の補助が入るということを考えると、先ほどもありました、ここはせらく委員のほうからもありましたけれども、長期休業中、ここは夏休み、冬休み、春休みという順番になるかと思うのですが、ここは大人はもう当然働いているところだと考えると、すまいるスクールは8時15分から受入れをやっただいていただいているということを考えると、ここの対応も非常にニーズが出てくるのではないのかなと思います。それで、東京都の予算は今後入ってくるわけでありましてけれども、2分の1、その、それも財源更正で、区の持ち出しを2分の1にするではなく、それも活用できるのであれば、しっかりとそこも活かして、それぞれ財源を活かして拡充に充てていくというような考え方もしていただけるのではないかと。次年度についてはなかなかあれかもしれませんが、当然1学期は試行というところもあって、様々な観点から検討いただきながら、2学期、3学期、状況を見て、品川区のありようというものは見ていただく必要はあると思うのですけれども、そうした中で、長期休業中の対応については、当然予算もかかるわけでありまして、東京都の予算をしっかりと活用いただくというところと、それから次年度については、当然周知期間や準備期間などあると思うので、少しスタートが遅くなるということにも考えておりますが、例えば次年度以降、次々年度以降も継続いただくという前提での質疑ですけれども、例えば令和8年度からは、4月1日以降もすまいるスクールと同じように、4月1日から朝の居場所の確保ができるような体制整備も併せて求めたいと思います。

質問の中で事例紹介として挙げさせていただいた豊中市は、この2025年度から、夏休み、冬休み、春休みも受け入れていきますということで、事業の拡充を図られていくそうでありまして、そうした取組もまた参考にさせていただきながら、次年度、次々年度以降の対応についてお願いしたいと思うのですが、2026年度等も含めて、4月1日からのそうした検証もぜひ項目に入れていただけてやっ

ただきたいのですけれども、これのお考え、現段階のお考えをお示してください。

○藤村子ども育成課長 2点ご質問いただきました。

まず今年度、来年度試行実施という形ですので、その中で課題等整理いたしまして、再来年度、4月1日から実施できるかどうかや、長期休みのところどうしていくかというところを、状況を踏まえて検討していきたいと思います。

○つる委員 ぜひ、いい取組は様々な財源を確保しながら体制の拡充をしていただいて、そしてそうした、大きくは品川区に安心して住み続けられるご家庭を増やして、そして区としても様々な観点でいえば、税収もしっかりと確保していくということが、それぞれにとっていいことなのかなと思いますので、ぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

次は生活困窮者に関連してなのですが、ここの事業に関連して、生活福祉課の事業だけではない、ライフステージにおいて様々なリスクヘッジといいたしましうか、早い段階で暮らしや生活にこれだけお金がかかるのだということをきちんと認識していけば、今をしっかりと家計のことを、やりくり等やっていけば、例えば行政の支援という形で、今ベーシックサービスを進めていただいているわけでありませうけれども、その上で家計をしっかりと安定的にしていく。それは単身も所帯を持っているものも含めてやっていくという情報提供、例えばセミナーや講演などで、消費者のほうでも、ファイナンシャルプランナーによって、将来これだけお金がかかるからそのところをしっかりと用意していかなければいけないとか、貯蓄がこうだ、今貯蓄ではなくて運用だとか、いろいろ様々あると思うのですが、そうした早い段階での情報提供をやっていけば、本来苦しくなった段階で生活困窮者自立支援制度を使う、これは権利だから当然いいわけでありませうけれども、そこにいかずとも、自分自身の暮らしをしっかりと安定的に確保していくことができるということはあると思います。にぎやかな状況でありませうけれども、そういったところをしっかりとやっていくということが大切なと思います。

これは、例えば今いろいろなベーシックサービスやっただいて、無償化にしました、だけれども申請していないとその恩恵を受けられないということもあるわけでありませう。そういった意味でも、例えば行政にしてみれば、情報提供義務違反のようになってしまいうような、そうした事態も避けるという意味でも、しっかりと自身の暮らし、例えば私なども今そうですが、突然暮らしの状況が変わったときに、実は受けられる行政サービスがあるのだけれども、自分から聞きに行かないとなかなかそのようなものがなかったり、そのようなことは結構あるなということを改めて実感したところなのです。ですから、そのようなファイナンシャルプランナーとの連携、これは事業の中で。セミナーや講演というものは結構やっているかと思うのですけれども、より1歩を踏み込んだ形での、そのような連携のありようということについて、区のお考えを教えてください。

○豊嶋生活福祉課長 生活困窮者、生活のお困りの方の相談は、生活福祉課の暮らし・しごと応援センターのほうでお受けしてございます。なかなかやはり入口が、お金がないので、もしくはお金の使い方が分からないのでという形で相談にいらっしゃる方というものは、ほとんどいらっしゃいません。もう今まさにお金がなくて困っているという方に対して、相談員、専門の福祉的な資格を持った相談員が、その方々のご自宅にたまには出向いたり、もしくはご相談を受けて家計管理等々を今現在行っているというところでございます。

今委員ご紹介の、ファイナンシャルプランナーの資格を持っているかどうかということですが、委託している業者のほうにはそうした資格を持っている方もいらっしゃって、そういった資格を使ってご相談をお受けすることもたまにはあるのですけれども、今その資格を使うことよりも、福祉的

な相談について現時点でご相談を受けているというところでございますので、その辺りは改善された後、検討していきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願いいたします。本日は273ページ、保育園費より第1子保育料、ゼロ歳から2歳児の無償化事業、287ページ、児童相談所運営費、271ページ、子ども食堂朝食支援についてお聞きいたします。

最初に第1子保育料の無償化事業についてお伺いいたします。

先ほど安藤委員の質問に、令和7年度以降、未就学人口もこの先まだ緩やかな増加が続くということ、また、区内71.2%が共働き世帯であるということで、区内の現状と今後の見通しについてお聞かせいただきました。今年度予算案の資料を見ますと、令和7年9月より、都と連携し、民間保育施設、ゼロ歳から2歳の第1子保育料、こちらについて所得制限なく無償化、認可外の保育施設の保育料についても同額の助成となるように、現行4万円を6万7,000円に月額拡大するということです。この施策の実施によって、区内では所得、子どもの人数にかかわらず、保育料の完全無償化が達成するということで、共働き世帯には喜ばれると思います。私立幼稚園についても、所得制限なく月4万円の補助をするということですが、保育園が第1子から無償化なら預けて働こうかなと選択する方が増えるのではないかと考えられます。無償化によって希望者が増えますと、令和4年度にゼロとなったという待機児童が、再度そういった問題が深刻化する可能性があります。品川区には今区立保育園、幼保一体型、公設民営の保育園、私立保育園など様々な形態がございますけれども、今の待機児童と、あと空いている園などの現状をお聞かせください。

○芝野保育入園調整課長 今、2点ご質問いただきました。

まず第1子無償化ということでございますが、今回見直しをすることによって、全ての方が無償化という形になるというところですが、その影響として、待機児童の状況、こちらのほうがどうなるかということでございますが、現状で申し上げますと、今最新の入園選考の結果が出ておりまして、こちらの一次の結果でいいますと、待機児童のほうは発生しておりません。不承諾という形で出ている方もいらっしゃるのですが、待機児童という形で国のほうで基準定めているのですが、そちらのほうの待機児童という形で満たしている方はいらっしゃらないということでございます。あと空き状況等々、こちら、今在籍状況が区立のほうで90%超です。そして私立のほうで88%超ということで、まだ若干の空きがございますが、今第二次募集のほうにかけていますが、こちらのほうを含めましても、十分、例年並みに状況は推移しておりますので、そのようなご要望というか、ニーズが増えたとしても、引き続きそれを受け入れられる体制というものは整っているというように感じております。

○おぎの委員 ご説明ありがとうございます。少し余裕があるということで、無償化によって、では働きに行こうかなという方が急に増えたとしても対応できるということで、少し安心いたしました。

また、別の要素として、品川区、時々タワーマンションや大型マンションができますが、そういった大型マンションの建設で、また子育て家庭が急に増えて保育希望者が増えるといったこともあると思います。早い段階からそういった建設情報などは入手して、対応されているのかということをお聞きいたします。

あと保育希望者が増えますと、保育士の確保というものも重要になってくると思います。時々保育士の処遇改善を求める陳情を目にしますが、区立の保育士の平均所得と、あともし分かれば、私立の保育士の収入の状況といったこともお聞かせください。

○芝野保育入園調整課長 私のほうからは、今、いろいろ開発等が進んでいる大型タワーマンション、こちらの状況を把握しているかというようなご質問についてお答えさせていただきます。

現在策定中のこども計画におきまして、量の見込みと確保方策というものを定めております。そのらの中での量の見込みの中で、これから向こう5年間、どのような動きがあるかということは、そのような大型タワーマンション、そのような状況も加味しながら量の見込みを設定しておりまして、それに対応する確保方策、地域によっては若干保育園が足りなくなる可能性がございますので、そのらのはそのような供給をしていくというような計画をしっかりと立てて進めていきたいと考えております。

○中島保育施設運営課長 区立の保育士の給与、人件費につきまして、ちょっと手元に数字はないのですが、23区、人事委員会の方で共通して設定している数字を適用しているところでございます。

○佐藤保育事業担当課長 私立の保育士の平均賃金でございますけれども、区内の保育事業者に関しましては、申し訳ございません、調査等してございませんが、令和5年度に国のほうで調査してございまして、役職等のない保育士の平均賃金というものは約390万円ほどとなっております。処遇改善というものが進んでございます。平成24年度は320万円でございますので、着実に処遇改善等を実施しているというように認識してございます。

○おぎの委員 マンションや都市開発などに対しても対応されているということで、安心いたしました。

そうですね、区内の保育園の現状は今お知らせいただきましたので、今後の、また状況を見ながら、柔軟な対応をしていただけたらと思います。ありがとうございます。

次に、児童相談所についてお聞きいたします。

令和6年10月の児童相談所開設をもって、都からの移管推進事業が完了したと思われませんが、品川区だけで行うようになって、具体的な問題などどれぐらい報告が来ているのでしょうか。電話や訪問対応など相談窓口が十分に機能できているのか、また、先ほど横山委員からも質問のときに、予防のほうにも取り組んでいかれるということでしたが、職員数は足りているのでしょうか。あと一時保護の判断が適切に行われているのか。昨年施設を見学させていただきました。受入れのスペースが非常に広く取られていたとは思いますが、今一時保護の生活スペースなどがどれぐらい埋まっているのか、そういった今の状況をお知らせください。

○長谷川児童相談課長 令和6年10月開設以降の状況についてご報告、何点かご質問いただきましたので、質問項目に基づいてご報告させていただきます。

まず、窓口はしっかり機能しているのかということでご質問いただきました。児童相談所開設する以前に、他自治体に派遣いたしまして、実地での研修を積んできたほか、経験者採用、あるいは任期つき採用を用いまして、経験豊富な職員を多数取り入れております関係上、窓口に関しまして、順調に機能しております。

また、職員が足りているのかということに関しまして、人事部門と適宜調整させていただいておりますので、現状しっかり足りているということで申し上げさせていただきます。

また、一時保護の判断はしっかりできているのかといったところでございますけれども、児童相談所の中で援助方針会議、また、合同判定会議というものも行っております。その中で、各職種からの意見に基づきまして、しっかりと所として適切な判断ができているというように認識しております。

○金子一時保護担当課長 一時保護施設についての現状についてのご質問がありました。もともと都

の品川のケース、保護の件数を基に定員を算出しておりまして、14名という定員なのですが、ただ、実際開所をしてから、都のケース数の年間の数が大体4か月ぐらいで、それと同じ、大体都も同じ数が、実際保護しているという状況がありますということでございます。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時50分休憩

○午後 0時50分再開

○石田（秀）委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きますが、その前に、本日午後2時から、東京都平和の日に当たりまして黙祷を行いますので、そのとき、またご案内いたしますけれども、その順番になった方、質疑の途中でも休憩を入れさせていただきますので、ご配慮していただきますことをよろしくお願いしておきます。

それでは、質疑を続けます。吉田委員。

○吉田委員 私からは、247ページの在宅高齢者支援事業か、548ページの居宅介護サービス等諸費に当たるかなと思います。それから時間があれば、239ページの地域生活支援事業について伺いたいと思います。

最初に居宅介護サービス等諸費です。昨年、市民シンクタンクひと・まち社と東京生活者ネットワークが実施した、介護保険制度と介護予防の事業に関する調査に、高齢者福祉課のご協力をいただきました。ありがとうございました。現在、鋭意調査結果をまとめているところですので、調査報告がまとまりましたら、またご報告をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。この調査の一環で、調査アンケートにご協力をいただいた居宅介護サービス事業所にヒアリングもさせていただきました。いろいろご意見が出てまいりました。そのご意見の中から幾つか伺いたいと思います。

最初は、品川区は介護従事者への居住支援などの支援制度があり、それは大変ありがたいと思っているとおっしゃっていました。働く人への支援だけでなく、事業者への支援の視点も持っていただけたらありがたいなというご意見でした。例えば、居住支援制度を申請する際の手続作業、これ、この作業は本来の居宅介護サービス事業からは隠れた作業になるため、事業としての評価はありませんということです。結果として、ヘルパーとして現場で働く人よりも、管理部門で働く人の収入の方が低くなる場合があって、今度管理部門の担い手を希望する人がいないということでした。現場の働き手も大変重要で、そこへの支援も本当にありがたいのですけれども、管理部門の仕事があってこそ現場がうまく回るので、そこへの支援の視点をいただけないかというご要望でした。もっともなご意見だと思うのですけれども、事業所への支援について、まず見解を伺います。

○菅野高齢者福祉課長 居住支援手当を今年度から行っておりますが、その部分についての事業所への支援ということのお話でございます。まず、この居住支援手当のほうは、給与規定を改定してから申請することが条件となっておりまして、その金額の15%、社会保険料事業主負担分相当も支給される仕組みになっておりますので、若干ではございますが、事業者の負担を少しでも少なくするという部分で、社会保険料の事業主負担分も支給されるということをカバーリングはしているということになります。そして、事業者に対しての直接の手当というものは、確かに現在ないのですけれども、こうしてヘルパーの確保等、介護職員の確保が進むことによって、結局その採用等に関する事務が少し軽くなるなど、そういった間接的な効果はあるのではないかと捉えております。

○吉田委員 そのような、それを事業所に対する支援というようにということなのですが、やはり

そこに1つ作業、だから居住支援の申請をするときにも1つ作業が発生するわけで、それはもう隠れたものとして、居宅介護支援事業所としての事業としては評価されていないわけです。その辺がどうにかならないかなということだと思います。私たちは働き手の支援があるという政策は本当に歓迎をしておりますけれども、その人たちの陰に隠れるというか、そのような形で支えている仕事への視点も、ぜひ持っていただきたいなと思います。先ほどもありましたけれども、介護者への支払いのほうが先に発生したりする場合もあって、後から区の支援のお金が入ってくるというようなこともあって、それも結構な負担になるということでした。ぜひ、事業所への支援という視点を今後検討していただければいいかなと思います。

それから2つ目が、これは当然予測されたことですが、人手不足が著しいということでした。特に要支援1と2を介護保険から外して総合事業にした後に著しいと、これは予想されたと思うのですが、その理由の1つが、介護予防サービスの仕事は引き受けない事業所が増えたためではないかということでした。このたびヒアリングを受けてくださった事業所は、地域福祉という地域密着型の視点で事業をしているので、引き受けてくださっているということです。もう本当にありがたいことと思いますが、そのために余計人手不足になっているということです。これは要支援の単価が低いことで、要支援を総合事業にした時点で予測できたことと思いますが、その辺についての手当はどうなっているのでしょうか。ご見解を伺います。ヒアリングに参加したメンバーからは、断られた人はどうしているのだろうという声が上がったのですけれども、要はケアマネジャーが、多分一生懸命探して、この事業所のように引き受けてくれているところに頼み込んでいて、事業所としては地域福祉の視点から引き受けているものが現状かなと思うのですが、その辺についても見解を伺います。

○菅野高齢者福祉課長 要支援1、2の方が、平成27年度介護保険制度の改正によって、総合事業のほうに移ったということのお話だと思います。こちらについて総合事業の予防訪問事業等の単価は、区のほうで設定をしております。現在、国の基準に合わせて設定はしておりますが、要介護1等に比べますと、若干の単価差があるということで、事業者のほうが難しいというような話は聞かせてはいただいております。ここについては、介護保険全体の中で給付と負担の考え方というところで、要支援1、2が総合事業に移ったという経緯等もございますし、あとは区のほうも、今回の令和6年度の介護報酬の改定に合わせまして、総合事業の単価は国の基準に合わせるということで、若干引上げ等もさせていただいておりますので、そういったところ、ケアマネジャーの苦労は重々承知しておりますが、少しでもサービスの事業が結びつくように支援はしてまいりたいと思います。

○吉田委員 ぜひ、区の高齢者支援も本当に現場ですので、多分事業者のお声もたくさん聞いていると思うのですけれども、先ほど若干という、若干低いでしたか、だけれども、本当に若干かなと。その若干の見解に多少相違があるかなと思いますので、ぜひその辺は現場の立場に立って、本当にこれ、私も介護しましたけれども、この介護支援がなかったら本当に家族だけでの介護は難しいと思います。ぜひそのような、いずれ今お若い方もそのような立場になられるわけですので、ぜひ自分ごととして制度設計をしていただけたらと思います。

それで、人手不足解消に向けて、かつてのホームヘルパー2級よりも短い研修時間で取れる生活援助研修や、もっと簡単な入門的研修という制度ができたという伺いました。品川区はこれらの制度を活用する予定があるのでしょうか。あるとした場合、どのように制度の運用を始めるのか伺いたいです。

○菅野高齢者福祉課長 身体介護、訪問ヘルパーの中で身体介護よりも生活援助ということで、恐らく食事や掃除の、そういったお手伝いをする方の研修というお話だと思います。区のほうとしては、す

けっと品川養成事業というものを既に行っておりまして、こちらの中で、生活支援サービスを行っている、あるいは関心のある区民の方を対象に、講座等、介護等に対する基礎知識や介護技術の研修等も行わせていただいておりますので、そういったところで、身体介護以外の、もう少し生活援助の形の方たちの担い手を育成する研修等は行わせていただいている次第です。

○吉田委員 では、この新しい生活援助研修や入門的研修という制度は使わないというお答えと理解してよろしいのでしょうか。この事業所としてはそのような人材が欲しいので、底辺を広げるという意味でも、ぜひその制度を品川区も活用してほしいというご要望だったと思うのですけれども、やらないそうですよという感じのお返事になって間違いないのでしょうか。伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 これまでも研修自体は、区のほうというよりも東京都でやっていたりなど、いろいろなところで研修は様々、介護職員の方の場合の研修はあると思います。そういったところも活用しながら、ちょっと事業者の行き違いなどもあるかもしれませんが、そういったお声をしっかり聴いて、介護職の担い手確保できるように努めてまいりたいと思います。

○吉田委員 多分問題意識は一緒なのかなと思います。底辺という言い方が正しいかどうか分かりませんが、身体介護はできないけれども、ボランティアな、そのような援助ならできるという人たちを増やしていかないと立ち行かないよねという認識では一緒かなと思います。私自身は、要支援1と2を介護保険から外して総合事業にしたこと自体が間違いだったのではないのと思うのですが、100歩譲って間違いではなかったとしても、せめてこうした生活援助ができる人材を増やす工夫を、制度を変える前に行うべきだったのではないかなと思います。今さらですけれども、その辺についての見解を伺いたいと思います。

それで時間がないので、次の239ページの地域生活支援事業について伺います。

これは2月に開催された品川区障害者地域自立支援協議会の議論の中で、まだこれ議事録が出ていないので、不正確な表現になったらごめんなさい。その議論の中で、例えば同行援護の支援の仕事を引き受けたくてもガイドヘルパーが足りなくてというような議論が、たしかあったと思っております。その解消方法の1つとして、自家用車で利用者を送迎することのできる、いわゆるぶら下がり許可の活用というものが、視覚障害者福祉協会の会長からご提案があったと記憶しております。課長もお聞きになっていらっしゃると思うのです。私はぶら下がり許可というものは初耳だったので、会長にお尋ねしたところ、資料を提供してくださいました。できたら、本来であればこの情報を私が理解した上で、このように活用すればという提案がここでできたらとてもよかったなと思うのですけれども、残念ながら私の頭脳では難しいということが判明をいたしまして、そこで提案なのですが、この資料の提供というものは、ホームページに書かれていることの紹介です。ここに書かれていますよというご紹介なので、皆さんで共有して、皆さんで知恵を絞れば、よい制度ができるのではないかなと思って、今後、まず障害者支援課で活用を研究して、同行への援護のサービス向上につなげればよいと思うのですけれども、そのときお聞きになったことも含めて、課長のご見解を伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 委員がおっしゃられたとおり、確かに自立支援協議会、2月の自立支援協議会で、移動支援についての課題がありますので、皆さんで議論した際に、視覚障害者協会の委員の方から情報提供をいただきました。確かにぶら下がり許可という、私もその時初めて認識をしましたので、その後少し調べたところによりますと、訪問介護事業所が契約するヘルパーの自家用車等で有償運送ができるといったようなものでございます。まだまだこういったご提案もありますので、確かに移動支援、同行援護については、非常に区としても課題だと認識しております。このご提案につきまして、しっか

り研究をしていきたいと思っております。移動支援や同行援護に活用できるかどうか、あるいはどういったような工夫があればできるのか、研究してまいりたいと考えております。

○吉田委員 自立支援協議会、私が議員になった当初に比べると、当事者団体の方が皆さん参加してくださって、いろいろな意見やご提案をしてくださって、本当にいい会に育っているなど思っております。そこでせっかく出たご提案なので、研究とおっしゃいましたけれども、ぜひ、もう実現に向けた具体的な制度設計など、そのようなことに向かっていただきたいと思います。多分協力してくださると思うのです。制度をよくご存じなわけだから。ぜひそのような視点でもう1回、意気込みと申しますか、その辺についてご見解を伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 当事者の方から教えていただいた、いいご提案なので、きちんと受け止めて検討してもらいたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 よろしくお願ひします 247ページ、障害児区外特別支援学校への通学支援、障害者手帳アプリ活用の導入、263ページ、すまいるスクール運営費、時間があれば283ページ、医療的ケア児保育支援事業について伺います。

まず247ページで、障害児区外特別支援学校への通学支援については、早朝から自宅を出発している障害児を持つご家族に寄り添っていただいたと思っております。大変感謝しております。こちらは1点だけ質問させていただきますが、区外バススポットまでの送迎にかかる交通費、片道3,200円までとありますので、その範囲内での多様な交通手段というところを認めていただけると、家族の状況に合わせた支援ができると思います。多様な交通手段というところをちょっと、そのような意味で見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 区外特別支援学校の通学支援における多様な交通手段についてでございます。例えば電車やバス、あるいはタクシー、それからライドシェアといったようなことも想定しております。いずれにしても、ご利用されるご本人やご家族が利用しやすいような交通手段を選んでいただき、ご相談いただければと思っております。

○せお委員 検討していただいているとのこと、障害児の移動支援ですけれども、引き続き課題として残っておりますので、私も一緒に引き続き取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

障害者手帳アプリ活用の導入なのですけれども、こちらも会派から要望していたので、早速取り組んでいただき大変楽しみにしております。そこで、アプリ活用の具体的な導入場所や方法を教えてください。さらに50万円という予算額なのですけれども、その内訳、分かれば教えてください。

○松山障害者支援課長 障害者手帳アプリの導入予定場所でございます。例えば五反田文化センター、それからきゅりあん、スクエア荏原の、駐車場の料金、それから品川歴史館の観覧料でございます。それから荏原文化センター、学校温水プールの個人利用等を予定しております。まだまだございますけれども、導入場所については、区のホームページ、それからSNSで発信するとともに、障害者団体や相談員へ積極的な周知を図ってまいります。

次に、50万円の予算の内訳についてでございます。こちら主に障害者手帳アプリ導入についての費用はかかりませんが、手帳アプリ対応の精算機を整備していただく際の協力金という意味でございます。1台1日当たり1,000円程度と見込み、約50台を予定しております。そこに精算機を設置する際の工事期間を見込みまして、全てで50万円とするものでございます。手帳アプリ対応の精算

機器の設置工事につきましては、タイムズ社がご協力いただきまして、障害者割引を進めようという観点から、事業者負担で行っていただけることになりました。そのため、区としては協力金としてお支払いさせていただくものでございます。

○せお委員 本当にタイムズのありがたいお話ということで、そのような流れが広がっていくといいなと思っています。

今回の障害者手帳アプリ活用ですけれども、まずはできる、そういったところから始めていただいて、その後ですが、ご提案をさせていただきますので、今後ご検討いただければと思います。これも一般質問でお話しさせていただいたのですけれども、23区ですと、港区、江戸川区など、そしてそのほかの自治体でも取り組み始めたことが、障害児者の支援のためにプッシュ型の情報発信や、自分で知りたい情報の検索もできるアプリを作成しています。その自治体のアプリと障害者手帳アプリも連動できたりすることは可能です。自治体のアプリによってはアンケートも取れたりします。日々の生活に忙しくて、声も上げづらいという障害児者のご家族もいらっしゃいます。そういった方たちも気軽に利用できるようなアプリ作成のご検討も今後行っていただきたいのですが、そちらの見解をお聞かせください。

○佐藤障害者施策推進課長 私からは、アンケート機能等につきましてのアプリ作成のご検討ということで質問いただいたところについて、お答えさせていただきます。

障害者施策推進課では、次期障害者・障害福祉計画の作成に向けて、来年度施策に向けた調査、基礎調査等を行ってまいります。前回は調査票を送付して、インターネットでの回答や、音声の読み上げ機能等も含めた調査票の回収等を行ってまいりました。そういった部分において、委員おっしゃっていただいたような障害児者、ご家族が忙しくて声も上げづらいというようなところを解消できるような、回収率等について効果的なご様子があれば、そういったところ、有効なアプリというところの内容を確認させていただいて、今後調査等を行っていく、委託する事業者等とも調整を含めまして、検討してまいりたいと思います。

また、そのほか様々施策を推進していく上で、ご意見をお伺いするという部分について、アンケート調査について有効に活用できる部分を、アプリの内容を詳しく確認させていただいて、研究してまいりたいと思います。

○せお委員 ぜひご検討をお願いいたします。もちろんアプリをご使用になられない方もいらっしゃると思いますので、引き続きホームページだったり、あと窓口業務といったところの充実は行っていて、多様な方への多様な支援体制のご用意をお願いいたします。

次に、すまいるスクール運営費です。まず初めにすまいるスクールのところで一言要望したいのですけれども、午前中にすまいるスクールの登録手続を電子申請できないかというお話ありました。新1年生の初めての登録だけは、すまいるスクールに行ってほしいなという思いがあります。これから長い時間子どもが過ごす場です。この後お話もするのですけれども、子どもたちも不安だと思います。リアルな対面が必要なときもあります。ですから、面談のような時間にもなり得ますし、最初の登録は足を運んでいただきたいのと、それだけ要望させていただきます。

それで質問に入ります。来年度の予算額16億5,000万円余のうち、運営委託等で15億円余ということで、例えば支援が必要なお子さんが年度途中から増えたり、そして年度途中だけではなく、年度当初も、区が予算案を計上するときには新1年生がどのような状況なのか分からないと思うので、要は、そのような想定よりも多く人材を要するときには、どこの予算から捻出するのか、この運営委託費からなのか、その辺をまず教えてください。

○藤村子ども育成課長 すまいるスクールの人数というところですが、確かに入学前の段階で予算組みをするので、ちょっと先の予想が立てにくいところになっております。ということで、予算はこちらの運営費の中に2段階になっておりまして、通常の委託契約に増員の金額として、増員できるというのは、契約変更の金額として700万円ほど取っておりまして、それとは別に、今特別支援サポーター制度というものを今年度から始めておりまして、そちらに予算4,300万円ほど、こちらに計上しているような形になってございます。

○せお委員 サポーター制度、今年度から導入しているということで、引き続き来年度以降も急な対応への準備、よろしく願いいたします。近年共働きの世帯が増えて、新1年生も4月1日からすまいるスクールに通う児童が増えています。入学式の前からすまいるスクールに通うわけですから、学校内の環境も、先生などの大人も何も知らないまま入って、児童にとっては不安しかないと思います。しかも言動や体も未就学児です。入ってくる全員に支援が必要なのかなと思っています。そして、その状態で7時間、8時間ほど過ごすので、なるべくその子らしく過ごせる環境をつくりたいと思います。それに、少し細かい話ですけども、4月1日から入学式までの1週間ほどだけを支援するのではなく、その後の入学式以降は初めての学校生活が始まって、その後、疲れた後にすまいるスクールに行きますので、すまいるスクールが子どもにとっての癒やしの場、落ち着ける場となることも、春は特に必要になってきます。そのような過ごしやすい環境という面で、工夫していることがあればお聞かせください。

続けます。先ほど全員に支援が必要とお話ししましたが、その中でも特別な支援が必要な児童もおります。学校内のどこまでがすまいるスクールの範囲かといったところも、特に障害がある子どもたちには理解しづらくて、行方が少しの時間分からなくなった事例もあるとお聞きしました。児童の安全確保のためには事前の情報収集も必要かと思いますが、すまいるスクールを利用する子どもたちの特性を現在どのように情報収集していますでしょうか。なるべく多くの情報を収集するために、保護者、保育園、幼稚園、学校、すまいるスクール、あらゆる関係各所と情報共有できる仕組みが必要かと思いますが、現在取り組んでいることがあればお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 すまいるスクールでの4月当初の過ごし方というところ、また、障害のある方、お子さまへの対応というところでご質問かと思います。

まず4月1日からというところですが、こちら春休みというような扱いになりますので、通常の平日よりも厚めに人員を配置しておりますので、そちらで、職員のほうで寄り添った対応というものはできるかなというところがまず1つです。あと1点、ちょっと工夫なのですが、こちら児童が入学式前というところなので、その後の学校生活になじみやすいようにというところで、ほとんどのすまいるスクールでやっている試みなのですが、新1年生のお助け隊というものを上級生のほうで組織して、子どもが子どもの面倒を見るというような形になるのですが、児童同士で交流できるような機会をつくり出して、その後もすまいるスクールや学校のほうにスムーズに入っていけるような過ごし方をしてもらえるように努めているようなところがあります。そちらが過ごしやすい環境というところにつながってくるのかなというところです。

また、特性のある児童の方への対応というところですが、まずこちら、すまいるスクールの利用登録の際に保護者の方にご申請をいただいて、こういった特性があるなど、そういったところをまず保護者のほうから情報収集するというところが1つ、また、幼稚園や保育園のほうに学校に情報共有を行う場というものがございまして、そちらにつきましてすまいるスクールの担当者のほうも同席させていただいて、情報共有を行うような取組を行っております。こちらについては、学校によっては少し対応状

況にばらつきがあったというようなお話ございましたので、今年度につきましては、教育委員会のほうからも、校長連絡会で夏前と、先週木曜日に校長連絡会があったのですが、こちら2回にわたりまして、協力体制の徹底というものを周知していただいたところです。こういった形で連携を進めておるところです。

○せお委員 保護者から聞き取るというところと、幼稚園、保育園からというところで、2段構えでやっていただいて、少し前ですと、私の頃ですと、もう本当に私から、保護者からそれぞれのところに全部伝えなければいけなくて、結構大変だったのですけれども、本当に情報共有していただいているということなのですが、来年度からトライアルで5歳児健診も始まりますし、そしてすまいるスクールのA登録は無償化されて、あと放課後等デイサービスや日中一時支援に入れない児童も品川区では多いので、すまいるスクールに通う児童が来年度も増えるのではないかと考えています。対応にばらつきがあるというお話だったので、そちらばらつきがないよう、保育園、幼稚園、学校、すまいるスクール、保護者、この関係各所での連携をさらに強めていただいて、確実に情報共有できるよう、体制整備をよろしく願いいたします。

医療的ケア児はちょっと時間がなくなってしまったので、違う場所でお伺いします。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 255ページの新規事業、高齢者障害者世帯家具転倒防止器具設置助成について、後半は高齢者の医療費無償化を求めて伺います。

まず、ようやく高齢者、障害者への家具転倒防止器具の無償化が始まったと思っていたら、がっかりしております。それは対象者が制限をされているからです。森澤区長自身が主要施策と説明する、この事業ですが、対象を調べると、65歳以上の高齢者がいる世帯および障害者がいる世帯ではなく、介護度が低い高齢者、障害の等級が低い人を対象から外していることが分かりました。これが主要施策なのだと思います。そこで、対象者について、65歳以上で要介護2以下の高齢者がいる世帯をなぜ対象から外したのか、障害者手帳保持者で2級以上を対象とし、それ以下の障害者がいる世帯をなぜ対象から外したのか、理由を伺います。

○榎村高齢者地域支援課長 高齢者等の家具転倒防止対策助成事業についてでございます。こちらにつきましては、本事業が器具の購入だけでなく、取付けまでもがセットになった事業でございます。事業の考え方としましては、ご本人、または世帯で取付けが困難な要配慮者へ、取付けまでも行うことによりまして、要配慮者の安全・安心な生活を支えるものというように理解をしております。対象者の範囲を決めた経緯でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、世帯の中で取付けが困難な方への支援という観点から、当時の関係課による協議の上、一定の線引きを行いまして、範囲を決めたというように理解をしております。

○中塚委員 取付けが困難な方への支援とのご説明でしたが、要介護2というものは、なかなか厳しい状況だなというものが実態です。障害者手帳をお持ちの方でも、様々生活に困難、苦労があります。そこで線引きをするということが、私は区長が「誰もが」と繰り返し述べている中で、なぜこうした線引きをするのか、なぜこうした高齢者や障害者をこの対象から外すのか、理由が分かりません。取付けが困難な方だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○榎村高齢者地域支援課長 本事業につきましては、対象の、あくまで世帯で判断をしております。ですから、それぞれお一人での判断ということではなくて、世帯の中でということで判断をしていると

いったところでございます。あくまで本事業としては、先ほど申し上げた基準によりまして、本事業においての一定の線引きを行いまして、対象を設定しているものでございます。

○中塚委員 世帯でとおっしゃいますけれども、親が高齢で、または障害者手帳を持っていて、娘が日中仕事を働いている、こうした実態はどこでもあるわけです。私は施政方針で、あれだけ人を基軸に「誰もが」と、そして自己責任からの転換、あらゆる人々の生活保障をと述べながら、なぜ一部の高齢者、障害者は自己責任とするのか、この施政方針は掛け声だけなのかと思います。実際には、介護認定を躊躇している方、障害者手帳の取得を躊躇している方が多くいるということが区民の暮らしの実態です。本来「誰もが」というのだったら、私はここまで対象を広げることが人を基軸だと思いますけれども、少なくとも介護認定を受けている方、障害者手帳を取っている、取得している方全てに広げるべきだと思います。この事業は年間66万7,000円と、決して大規模ではありません。対象を広げても数万円程度の追加で済むのです。それだけに財源の問題ではなくて、区長の政策判断となります。

改めて今年4月の実施ですが、制度を見直し、65歳以上がいる世帯、障害者手帳保持者および65歳以下でも介護認定を受けた方、要支援、要介護がいる世帯をこの事業の対象にして、「誰もが」を実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○桧村高齢者地域支援課長 委員ご指摘のとおり、来年度、令和7年度につきましては、今回所得制限撤廃ということで実施をしてみたいと思いますが、対象世帯の拡大につきましては、利用者からのお声や実態、それから他自治体の情報も参考とするとともに、関係各課とも協議しながら、必要に応じて研究してみたいと考えてございます。

○中塚委員 研究するということですが、施政方針ではここまで区長は言っているのです。「教育や介護は必要ない、病気にならない、障害者にならない、そう断言できる人は1人もいないと。」だったら、この事業の対象は高齢者、障害者とうたっているわけですから、高齢者、障害者がある世帯は誰もが対象となると、ぜひそうしていただきたいと思います。要望したいと思います。

続いて区長が述べる無償化ですが、ならば高齢者の医療費を無償にしたいと提案したいと思います。施政方針で無償化の理由を、誰もが共通に使う日常サービスを支える基礎的な行政サービスを等しく提供する、生活の基礎となる行政サービスは無償で提供することが必要と述べられました。私はそのとおりだと思います。人は年を重ねれば高齢者になります。年を取らない区民はいません。そして高齢者になれば、病院に通う機会が多くなります。ならば高齢者の医療費無償化を提案しますが、いかがでしょうか。あわせて、医療は、子どもとともに高齢者にとっても、生活の基礎となる行政サービスだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長 ただいまの高齢者の医療についてのご質問だと思いますけれども、もともと高齢者の医療につきましては、老人医療費制度、それから老人健康保険制度、そして、現在の後期高齢者医療制度というような形で変遷しているところでございます。こちらのほうの変遷した理由というのが、もともとが老人医療費の制度というところでは、老人の方の医療費が高額になったための負担が増になったということで老人保険というものができまして、その中で、働いている方と、それから市区町村による負担金によつての医療の負担を行ってきたところですが、そちらのほうでも、やはり現役世代の方の負担が大きいということで、後期高齢者医療制度ができたというような現在の形になっているところでございます。したがって、これ今の保険医療制度につきましては、現役世代の負担を軽減するために、実際に使われる高齢者の方の負担を伴いながら、医療の制度を継続するということで行っている制度でございますので、現在の制度については特に問題はないかと思うのですけれども、

ただ、実際にこちらのほうは国の制度でございますので、こういった大きなものについては、国のほうで、根本的なところでいろいろと企画、考えていくところだと思っております。区のほうとしましては、そちらの考えのほうを注視していくというような形を取らせていただきます。

○中塚委員　高齢者医療費無料化は国のほうだと。区としては注視するとのお話でありました。私、併せて伺ったことは、高齢者にとって医療とは生活の基礎となる行政サービスではないのかと。私はそう思うがいかがかと質問しましたので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○池田国保医療年金課長　医療の制度につきましては、国民健康保険と同様に相互扶助の精神に基づきまして、お互いに拠出しまして、制度の維持をしているものでございますので、生活をする上では必要なものではございますけれども、使われる方、そしてそれを守る方の相互扶助の形でやるべきものであると考えているところでございます。

○中塚委員　その生活の基礎となる行政サービスは無償で提供することが必要と区長はおっしゃいました。今、課長も、高齢者にとって医療費というものは、やはり大事だというお話だと思います。私は今回の施政方針で様々区長からご説明がありましたが、本気でそう考えているのかということは、実際の事業や課長たちの答弁を聞かなければ分からないと思っております。今国の動きを注視というお話もありましたけれども、品川区から一石投じていくのだという話も、給食費無償化の中で示されております。ぜひ品川区独自に高齢者の医療費を無償にしていきたい、品川区から一石投じていきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長　医療費の抜本的な制度改革につきましては、国の動きについて注視してまいります。よろしく申し上げます。

○石田（秀）委員長　次に、塚本委員。

○塚本委員　私からは、239ページ、生活介護延長受入運営費助成、それから、287ページの私立幼稚園預かり保育事業補助金と、2点についてお伺いしたいと思います。

最初に、私立幼稚園預かり保育事業補助金のほうから伺っていきたいのですが、まず私立保育園のほうの定員が、なかなか定員いっぱいに入園の申込みが来ないということで、定員割れということが年々進行しているというか、進んでいるということをお聞きしております。私立幼稚園、これはやはり品川区の中で大切な施設で、独自性、その園の特色を活かした教育ということをそれぞれやられていて、そういったものを区民の中でも高く評価して、そういった教育を受けさせたいと思っている方の中で、やはり今、午前中の質疑でもありましたけれども、共働きや、経済的ないろいろな事情等もあって、保育料無償化となっている保育園のほうを選ぶと、こういったことがあって、定員割れというようなことにもつながっている大きな要因の1つかなというように捉えているところであります。

それで、今預かり保育事業で1日450円、上限月1万1,300円ですか、というものが補助のスキームだと思いますが、この補助の根拠、この金額にしている根拠、どのようなところからこの金額として今補助しているのかということと、あと私立幼稚園の中には、幼稚園施設給付型という形に移行している園が幾つかあります。この給付型のほうに移行した園とそうでない園の間で、預かり保育事業ということに何か違いのようなものが生じることがあるのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

○芝野保育入園調整課長　2点ご質問をいただきました。

幼稚園の預かり保育補助金の根拠でございますが、こちらは法令のほうで決まっております、令和元年度に始まりました国の幼児教育・保育の無償化制度、こちらに基づいて、保育の必要性の認定を受

けた場合には、利用実態に応じて、委員おっしゃいました月額1万1,300円、日額では450円なのですけれども、そこまでの助成が受けられるという仕組みになっております。

もう1点、新制度園、今委員は新制度園の話をされていると思うのですが、この制度、区立幼稚園、新制度を含めた私立幼稚園、認可外保育施設共通の制度でございまして、金額も同じ金額で、助成のほうさせていただいているものでございます。

○塚本委員 それで、やはり私立幼稚園のほうからは、この定員割れ等の問題に1つの解決策というか、対応策として、預かり保育事業というものを拡充してほしいと、このような声が非常に強く出ているところでございます。この預かり保育事業というものをしっかり充実させていくことによって、私立幼稚園の今後の事業継続、こういったことに寄与するというか、効果をどのように区としては考えているのかについてお伺いしたいと思います。

○芝野保育入園調整課長 預かり保育に対する効果、区の考え方ということでございますが、私立幼稚園における預かり保育の利用状況から、まずご説明させていただきたいと思います。こちら、月1日以上児童がご利用になっている世帯が約25%で、うち月15日以上ご利用されている方が約10%、逆に1日も利用していない児童の方、こちら75%という形で今推移しております。このように、全ての保護者に等しくご負担いただく保育料とは少し異なりまして、預かり保育については、幼稚園利用者の一部が利用されているということが今現状でございます。現時点では、負担の公平性を考慮すると、国の無償化の制度を超えた保育の充実、拡充については慎重な検討が必要かと思っておりますが、子育て世帯の多様なニーズに応えていくことも重要な課題であるというように認識しているものが、今の現状でございます。

○塚本委員 拡充、要するに補助金を増やすなどということに対しては慎重な検討云々というところであったと思うのですが、その以前として、預かり保育がしっかり保護者の利用負担のようなものがなくなっていくとか、園側が運営する上でいろいろな経費が、負担がなくなっていくとか、そのような状況になっていくことによって、今の定員割れなど、そういったことが解消していく、そのような方向にある有効な政策として見るのが評価できるのか、ここについてちょっと伺いたいです。

○芝野保育入園調整課長 預かり保育が、区の政策として今後どのように考えていくかというところでございますが、今後も預かり保育の利用状況、こちらを注視させていただくとともに、保護者の皆様のご要望、こちらのほう丁寧に把握させていただきまして、また、国や都の補助金拡大の動向なども注視しながら、よりよい支援の在り方について継続的に検討してまいりたいと思っております。

○塚本委員 ちょっと時間がないので、まだ議論不十分かなと思いますけれども、次に進みたいと思います。

生活介護延長受入運営費助成、今年度の新規事業ということで、代表質問でも取り上げさせていただきました。いわゆる18歳の障害者の特別支援高校などを卒業した方々が、なかなか夕方というか、早い時間までしか今受け入れてもらえないという区内の事業者の事情というものが壁ということで表現されていて、これを何とか解消していこうということで予算を計上されたということで、これは非常に大事な施策というように捉えておりますけれども、こういった政策、実は18歳のこの壁の受入れの延長だけではなくて、障害者の様々な施設というものは、やはり今の法制度の改正の中でできてきた体制の中で、利用者が相談をして自分に合ったサービス選ぶというような形になってきたわけですが、一方で、事業者のほうにこの利用者のニーズをしっかりと充足できるような施設がなかなかできないというか、医療つきショートステイとか、また、あるいは強度行動障害とか、このような、実績として全くないわけ

ではないのですけれども、では全ての望まれている方がそのようなものを利用できるかという、やはり現場ではその方はちょっと無理ですねと断られるパターンがあると。このような状況の中で、やはり事業者が、いや、うちやります、できますというところに対する支援という姿勢から、これ時々議論されているところだと思うのですけれども、ある程度これをやるのだという区の決断の下、できる事業者、できそうな可能性のある事業者とも一緒になって、いつまでにこれやりますよというような計画性を持ってやっていくというような施策の推進の仕方というものは、現行のこの法制度、体制の中ででき得る部分がきっとあるのではないかと思いますので、そこについてのご見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 委員のおっしゃられる全ての方のニーズということなのですが、今回の生活介護の延長受入れもそうなのですが、例えば区外の特別支援学校もしたり、一人ひとりのお声、一人ひとりの個別の事情や家庭の状況等を区と相談事業所と施設側と一緒に伺いしながら、何ができるかというところをお互いに出し合って、それでつくり上げる、それが政策となるというところでございます。なかなか障害の方、個性が高いものですから、全ての方に合ったものというものがなかなかつくりにくいところがございますので、個々の状況に合わせて、本当にその方の必要なものは何かというところを知恵を出し合いながら、お互いに支援をしていくというところでございます。

○石田（秀）委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 245ページ、246ページの障害者福祉について伺いたいと思います。中身については、放課後等デイサービスの質、量ともに拡充を求めたいと思います。また、ぐるっぽの日中一時支援事業の自宅送迎取りやめ問題についても伺います。それから、中重度者対象の障害者グループホームの増設計画について伺いたいと思います。

まず、新年度予算で、障害児の通所支援等の利用者負担を、区独自助成によって、所得制限なく完全に無償化することが打ち出されました。18歳未満の全ての障害児が、放課後等デイサービスや日中一時支援など通所支援事業などが無償で受けられることになりました。私は、これは理念としても本当に素晴らしいことだと思いますし、共産党としても高く評価するものです。

障害者福祉は、2005年につくられた自立支援法の違憲訴訟で大きな運動になりました。2010年に政府から訴訟団に和解の申入れがされて、国と訴訟団で基本合意が交わされました。その中の1つに、障害児の利用者負担を無料とする措置を講じるというものがあります。障害児を持ったことを親の責任とするのではなくて、国が人権保障をすべきだという考え方だと思います。基本合意や、その後に国と当事者が結んだ骨格提言にも明記されましたけれども、実はその後、無償にはなっていないわけです。本来、国が制度として無償化すべきものですが、今回品川区が障害者の通所支援の無償化というものは、私はこの基本合意や骨格提言の考え方と同様のものだと思いますけれども、区の認識を伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 委員のおっしゃられた骨格提言についてでございます。そういったことは国のほうでも掲げるところでございますが、いかんせん、やはり国のほうでも、令和元年10月に国の改正によって、就学前3歳から5歳までの利用者負担が全国的に無償化されているといったところが現状でもございますので、区においても既に開始しているところでございます。本来であれば国でというところがございますけれども、今回区といたしましては、3歳から5歳以外の利用料につきまして、所得に応じて差が生じ、負担が大きいというお声をいただいております。そのために、所得にかかわらず障害児のいる全ての家庭の子育てを支援する観点から、障害児通所支援事業の利用負担を区独自助成に無償化することで負担軽減を図る施策を打ち出したものでございます。

○鈴木委員 国が本来当事者と約束をした基本合意や骨格提言が守られていないということが現状なわけですが、品川区がこのような形で、さらに国以上に大きく広げたというようなことは、さらにこの基本合意や骨格提言を守るようにというような視点からも、発信をしていただきたいと思います。

それで、品川区の全ての家庭の子育てを支援する観点という、その観点も含めて、さらにこの観点からも、さらなる充実をということで提案をしていきたいと思うのですが、放課後等デイサービスや日中一時支援に通所できない、もっと重度の障害児に対して在宅サービスを無償化してほしいという要望もいただいています。基本合意の観点からも、また、この品川区の全ての家庭の子育てを支援する観点という点からも、医療的ケア児の訪問看護のレスパイト事業ですとか、入浴サービスですとか、訪問介護だと在宅サービスの無償化もしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 委員ご提案の在宅サービス、医療的ケア児者に関わる在宅サービスの無償化についてでございます。今回無償化したサービスの中には、居宅訪問型児童発達支援という、居宅を訪問して児童発達支援の療育を提供するというものも無償化にさせていただきました。まずこちらのほうで初めて無償化を今回実施するという形になっておりますので、そういった影響や効果なども踏まえながら、今後は引き続き検討ということになります。

○鈴木委員 それはこの中にも書かれているので、承知しているところなのですが、さらに拡大をというところでご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、日中一時支援について伺います。

区立の障害児者総合支援センターぐるっぽの日中一時支援の送迎が、これまで自宅送迎をしていたものが、幹線道路、徒歩で最大20分程度かかるような幹線道路のスポット送迎になるという説明が、施設から利用者にあったということで伺いました。ここは定員20名で、事項別明細で委託料について見たのですが、毎年増えているのです。令和5年が約4,000万円、令和6年が5,180万円、新年度が5,720万円ということで、2年間で1.4倍に増えているわけなのですが、なぜ自宅送迎ができないのか、このことについては品川区も承知の上なのか伺います。

○松山障害者支援課長 ぐるっぽの日中一時支援の送迎についてのご質問でございます。自宅送迎からスポット送迎に対しての変更ということでございますが、区としましては、施設側の運用の範囲内と思いますけれども、もう一度、再度施設側の現場のほうに確認させていただければと思います。

○鈴木委員 これは特に働いている親にとって、すごい本当に大変なことで、送迎の負担と時間的な負担、それから片道20分もかかるということになると、時間ぴったりに送迎車が来るとは限らないわけですね。また、雨の日や風の日、雪の日、また猛暑だったり、寒波だったりなど、障害の子どもを20分も歩かせるということは大変なことだというようなことで聞いています。それから、そのようなことになると、仕事を今まで通り続けられないという問題も起こってくるのではないかなということなのです。そもそも日中一時支援の目的というものには、品川区の要綱にもあるように、家族の就労支援というのが目的の1つになっているわけですね。家族に大きな負担をかける幹線道路でのポイント送迎は、この目的にも合わないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。それからあと、にじのひろばは自宅送迎を続けているということで聞いています。区立の総合支援センターなので、これまで同様送迎が続けられるようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 日中一時支援の送迎についてでございますが、区としてはまだ確認できていない状況ですので、改めまして施設側にきちんと確認を取らせていただいて、対応については検討させ

ていただきます。

○鈴木委員 ぜひ自宅送迎が続けられるようにということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、放課後等デイサービスについて伺います。

放課後等デイサービスが、現状第3期の障害児福祉計画見込み量でも、令和8年度で利用者が1.4倍に増えていますが、1人当たりの利用日数というものが月6日でずっと同じなのです。以前、利用限度が月10日しかなくて、これは要望もいただいて議会でも何回も取り上げて、月23日まで使えるようになりました。でも今、放課後等デイサービスの数が足りなくて、希望しても受けられないというような状況になっています。利用日数が1人当たり月6日というものは、23区で最も少ない日数になっています。それから利用者に対する事業所数というものも、23区で23位、最下位という状況です。それで、第3期の計画についても、見込み量で令和8年度まで1人当たり6日しか受けられないという見込みしか出ていません。これは増やすことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長 障害福祉計画のサービス実績、見込み量につきましては、計画のほうにも、見込み量確保のための方策のところ、放課後等デイサービス整備進めておりますが、利用者ニーズに十分答えられていないというようなところは、計画のほうにも記載をさせていただいているところではございます。引き続き事業所誘致に取り組むということで、運営費助成などを通じて、そういったところを進めてまいりますというようなところで記載させていただいているところです。

○鈴木委員 計画の中でもそのような、令和8年度まで増えないという、1人当たりの6日という、23区で最低の、そのようなサービス量というものが増えないという状況ですので、これはぜひ増やす方向で取り組んでいただきたいと思います。

これ障害児通所支援事業運営補助金交付要綱というものがありますけれども、これは重症心身障害児と医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービスに対して上限500万円の支援というようなことで要綱には書かれていますが、実績は何事業所ぐらいこの補助金を受けているのか伺います。また、これは開設のときだけなのか、毎年の運営費助成なのか、その点についても教えてください。それから、重度障害と医療的ケア児の受入れでないとこの対象にはならないのか、その点も教えていただきたいと思います。中央区や港区では、開設時、それから月々の賃借料補助、また送迎費補助などを出して誘致するなどしているということがあります。これは医療的ケア児や重度だけでなく、対象を広げて放課後等デイサービスの誘致をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 障害児通所支援事業助成についてのご質問でございます。実績につきましては、この事業が令和2年度から始めまして、対象としては、医療的ケアを含む重度の障害のお子さんを、例えば児童発達支援であれば10人定員ですので、6人以上、区民の利用者が6人以上あれば対象になるということでございます。令和2年度については1事業所でしたが、今年度につきましては4事業所になっております。今年度につきましては、放課後等デイサービスも新たに対応に加えましたので、児童発達支援2事業所、放課後等デイサービス2事業所でございます。こちら1事業所に500万円の、1回限りではなくて、年間、毎年助成しているものでございます。こちらの誘致をさせていただいているというところでございます。そうですね。今後はこれまで以上に誘致のインセンティブを強化いたしまして、23区の中でも順位をしっかりと引き上げていきたいと考えております。

○鈴木委員 具体的にいろいろな社会福祉法人への働きかけなど、そのようなものも含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、代表質問で、重度障害者や医療的ケア児者のグループホームの整備計画と具体化を求めましたけれども、所要量を出して具体化していくという計画はいつまでにつくるのか、それから土地の確保は民有地の購入も含めて検討するのか、その点について伺います。

○佐藤障害者施策推進課長 今委員ご指摘いただいたとおり、グループホームの整備につきましては、用地確保も大きな課題でございます。また、必要量、計画の示し方につきましても、次期障害福祉計画等とも整合を図りながら検討を進めていくということで、その示し方、それから検討の体制や時期などにつきましては、改めて検討を今進めているところでございます。

○鈴木委員 結構本当にこの計画を出すということは、ぜひともなるべく早くにやっていただいて、具体化をしていただきますようお願いします。

○石田（秀）委員長 次に、やなぎさわ委員の質問に入りますが、大変申し訳ございませんけれども、質疑の途中に休憩を入れさせていただきますのでご了承願います。

やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 福祉のやなぎさわ聡でございます。本日は、558ページ、介護予防・生活支援サービス事業よりサービス事業費と、243ページ、障害児者福祉施設運営費、時間があれば重度訪問介護利用者の大学就学支援事業でお願いいたします。

先週ちょっと雪が降っていたということ、一部積もっていましたがということ、少し内容を変更してお送りいたします。先ほど吉田議員も質疑されていた総合事業に関して、ちょっとマニアックですが、大切な質問、提案をさせていただきます。

要支援1、2、事業対象者へ区が行う介護予防・日常生活支援総合事業ですけれども、サービス種別として、予防訪問、予防通所、生活機能向上支援訪問の3つがあり、どれも基本報酬は月ぎめとなっております。それで、事業者都合でお休みをすると、これが月ぎめから日割りに変わってしまうということで、事業者の収入は下がってしまうということが一般的なのですけれども、そこでお伺いしますが、仮に悪天候、雪や台風などで臨時で休業したときの取扱いはどうなりますでしょうか。日割りになるのか、それとも、もし日割りにならないのであれば、どの程度の悪天候ならばやむを得ない休業となるのか、基準があればお示しください。お願いします。

○石田（秀）委員長 少し待ってください。

やなぎさわ委員の質疑の途中でありますけれども、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後1時58分休憩

○午後2時01分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。答弁から。

○樫村高齢者地域支援課長 悪天候等によるサービス中止の場合の負担でございますけれども、区の方針としましては、原則日割り計算、事業所の負担というふうに指針を示しております。ただし、あらかじめ事業所と利用者において、天候状況またはその他事業所の責によらない事情によりましてサービス中止をする場合は、自己負担が発生する旨を、利用者、それからご家族の方にご説明を事前にして同意を得ている場合については日割り計算の対象としないということで、指針を定めているところでございます。

あわせて、天候による判断基準ということでもう1点ご質問いただきましたけれども、こちらについ

ては、基本的に先ほど申し上げたとおり、サービスについては事業所と、それから利用者との契約になりますので、事業所の判断というようになります。ただし、命の危険などが生じるような天候が予想される場合については、国や都から通知などあることが予想されますので、そういった場合には区から事業所のほうにもそういった通知を提供させていただき、指針を示させていただくような形になります。

○やなぎさわ委員 いろいろお話しいただいたのですが、結果的にいうと、このような基準だとかやむを得ない休業というようなものは実はなくて、各事業所ごとに、翌日の、例えばあした台風が来るとか、雪が積もるとかという予報をにらめっこしながら、あしたの営業どうしようかということを決めて、休業するところもあればしないところもあるようなことになるのが実際なところだと思います。これ結構難しくて、私などは勤務していた介護事業所のすぐ近くにいるので、すぐ今のこの路面状況が分かるのですが、これ必ずしも働いている事業所の近くに従業員がいるとは限らなくて、埼玉や神奈川から来ている人たちばかりのところは、では、多分雪が積もっているかどうかということを確認する手だてが当日などもなかったりして、取りあえず当日行ってみてどうなるかという状況だったり、前日などでも、例えば台風が来るねと。もう確実に進路が決まっているから、前日利用者に明日はお休みですと伝えておいて、翌日になってみたら物すごいピーカンになっていたりして、何でやらなかったのだのようなことを言われるということが実際にあるのです。こういったところの運用というのは本当に難しいので、ぜひ区のほうで、何だろう、通知というか、前日の段階で、このような天候なのであしたは休業してもやむを得ませんというような、やってもいいけれども休業してもやむを得ませんというような、そういう通知をメールでも、本当は電話などが一番ありがたいのですが、メールで送ってもらえると、事業所は判断の1つ材料になると思うのです。もう前日ずっと1時間おきにネットで天気予報の更新を見なくても済むし、利用者にも、区からもそのように通知があったのでお休みしましたという、ある種免罪符になると思うので、ぜひそういったことを区としてやっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。もしくは、そういった、何かシステムがあれば教えてください。

○樫村高齢者地域支援課長 やはり事業所ごとに職員体制異なっているなど、そういった事情もあることから、天候等によるサービス中止の判断については、あくまでも事業所の判断となりますので、区からそういった指針等を示すようなことは現在いたしておりません。ただし、事業所の方が判断に迷われていて、お問合せ等いただく際には、他の事業所からの情報など、そういったことを参考になるような形でお伝えして、丁寧に事業所の方には対応したいと思ってございます。

○やなぎさわ委員 ぜひこれは、それほど手間のかかることではないと思うので、進めていただきたいと思うので、強くこれは要望しておきます。

プラス、先ほどの日割りの話になるのですが、区が出している休業や日割りのQ&Aの中に、事業者の責によらない事情には、事業所スタッフが感染症等によりサービス提供ができない場合は含まないを書いてあって、つまり、コロナやインフルエンザで職員が何人かバタバタ倒れてしまって運営ができなくなってしまった場合、それは事業所が人を集められなかったせいだから、これはやむを得ない休業ではなくて勝手に休んだねという判断になって、その月の、この総合事業の利用者は全員日割りになってしまうと。その日に利用する予定だった方は全員日割りになってしまう。介護事業者などだとそうだと、通所事業所とそうだと思うのですが、なっているという状況、注意書きにそう書かれているのですが、それは間違いないですか。

○樫村高齢者地域支援課長 現状としては、委員ご指摘のとおりでございます。

○やなぎさわ委員 これは結構酷だと思うのです。しかも、やはり前日など急に、これからどのよう

な感染症が蔓延するか分からないし、そういったときに派遣など、そういった一時的な対応もできない可能性があるのも、やはりこういったところをぜひ柔軟に、特に何だろう、米印でわざわざ特記事項のように書いてあるのです。そのQ&Aの中に。ですから、ぜひこういったところは、区の中できちんと、何というか、柔軟な対応をしていただきたいと強く求めますが、いかがでしょう。

○樫村高齢者地域支援課長 事業所等の声も丁寧に聴きながら、今後の運用については検討してまいりたいと考えます。

○やなぎさわ委員 ぜひよろしくお願いいたします。

すみません。時間がないのですが、障害者福祉施設運営費ですけれども、今年度予算で所得制限がなく無償化ということで、放課後等デイサービスが含まれております。先ほど鈴木委員から質疑ありましたが、品川区は放課後等デイサービスに関しても様々な現状の数値が低いということですが、品川区として認識はいかがでしょうか。何か数字があれば教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長 放課後等デイサービスの状況ですけれども、事業所数、それから定員数等は把握しております。整備率というのですか、区比較での順位などについては、分母、対象が、また障害者手帳をお持ちの方や、放課後等デイサービスで子どもを対象にするかといったところでも変わってまいりますので、比較的な順位というところでは出しておりませんが、先ほども申し上げたとおり、計画にも、利用者ニーズに十分応えられていないというようなところは記載しているところでございまして、他区と比べても充足している状況ではないというようなところは認識しているところでございます。今後、先ほど障害者支援課長からの答弁もございましたが、運営費助成なども通じて、事業者誘致などに取り組みまして、水準を上げていくような形で推進していきたいと考えております。

○やなぎさわ委員 とてもすばらしい政策なのですけれども、これはやはり需要と供給、供給のところをしっかりと厚くしないと、絵に描いた餅になってしまってもったいないというところで、やはりこれから無料だったらうちも使いたいというところが増えたり、支援学級ですまいるスクール使っている方が放課後等デイサービスに流れる方なども増えてきたりすると思うので、やはりこういった厚みを増やすということを併せて行っていく必要があると思います。もう時間がないのであれですけれども、ぜひこういったところの取組もしっかりしていただければと思いますので、要望で終わります。

○石田（秀）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしく願いいたします。259ページ、品川子育てメッセ、263ページ、朝の子ども居場所づくり、271ページ、子ども食堂朝食支援、273ページ、私立幼稚園保育料助成について伺ってまいりたいと思います。

まず、朝の児童の居場所確保、朝食支援ですけれども、先週の木曜日、歳入の審査の後ですが、校長会などもあったと思います。その中で実施校の検討状況と、いつ頃からの実施を予定しているかなどの協議や報告など、何か進展があったのか伺います。

○藤村子ども育成課長 先週木曜日に校長連絡会というものがございました。その中で、実施校名とスタートの大体の期日というところをご報告というか、協議させていただいて、ご了承いただいたような形になっております。具体的な校名といたしましては、3校ですが、戸越小学校、豊葉の杜学園と、あと源氏前小学校、こちら当該校の校長には事前にちょっと打診をしていたのですけれども、全ての校長がそろそろ前でご案内してから委員会のご報告という形でしたので、本日となってしまう申し訳ございません。実施のタイミングとしては、5月の最終週から実施というところを目指して動きたいと思っております。

○西村委員　まず、この3校を選ばれた理由があればお聞かせいただきたいと思います。

○藤村子ども育成課長　3校、全て区役所からの距離が近いというところで、何か試行の際にトラブルがあった際にも対応しやすいというところがまず1つ、あと1校義務教育学校であったり、戸越小学校については昇降口というものがたくさん分かれていて、安全管理上試行する際に課題というものを見いだせるかなというところ、また源氏前小学校については現在改築中ということですので、そういったところで試行することにより、様々な課題というものは今後の全校展開の中で活かせるのではないかと、いうところで、この3校を抽出したという形です。

○西村委員　実施に至って現場での混乱がないようにということは、これから様々にご準備をいただくというように理解をしております。

この朝食支援を始めるに至りまして、区内の現状をどのように分析しているのか伺いたいと思います。親が朝ご飯を作らないのか、作れないのか、朝ご飯の提供は実態の調査、支援の検討までをセットで実施していただきたいと思っております。例えば、少し古いデータですけれども、文部科学省が調査をしておりました平成26年の結果で、小学5、6年生の朝食を食べない理由を調査しております。朝食が用意されていないものが2.4%で、朝食が用意されていると考えられる場合でも食べる時間がないが29.8%、食欲がないが51.7%で、その両方を足すと81.5%が、多くの児童にとって朝食を食べない理由であり、そもそも朝食の有無ではないことが分かっております。この調査時から10年以上がたっておりますし、これは全国調査ですので、必ずしも品川区の実態を反映しているとは思えませんが、少なくともこのような調査を行うことで、今回のような事業がどのような状況の子どもを対象とするものか、また、その推定人数などもより正確に見通しを立てることができるのではないかと思います。朝ご飯の提供は、実態の調査と児童の状況に合わせた、その先の支援の検討までをセットで実施することが不可欠だと思いますが、お考えを伺います。

○藤村子ども育成課長　まず、この朝食支援の実施の経緯といたしましては、私どもとしては総務省の調査、令和3年度の調査だったと思いますが、それで7%ほど朝食を食べていない児童がいるというところ、また、あと区内の子ども食堂のほうで実際にもう朝食支援をされていて、そういった需要があるというような区民の声というものを基に、ニーズを持って事業実施を検討しているところでございます。

区内の現状の分析というところですが、令和5年度にヤングケアラーに係る調査ということで、小学生の8%が日常的に家族の世話をしているというような結果が出ているところがございます。朝食に限ったところではないのですが、そういった背景を考えると、やはり朝食の必要なご家庭というものも同数程度いらっしゃるのではないかと考えております。また、家族全体の支援としてヤングケアラーの子ども支援等も行っているような形ですが、今回朝食支援に当たっては、様々な背景等あると思いますので、事業実施に当たっては、需要動向の調査というか、行った上で、ニーズに合った支援というものをやっていきたいと思っております。

○西村委員　食べてこないお子様、児童たちの中で、何が原因になっているのかということとをぜひとも需要の動向を分析していただきまして、まずは睡眠など生活を整えることや、親への家庭教育など課題が見えてくると思いますので、そういった課題に沿った支援が必要と考えます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、朝ご飯に困ってはいないけれども、一緒に通学する友達が朝食支援に行くので自分も一緒に行くというようなことも考えられると思います。また、3食親と食べない子どもも出てくるかもしれません。

夜も民間学童などで済ませるなど、そのような子どもへの影響をどう捉えるかお伺いいたします。

○藤村子ども育成課長 子どもへの影響というところですが、今回この朝食の支援というものは無償で行うという形を想定しております。この区の進める施策の方向性として、生活基盤となる行政サービスは所得制限なく全ての方に提供するというものに基づいているような形なのですが、先ほど申し上げましたけれども、この具体的な運用については、今後の調査に基づいて検討してまいりたいと思いますが、ご家庭で過ごすというお時間のほうも非常に大切な時間だと思いますので、どのタイミングでどのサービスをご利用されるかというところあると思いますけれども、親子でコミュニケーションを取りつつ、サービスの選択をしていただければと考えております。

○西村委員 分かりました。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。何より社会が変わらなければならないということが根底にある問題だと思っておりますので、区民の方と話をしておりますと、朝の居場所事業は制度自体に話が行きがちなのですけれども、やはりしっかりと子どもの様子を見てあげていただきたいなと思います。

提供内容がどのような食べ物を用意するか伺いたいのですけれども、食べていないお子さんにとっては、調理不要なおにぎりやパン、野菜ジュースなどでも食べる習慣をまずはつけるということが必要だろうと考えることは分かっておりますし、大変重要なことだと思っております。一方で、子どもたちが集まっているときにこのようなことが始まるよというように聞いてみましたら、せっかく早く朝に行くならおいしいものを食べたいという子どもたちがいました。新しいチャレンジはぜひ背中を押させていただきたいと思いますが、これを機に、子どもたちのおいしいを真剣に考えて分析をしまして、現場や子どもたちにヒアリングを行い、事業を育んでいただきたいと思います。そして、栄養面にも気をつけてあげられたらいいなと要望いたしますが、お考えを伺います。

○藤村子ども育成課長 提供する朝食のところですが、おにぎりやパンなど、そういったものを含め現在検討中というような形です。ご利用される児童や保護者に喜んでいただけるというものを届けるような形で検討していきたいと考えております。

○西村委員 みんなで食べるご飯はきっとおいしいと思いますし、おうちで食べるご飯もおいしいと思うのですが、温かいものを食べさせてやりたいなという親心もありまして、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に私立幼稚園ですが、保護者の皆さんや幼稚園側からの長年の要望をいただいております。私どもも要望させていただきまして、今回、私立幼稚園保護者補助金の助成内容の拡充がされました。保護者の方たちからも感謝の声が届いておりますが、今年も入園児は激減をしております、どこまで今後入園児が増えるかは見えてきません。支援は大変ありがたいのですが、私立幼稚園も自らやらなければいけないと頑張っておられますし、何が正しいのか、何をやったらいいのか、担当課もかなりやっつけていただいていると思うのですが、お互いの努力が必要だと考えております。ぜひ私立幼稚園側と話し合いを始めてほしいと思っております。戦後保育園がほぼなかった時代に、私立幼稚園のやってきたことというのは初等科教育につながる教育です。こういった幼児教育、支えていかなければいけないと思いますので、お考えをお聞かせください。

○佐藤保育事業担当課長 まず私立幼稚園についてでございますけれども、区といたしましては、品川区の幼児教育を長きにわたりリードいただいている、大切な施設であるというように認識しております。そうしたことから、東京都が各私立幼稚園のほうに助成している私学助成、こちらに上乘せして安定的な園運営に資するよう補助をしているところでございます。入園者数の減につきましては、区

としても把握しているところでございます。ですから、今後ともしっかりと幼稚園側と連絡を取り合いながら、現場の声というものを聴いて、適切な補助について議論していきたいと考えております。

○西村委員 この私立幼稚園にしか提供できない教育、学びというものが必ずありますので、ぜひとも引き続きご支援をお願いしたいと思います。

また、子ども食堂のほうでの朝食支援についても伺ってまいりたいと思うのですが、学習食の支援事業のほうでは温かいお弁当を提供するというように伺っております。子ども食堂では、今既に始まっている事業を広げるといのように認識しておりますが、配布はどの時間帯で、どのようなものを配布しておられるのか伺います。

○飛田子育て応援課長 子ども食堂での朝食支援のご質問でございます。現在行っている子ども食堂でのフードパントリーに、さらに、これは明日の朝食に食べるのだよということで、朝食セットとして明日の朝食となるパン、果物、牛乳など持ち帰りやすいものを提供しようということで、直接渡す形で、朝食の大切さ、また、自分で準備して朝食を食べる習慣をつけることを目的としております。

○西村委員 朝食の大切さをどう伝えていくかということがすごく重要だと思っております、なかなか子ども食堂がまちの中に、住宅街にあたりまして、学校で配布するなどご案内を広げていただかないと、まだまだ知らないという方も多くいますので、ぜひともそちらもご検討を続けていただきたい、学校との連携を続けていただきたいと、これは要望させていただきます。

また、去年の夏ですけれども、夏休みのラジオ体操でサンドイッチや飲物を子どもたちに直接配布した自治体がありました。明日の朝食食べるのだよと渡していただいたものを、きちんと子どもの手元に届いているかどうかという、子どもたちがきちんと食べているのかということも重要だと思いますので、温かみのある、心も一緒に配っていただく事業としての取組をお願いしたいと思います。

最後に子育てメッセについて伺いたいのですが、今年度でもう17回目になるというように認識しております。今年度、221万円余の予算が新規計上されておまして、コロナ後の参加者の推移と、子育てメッセ、今後どうしていくのか伺います。

○藤村子ども育成課長 コロナ後の参加者の推移というところで、令和5年から本格的に運用し出したというところですが、今令和5年と今年度、令和6年、ともに2,000人ほどが来場しているような形になっております。今後としては、区としてはこちらの子育てメッセ、共催という形で運営しておりますので、今後も区の多数の部署、11課になりますけれども、PRの場として活用しているところございますので、しっかり連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○西村委員 担当課のみならず、区内中の様々な団体が出展をしておまして、子育て家庭がつながる、この分野では区内最大級のイベントであると思っております。ただ、この実行委員として、現役のお母さんたちがコロナ禍でも開催が止まることのないように長年続けてくださったイベントでありまして、私としても何とか続けられないかと要望させていただいたことがあります。大変運営に苦慮してこられました。これだけの規模のイベントを区独自で行うならもっと予算がかかるものですので、今回支援が広がり、喜びの声が届いておりますけれども、実際にどのような企業がこの子育てメッセに参画をされているか伺います。

○藤村子ども育成課長 こちらの子育てメッセにつきましては、様々協賛を受けている形になっておまして、個別の企業名としては、ちょっと今手元にはないのですけれども、様々、いろいろな形で区内の、例えば今出てきたのですが、サンリオなど、そういった企業のほうにもご協力いただいて、何か試供品をいただいたりなど、様々な形でご協力いただいている形になっております。

○西村委員 この実行委員のお母さんたちが協賛を募りながら、そういった企業に向けて苦勞して続けてこられた、もう17回目になるイベントですので、ぜひとも引き続きご支援をお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、233ページ、民生委員活動経費、239ページ、移動支援事業、ガイドヘルパー、559ページ、要支援者夜間対応サービス特別給付と通院等外出介助サービス特別給付からお聞きしたいと思います。順不同でお聞きしたいと思います。

まず移動支援事業、ガイドヘルパーについてですけれども、この事業の目的は、屋外での移動が困難な障害者が、余暇活動など社会参加する機会を持ち、地域の中で生活を送れるよう支援するものでありまして、以前から移動支援を担ってくださっているガイドヘルパーの不足という課題が、この事業にはあったかと記憶をしております。この課題に対して、まずガイドヘルパーの養成講座などに区は力を入れて取り組まれていると承知をしております。そこでお聞きしますが、ガイドヘルパーの養成講座など取組状況と、人員の、いわゆる人材確保、この課題について改めてご見解をお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長 委員がおっしゃられるとおり、ガイドヘルパーの人員不足というものはここ数年間の課題でございまして、そのために養成講座を心身障害者福祉会館のほうで1回から2回に増やしまして、養成講座を行ったというところでございます。定員については15名で、ほぼほぼ定員は埋まるのですが、その後、実際に従事するかどうかとなりますと、そのハードルが高くて、実際の従事する方々がほとんど少数であるというような課題を持っております。

○こんの委員 現状分かりました。現在この事業は、社会福祉法人や障害福祉サービス事業者へ一部、一部というか、委託をして事業を行っているといったところで、民間活力を活用した効率的な運営、こうしたことは非常に大事だと思っております。それで事業者のご尽力をいただける、その事業の仕組みということも大事であると思っております。そこで、ガイドヘルパーの確保の課題について、今ご説明をいただきました。養成講座なども行いながらなのですが、そのほかに、私は事業者との契約、この事業の報酬にも要因があるのではないかと考えています。それは、ガイドヘルパーの事業講習、まず通常の移動支援の実態なのですけれども、支援の多くは目的地までの往路と、そして自宅に戻るときの復路の、いわゆるその往復の支援となっていて、1日2回、そうした支援は1日2回利用されていると思いますが、その往復の支援の以外、目的地に行って、そして利用者がそこで予定を済ます、その間、帰りのときまでには、ガイドヘルパーの時間は、往復の支援以外は一旦サービスが終了しますので、その時間が待機となるわけでありまして。

ガイドヘルパーの1例ですけれども、まず利用者の自宅に向かいます。ちなみにその際、ガイドヘルパーは次の仕事の段取りもありますので、利用者宅まで自転車で行ったりします。そして、その自転車は利用者のお宅に置かせていただくということがあります。その後利用者と一緒に目的地に向けて出発するところから事業が開始という型になるわけです。行きの目的地までの行き方としては、公共交通機関やタクシーなど使う、こうした長距離の場合もあるということで、そうした行きの道のりに対しては時間や費用がかかる場合もありますけれども、でもそこは契約上きちんと報酬算定されているので、問題はありません。しかし、問題は目的地に到着した後の、この待機時間のことであります。目的地に到着をして、一旦支援が終了しますので、ヘルパーは自分の置いてある自転車のところまで自力で、自費で、この長距離で行った場所から自転車のところまで自費で、全て費用は自分の費用で戻ってきます。そうしたことで、戻ってきたヘルパーは自分のその自転車を取って、次の待機時間とするのか、あるいは

はその待機時間の中でほかの利用者のお仕事に当たるかというところで、この待機、また、次の利用者が自宅に帰るために、先ほどの目的地までヘルパーは行きます。迎えに行きます。この迎えに行くところも、実はヘルパーの自費で行っている、自己負担で行っているということがあります。

この、いわゆる利用者の往復の支援とはいっても、その間のヘルパーの往復という費用については、事業者もなかなかこの費用を捻出することは非常に難しいという声を聴いておりまして、そうするとヘルパーは自己負担になるので、担い手として本当はいらっしゃるのだけれども、その自己負担があるためになかなか手が挙げにくい、このような現状があるという声を聴いております。したがって、お声として、移動支援の身体介護のあるなしにかかわらず、単価が異なっていることや、あるいは支援時間が長くなると1時間当たりの単価が低くなってしまふ、計算上今なっているなど、そうすると、最低賃金を下回る結果になってしまうのですという声も聴いております。ですから、この片道サービス、いわゆる往路、復路だけの片道のサービスの報酬ではなくて、ここを見直していただいて、ヘルパーが一旦戻るといったところもサービスの中に入れていただく、いわゆる1時間弱でも1時間とするというような費用の見直しをというお声がありますけれども、こうしたことについて伺いたいと思います。また、片道報酬、今までしていたといった、この区の考え方について、また課題についても併せてお答えいただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 移動支援ガイドヘルパーの報酬算定時間の考え方についてでございます。現在区では、障害者総合支援法の障害福祉サービス、居宅介護の中の通院等介助というサービスの単位数を参考に算定しております。障害者総合支援法のうち、移動支援事業は地域生活支援事業ですので、各自治体の判断によるものでございますが、現在は総合支援法のサービス単価に従って算定しているという実態がございます。事業者の方からは、今委員おっしゃられたような片道に対しての時間を、算定を延ばしていただけないかというようなお声もいただいているところです。要綱には片道という記載はございませんけれども、事業所から提出いただく書類の中にサービス提供時間というように記載がございますので、サービス提供時間になりますと実際に直接支援をしている時間という形になりますので、実態上は片道の支援、報酬となっている状況がございます。現在事業所からは、特に通学、30分以内等あった場合の短時間支援した場合の片道の算定の見直しについてご意見を伺っております。また、他区の状況についても今現在調べているところで、算定時間についても少し工夫している区も少数ございましたので、今後他区の事例を参考にしまして、引き続き通学等の移動支援の充実に努めてまいりたいと考えています。

○このんの委員 今、通学の支援のお話も出ましたけれども、私もその件はお聞きしているところでございます。現場のケアマネジャーのお声を聴くと、こうした報酬の在り方、今片道とは記載はされていないけれども、実態は片道報酬になっている、ここを見直していただくとかなり担い手は増えるという声も聴いております。いわゆる在宅介護の支援センターの中でのヘルパーは、もともとそのようなスキルも持っていらっしゃる方でございますので、養成講座で人を増やしていくといった取組とともに、こうした、もともとそのスキルを持っていらっしゃる方の担い手を活用させていただく、こうしたことは大事だろうと思います。利用者が利用したいときにそのサービスが受けられる体制として、この報酬の見直しをぜひご検討いただきたい、前に進めていただきたいと思います。何かございましたら、後でご答弁ください。

次に参ります。要支援夜間対応サービスと通院等外出介助サービスについてでございますが、先日、一般質問でこの点を取り上げさせていただきまして、介護サービスとベーシックサービスについて質問

をさせていただきました。その際のご答弁で、ベーシックサービスの考え方を推進していくに当たっては、介護サービスも対象として議論がなされるべきものと考えております。今後介護ニーズの増大に的確に対応すべく、限りある財源を有効に活用する方策を考えてまいりますとの前向きのご答弁をいただきました。この介護事業は国の事業ですので、本来は国で進めていただくべきものであります。区長の施政方針にありましたように、国で進めていくものでありますが、誰かを助けるのではなく、誰でも安心できる社会をと、品川区から築いていくためにもというお声もいただきましたので、人が生きていく上で、誰でも必要とする介護サービスを払った保険料、きちんと保険料は保険料で払っていただき、その保険料以外にお金の心配なくサービスが受けられる、そうした仕組みをぜひ考えていただきたい、このように思っております。改めて区のご見解を伺いたいと思います。

それから、要支援者対応夜間サービスですが、これは事業評価報告書によると、対象規模等の見直し、実績低下、また、予算規模の縮減を検討とありました。来年度の事業はどのようになってしまうのでしょうか、お知らせください。

○菅野高齢者福祉課長 介護サービスがベーシックサービスに当たるかどうかの区としての考え方というご質問等についてお答えさせていただきます。

ベーシックサービスは人間が生きていく上で不可欠な基礎的なものに絞り込むということで、介護サービスについても、その考え方として対象となる事業だというように、本会議の答弁等でもさせていただいた次第となっております。しかしながら、介護保険制度は、自助を基本としながら、相互扶助によって賄う負担と給付の関係が明確な社会保険方式となっております。また、国のほうも、現在全世代型対応型の社会保障制度を見直す中で、介護保険の自己負担が2割負担となる対象範囲を拡大するなど、いろいろと検討されている中でありますので、引き続き区としては、国の制度の中で、どのような形で介護サービスがこのベーシックサービスに当たるというところで牽引していくべきかというところは、国の動向を見ながら考えていかなくてはいけないことかなというように捉えております。

その中で、今回市町村特別給付のほうで、要支援者夜間対応サービス特別給付、こちらについてということで、事務事業評価においては、実績がちょっと少なくなって横ばいだというところでの縮小的なことの記載があったというご質問についてです。こちらにつきましては、確かに実績が低下しているということが事実でございますが、ただ、本来介護保険の中の夜間対応型の訪問介護を利用していた方が、要介護者から要支援になったときにそのままそのサービスが続けられるようにという、本来の介護給付とセットになっているもので特別給付として実施しているものですので、そちらについては必要不可欠というように捉えております。引き続きニーズの捉え方については検討していきたいと思っております。

○こんの委員 今、事業に対しては継続という形で確認をさせていただきました。この介護サービスについては、先ほども申し上げましたように、国の制度でございますので、国の動向を見て理解をしております。そのように動向を見ていただきながら、考えていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしく申し上げます。私からは245ページ、障害者、267ページ、ひとり親家庭についての、いわゆる就労支援についてお伺いします。それと268ページ、幼稚園、保育園の給食について、時間があれば273ページ、保育園や幼稚園の、いわゆる償還払いについてお伺いをさせていただきます。

まず初めに、障害者やひとり親、また、子育て中の女性、いわゆる在宅子育て世代についての就労支援についてお伺いをします。

まず、品川区で今行われている、その方々への就労支援というものはどのようなものがあるのか教えてください。

○松山障害者支援課長 では、私のほうから、障害分野のことに關しましてご説明申し上げます。

就労支援につきましては、区内で就労支援センターを設置いたしまして、そちらでも超短時間雇用促進事業という、長時間働くことが難しい方に対しまして、こちら別に手帳がなくても障害の疑いがあるといったような、ひきこもり等の方に対しまして、ご相談を受け、就労につなげているところでございます。そのほかは、障害者総合支援法にのっとりました就労継続支援A型、B型の福祉的な就労等がございます。

○飛田子育て応援課長 私からは、ひとり親家庭のほうでの就労の支援でございます。こちらのほうでは、ひとり親家庭相談の中に就労支援ということも行っております。そこのお宅によっては、やはり仕事先を変えたいとか、そのような、もう少し子どもの実態に合わせた仕事をしたいという方のお声を聴きながらサポートしているところです。実際サポートのほうでは、ひとり親のところの働きやすさや、またそのところを聞きながら、また一緒にどのようなところで働くか、また生活リズム、そのようなところも兼ねて一緒に支援をしているところです。

○石田（し）委員 今いろいろ時代が変わって、この間総務費でもお話ししましたが、A I、様々な最新技術が出ていて、障害者の方たちの就労支援も、今提案をしますけれども、いわゆるA Iを活用した仕事に就いてもらおう。これは、例えばA Iのツールの学習支援をやっているものもあるので、そういったものを活用して、いわゆる障害者の方たちにA Iを使って様々な学びをしてもらって、例えばある障害者の方が実際にやられたのですが、この学習支援ツールを使ってホームページをつくりました。これはA Iの技術を学んで、そのA Iの技術、学んだ技術でホームページをつくるという、いわゆる障害者の方の1つの就労支援として、新たなものを今開発されています。

これはまた女性に対しても言えることで、例えばこの女性のリスクリングだったり、社会進出に対してそういった支援をしていく。特にこれはひとり親家庭だったり、在宅で今子育てをされたりしている方が社会復帰をするときに、技術を身につけて社会へと戻っていくだったり、ひとり親家庭でなかなか外でフルで働けない人たちに関して、在宅でもそういった学習をして在宅でも働けるツールとして、このA Iのツールを活用した仕事に就いてもらおう。これが、いわゆるその人たちの稼ぐ力になるし、今までと違って、ある一定の在宅での仕事ができたりということで、相互にプラスなものなので、ぜひこういったものも活かしながら、就労支援、新たな就労支援の形というものをぜひ品川区でも生み出したいと思いますが、何かあればよろしくお願いします。特に女性には、先日の国際女性デーで、品川区から力強く女性のエンパワーメントの実現に向けて取り組んでいくのだというメッセージも発信をしていました。こういったことにもやはり活用できるのではないかなと思うので、ぜひその辺を改めてご答弁いただければと思います。

幼稚園、保育園の給食です。まず、この考え方を教えてください。学校給食の無償化だというように品川区は言って、昨年度から実施をしています。その学校には幼稚園が含まれているのでしょうか。現在保育園と幼稚園、こういった施設での給食について、無償化に向けての取組というものは考えているのか教えてください。

○松山障害者支援課長 委員ご提案の、A Iを活用した学習支援によるスキルの向上や、新たな働き方のご提案でございます。障害者の方にとっては、本当にいろいろな新たなツールを使って、ご自分の能力、可能性を広げていただいて、多様な働き方というものをご自分が働きたいと思う方が実現できる

ような、そのような働き方というものはすばらしいことですので、またいろいろ研究をさせていただければと思います。

○飛田子育て応援課長 ひとり親のほうにも、今就労相談員、個別にいらっしゃいますが、そのようなところで就労プログラム、そのようなものを策定して、その方の自立に向けてやっています。そのA Iの提案ですが、そのようなよりよいものがあれば、また研究していきたいと思います。

○中島保育施設運営課長 保育園、幼稚園の給食についてのお尋ねでございます。保育園につきましては、就労支援もでございますので、給食無償で提供させていただいております。幼稚園につきましては、施設によって様々、給食を出している、お弁当、給食、それぞれありまして、こちらのほうの無償化の考え方につきましては、やはり教育基本法や学校教育法に基づきまして、義務教育は充実を進めているところでありますけれども、幼稚園は義務教育ではなくて、社会情勢を見極めつつ判断すべき課題というように認識しておりますが、今後様々考えてまいりたいと思っております。

○石田（し）委員 幼稚園は、日本においては文部科学省の幼児教育課の所管で、学校教育法第1条に規定する学校の1種であります。ということは、これは学校です。ですから、学校給食費というのであれば、ここは幼稚園も入れてしっかりと対応していく必要があるのではないかなと思います。北区では、令和5年からですか、幼稚園や保育園の、いわゆる給食無償化というものにも踏み込んで、今実施されていると思います。ぜひ品川区としてもそういった取組を進めていっていただきたいなと思いますが、改めてご答弁をいただきたいと思います。

○中島保育施設運営課長 先ほどの答弁繰り返しとなりますが、今、教育基本法等にも、幼稚園、位置づけられるというところもありますけれども、義務教育ではないというところ、その観点から、今のところ、まだ無償化等の対応はしておりませんが、今後社会情勢等を見極めつつ、判断すべき課題と認識しております。

○石田（し）委員 義務教育ではないからと言うけれども、では義務教育の小学校、中学校が、学校給食無償化をやっていないです、国は。品川区は一生懸命やっていますけれども。それは答弁になりません。だって、品川区は確かにやっていますけれども、もう国においてはそれをやっていないのだから。それを義務教育ではないからやらないということは、私はそれはお答えにならないと思いますけれども、もう一度ご答弁いただければと思います。

そして償還払いについてですけれども、先日あくつ委員から力強いお話をいただいて、実は私も当事者として強く思っている課題の1つが、いわゆる保護者の負担と、要はやはり事務経費がかかっているのではないかなと思うので、その事務経費の軽減という両方の視点で、必要ではないかなと、新たなシステムが必要ではないかと思うのだけれども、もう一度その部分に関して答弁いただければと思います。

○中島保育施設運営課長 幼稚園での給食につきましては、現状、区立、私立ともに形態様々でございますので、社会情勢等見極めつつ、判断すべき課題と認識してまいりたいと思っております。

○芝野保育入園調整課長 私立幼稚園の償還払いの件でございます。こちら保護者の経済的負担の軽減と、今、委員のおっしゃられました事務費軽減、こちらの観点から、各園保護者への周知と、システム改修も必要ですので、そちらのほうを進めまして、年度中頃には体制が整いました園から開始していきたいと考えております。

○石田（秀）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 よろしくお願ひします。233ページの孤独・孤立対策推進事業について、251ページの福祉人材確保・定着事業について、253ページの高齢者外出習慣化事業について伺いたいと思ひ

ます。

まず、233ページの孤独・孤立対策推進事業について伺います。

社会全体のつながりが希薄化している中、新型コロナウイルス感染症の影響によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化しております。そこで国では、第211回の通常国会において、孤独・孤立対策推進法が成立されました。孤独は寂しいというような主観的な感情があって、この孤立というものは、客観的に見て他人とのつながりについて少ない状態を指しております。この孤独を感じている人は孤立をしていることが多く、また、孤立している人は孤独を抱えやすいという特徴がございます。ですから、必ずしもこのことが原因とは限りません。例えば、周囲から孤立していても寂しさを感じない方、また、多くの方とつながりがあって、そうしたところで孤独を抱える方もいらっしゃるということでございます。こうした状況の中で、子どもからお年寄りの方まで、誰もがそうした状況になり得ることは、皆さんもご存じのとおりだと思います。

そこで本区においては、令和6年7月23日にNPO法人あなたのいばしょと協定締結し、チャット相談、孤独・孤立対策の普及イベントなど、様々な対策を取っていただいているかと思えます。今後も孤独・孤立については、自殺、虐待、DV、デートDV、ひきこもり、不登校、いじめなど、孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して取り組んでいかなければなりません。

そこで質問いたします。初めに、このあなたのいばしょチャット相談についての実績、また、実態調査についてお知らせください。また、令和5年度の取組で、20代から30代の孤独・孤立に係る当事者へのヒアリングも行っているかと思えますが、そのほかの世代、いわゆる子ども、またお年寄りについては、どういった対策、また調査を行われているのでしょうか。調査をしていればお知らせください。

○東野福祉計画課長 まず、あなたのいばしょと協定を締結いたしまして、昨年8月に相談のあった実績についてまとめてございます。このまとめにつきましては区のホームページのほうにも掲載されておりますので、詳細についてはご確認いただければと思います。大まかに説明いたしますと、分析結果といたしましては、125件の相談がございまして、土日夜間の相談が多かった。それから、女性が約69%ということで、男性に比べての相談が多かった。また、20代、30代の相談が多かったという結果となっております。また、同居しているか、一人暮らしかというところにおきましては、同居している方の相談の方が多かったという結果が出ております。ただし、常に孤独を感じる割合は逆転をしている、一人暮らしの方が常に感じているというような結果となっております。また、同居していても、希死念慮、自殺念慮を感じる人がいらっしゃるというような結果も出ております。

相談につきましてはメンタルの相談が一番多く、それから仕事、職場、子育てについての相談が多かったというようなところでございます。

こちらの相談に当たっては、グーグルやインスタグラムで知ったという方が多かったというような結果でございます。

また、今年度行いました都立産業技術大学との調査におきましては、512人の方からご回答いただきまして、傾向といたしまして、忙しい人ほど孤独を感じる、ネガティブ思考を話す傾向にある、それからライフイベント発生時に孤独を感じるというような結果が出ているものでございます。

それから、こちら若者以外のところにつきましては、特にアンケート調査などは行っておりません。区といたしましては、来年度、高齢者の孤独・孤立対策に向けて取り組んでいこうと思っているところでございます。

○松永委員 ぜひ高齢者、子どもたちもそうですけれども、しっかりと調査をして、1人でも多くの

命を救えるような事業にしていなければならないと思っております。

そこで、253ページの高齢者クラブ、先ほども質問がございましたけれども、そのことについてかぶらないように質問いたします。現在本区においては106団体あるかと思いますが、2020年から115、111、109、106と、年々会員数は減少しているかと思いますが。本区では、高齢者クラブについて、どのような団体であって、また、今後高齢者クラブをどのようにされていかれるのか、高齢者クラブの在り方についてお知らせください。事業評価シートではC評価ということでございますので、この事業実施方法を検討するとありますが、今後の進め方についても併せて伺います。

○榎村高齢者地域支援課長 高齢者クラブの在り方についてでございます。まず、高齢者クラブの目的につきましては、高齢者の生活を健全で豊かなものにして、老後の福祉増進に努めることを目的としているものでございます。区としましては、クラブの活動が高齢者の外出のきっかけとなり、また、仲間との交流、フレイル予防、それから認知症予防にもつながって、それがいつまでも高齢者が元気に住み慣れた地域で生活できることにつながるというように、大変な重要な事業であるというように認識しております。

今後の区の方針の方針なわけですが、先ほど申し上げた住み慣れた地域で高齢者が元気に過ごしていくためには、身近な仲間と日々のコミュニケーションを取って、また、何か変わったことはないか等、地域で見守り活動を行っていくことは大変重要なことであると思っております。来年度以降、区では本格実施します重層的支援体制整備事業を進めていくわけですが、そこに当たっても積極的に高齢者クラブの活動を支援していく必要があると考えてございます。

○松永委員 ぜひこうした場、高齢者に対して外出を促す、もちろん孤独・孤立対策にもつながっていくと理解いたしました。

また、今後この高齢者クラブの周知が必要などという場合もあります。今は掲示板やホームページ、広報など取組を行っているかと思いますが、それでも今減少傾向でございます。先ほどの質疑の中でも、なかなか役員の成り手がいないなどご意見を伺いましたけれども、ぜひこの魅力のあるクラブであることを発信するということをどんどん進めていただければと思うのですが、これは各クラブによって様々な、例えば輪投げやグラウンドゴルフ、ゲートボール、様々なございますけれども、地域によって違います。そうしたところを踏まえて、各クラブで多いところと少ないところというものがあると思うのですが、会員数が。その中で、何か情報や、そうした調査というものが行われているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

また、最後はちょっと提案になるわけですが、まずはこの高齢者クラブという考えから、ネーミングを変えていただけないでしょうか。クラブ会員の方からこうした声をいただいております。60歳以上の方は、高齢者と言われるのが嫌だ、また高齢者では俺はないと。入ってもやりたいことがないといったような声をよく耳にします。老人クラブや高齢者クラブ、シルバークラブなど、どうしても中年を想像させる単語が入っており、その理由として、どういった年代のクラブなのか分かりやすいということもあって、全国的にもほとんどがこうしたネーミングであるかと思いますが。そこで品川区独自のネーミングをつくってみてはと思っております。例えば各クラブでアンケートを取る、または高齢者クラブだけではなく、全区民アンケートの中にも、今後皆さん、若い方がお年寄りになる可能性はありますので、全区民アンケートの項目の中に取り入れてみてはいかがでしょうか。ちなみに、品川区では高齢者クラブが発足してから65周年と今年はなっております。今こそ、全国初となると思いますが、こうした改革も必要だと思います。区の見解をお知らせください。

○樫村高齢者地域支援課長 大きく2点ご質問をいただきました。

まず1点目が、高齢者クラブにおける各クラブへの調査の有無ということでございます。調査については、現在実施していないところがございますけれども、毎月品川区高齢者クラブ連合会としまして、正副会長会、それから幹部会、理事会をそれぞれ月に1回開催しておりまして、そういった際に各クラブの状況を各会長、それから区のほうで共有するなどの場を設けて、ご意見等を頂戴しているところでございます。引き続きこういった場を積極的に活用しながら、各クラブの状況把握に努めていくとともに、適切な支援につなげていきたいと考えてございます。

それからもう1点、ネーミング変更のご提案でございます。委員ご指摘のとおり、確かに区の事業名については、現在高齢者クラブと、それから品川区高齢者クラブというようなネーミングになっているところがございますけれども、各クラブにおける名称については様々でございまして、例えば地元の町会のお名前をつけられたり、あえてフレッシュやレインボーなど、高齢者を連想しないような言葉を使ったりしたクラブもございます。こういった形でクラブの方針によって名称を決めることができますので、こういった形で運用できるように、引き続き支援していきたいと考えてございます。

○松永委員 私が言いたかったことは、その全体的な名前で、高齢者クラブというものをまた新たな形でできないかなという提案だったので、そうしたところも踏まえて、ぜひご検討いただければと思います。

次に、251ページの福祉人材確保・定着事業の、この外国人介護職員などなどの支援について伺いたと思います。

この事業を推進する理由は、もちろん人材不足が主な理由だと考えます。住環境、研修や講習、事業者へはICTシステムの導入など助成されておりますが、その中で外国人への家賃助成を確認させていただいたところ、年々、2022年からそれぞれ6件、20件、16件と、まばらでありますけれども、本区として比例しているとは思いませんが、現在外国人の方は、介護職についてどのくらいの方数が働かれているのでしょうか。また、分かればいいのですが、そのお国についてお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 区内事業所に勤務する外国人の介護職員数ということのご質問についてですが、こちら区の、先ほど委員もご指摘ありましたけれども、住居の確保等の事業で、実際にご入居いただいている外国人の数ということで把握させていただいているものが、現在は16人です。ただ、有料老人ホーム等を含め、多くの外国人の方が区内の事業所で勤務していると推測しております。

○松永委員 分かりました。ありがとうございます。国はちょっと分からないと…。

○菅野高齢者福祉課長 失礼いたしました。国につきましては、インドネシアやミャンマーが多いと把握しております。

○松永委員 16人以外にも、ほかにもたくさんおられるかと思います。ぜひこうした外国人の方が、介護職に就いて働こうと思って来られている方は多いと思います。ここでやはり3年以内に辞めてしまうという、残念ながらご退職をされてしまうという方も多いと思います。そうした中で、なぜかといいますと、やはり労働環境に合わない。やはり言葉の壁など、そうしたものもあるのではないかと思います。そこで本区としては、講座や講演会、外国語による相談会というような形で行っているかと思いますが、そうしたところを踏まえて、ぜひ外国人に対しての対策、取組をしっかりと取っていただきたいと思いますのですが、また何か言語以外にも、例えば介護職専門のセミナーなど、何かそのようなものがあればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 セミナー等につきましては、例えば今年度ですと、ある事業者が外国人の方

を集めて、そこで交流会などをさせていただいたり、そのようなことも努めさせていただいておりますので、引き続き区も支援してまいります。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3 時 0 5 分休憩

○午後 3 時 2 0 分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

田中委員。

○田中委員 私、287 ページ、私立幼稚園経費についてお伺いをします。今これ进行操作します。

私も幼児教育の重要性は強く認識をしております、今回、これまで品川区では入園料補助金は23区トップレベルの支給でしたし、今回の予算では、保護者補助金が所得制限を撤廃しまして、月額4万円支給されるということは大変歓迎をしております。その上でお伺いをしたいのですが、今皆様にお知らせというか、お配りをした、これは去年の…、届いていますか、去年の11月に文教委員会へ出た請願でございます。この請願で、目的、要望事項は2つありまして、1つは今言ったような保護者補助金、入園料の助成を求めるものと、あともう一つは、私立幼稚園協会、これは言い方が若干違うのですが、この添付されたものは振興助成金というものは私立幼稚園振興費補助金、そして保護者教職員連合会への助成というものは私立幼稚園協会への補助金、これを求めるものであります。それで、若干私はこれまでも文教委員会などでも違和感を感じている項目なので質問してきましたが、改めてお伺いをいたします。お手元配付しました請願の理由のラインマーカーをつけたところ、まず、協会補助金のことについてお伺いしますが、ここにもご自身のほうで書いていらっしゃるのですけれども、ここの協会の目的ですが、教育費負担軽減を区政に働きかけることを目的として活動を進めてまいりましたとあるように、区に負担軽減を求めることが協会の目的だご本人が言っているように思います。まず違和感を感じることは、保護者負担金を軽減するということの意味合いはすごく分かりますし、今回実現するということでは評価はしますが、その保護者負担金を求める活動をする協会に対してまで補助金を求めるということは、私はちょっと、本来の自らの協会の活動として求めるならいいけれども、協会の活動に対してまで補助金を求めるということは、補助金の二重取りのように私は取られているのですが、そこを改めてお伺いしたいと思います。認識をお伺いします。

○佐藤保育事業担当課長 まず品川区は、私立幼稚園協会に対しまして補助を実施しているところがございますが、その目的というものが、品川区全体の幼児教育の向上を図るための様々な取組に対しまして、その経費の一部を補助しているというような理解でございます。例えばなのですが、幼児教育の質の向上のための研修や講演会への参加、私立幼稚園の魅力発信に向けた取組など、公益性のある活動、そこに対して支援をしているという認識でございます。

委員からお話いただきました保護者教職員連合会、これは私立幼稚園協会の中の1つの連合会というように聞いておまして、主な参加メンバーは保護者の方たち、教職員の方たちということなのですが、保護者の方たちですので、子育て世帯の感じる、子育て世帯の方たちが区に求める政策や現状の負担、そしてその負担軽減を求めるということは、特に問題がないものであるというように認識しております。

○石田（秀）委員長 少しお待ちください。田中委員に言います。資料を先ほど流したので注意はし

なかったけれども、委員長の許可という申請はなかったと思っているので、それを踏まえてお願いします。

○田中委員 委員長の許可を得て配付しました。

それで、今言った私立幼稚園協会補助金交付要綱にも、今課長がおっしゃったような目的が書いてある、ここには負担軽減を目的にするということは書いていないのです。だから、そのような研修をするとか、調査研究をする、福利厚生、資質の向上につなげる支出であれば問題ないと思うのですけれども、ここがご本人たちが言っているように、負担軽減を求めることを目的として書いてある、一部かもしれませんが、その活動に補助金を出すということは、私は少しおかしいかなと思っています。

ちょっと時間が経過してしまったので、改めて別の視点から言うと、私、一昨年区議会に戻りまして、私立幼稚園協会の会長に、区政に戻ったので今後何かご相談事はありませんかと申し上げたところ、委員会でも言いましたけれども、自民党に頼んでいるからあなたには頼まないというにはっきり言われたのです。このことは私だけではなくて、ほかの人にも同様な発言をその会長はされています。かつて私は母親大会に出たことありますが、その当時は自民党から共産党まで全ての会派の方を呼んで、予算要望のお願いや、そういったことに対する感謝のお言葉などがありました。当時記憶を思い出すと、予算に反対している共産党をなぜ呼ぶのだなどということも私は言ったぐらいなのですが、逆に言うと、それは正しい運営だったと思っています。というのは、もう一つ似たような要綱で、品川区商店街連合会の補助金要綱を見ると、ほぼほぼ私立幼稚園協会への補助金要綱と同じなのですが、品川区商店街連合会の新年会などをご案内のとおり全員呼んでいるのです。予算反対している共産党まで。それは公金を注入する団体としての活動としては、ある意味公平性を保っているということから、私はその品川区商店街連合会のやり方は正しいと思っていますが、一方で、今は、最近は特定の会派しか、どうも私立幼稚園協会は呼んでいないようで、その特定でない会派の議員が、たまたまご自身の子どもが私立幼稚園に入っていってしまう。それで保護者の立場からその会に出たら、なぜあなたはこの会に来ているのですかと思われるぐらいのような対応だったそうです。極めて私はここに、いわゆる政治的な臭いがしてならないし、このような活動をするに対しては、公金は、だから政治的な活動をしたいのならば、公金を入れずにしっかりやればいいのであって、公金を入れる以上は、そのような対応をすることは、私はいかなものかと思います。このような視点を財政課長、補助金担当の企画部門としてはどのように判断されますでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長 一部繰り返しの答弁となってしまう大変申し訳ございませんが、私立幼稚園協会に対する補助に関しましては、品川区全体の幼児教育の向上を図るための取組の経費を、一部を補助しているというものでございます。

○田中委員 要綱にもあるように、その目的は分かるのですけれども、いわゆる政治的な要素というのは、あるいはその補助金を求める活動というのは、ここに書いてある、要綱に書いてある目的外の活動であって、私はそれを公金を入れるということは問題があると思っています。

もう一つ、振興費の関係なのですが、これは事務事業概要を見るとC評価なのです。この理由は、全体的に少子化が進んでいる、少子化が進んでいる以上に私立幼稚園に通う子どもが減っている、だからこの振興費、問題があるのではないかというような評価になっております。

先ほど、例えば新年度でも、今度私立保育園に対しては、第1子の子どもに対しては、もう完全無償化されるのです。要は子どもの、ある意味奪い合いという中で、私立幼稚園協会で、ごめんなさい、振興費を、ではその減っている、子どもが減っているけれども、それをリカバリーするためには預かり保

育を頑張rinaさいというように書いて、3歳未満の預かり保育を頑張rinaさいと書いておりますが、環境は、全体的には私立保育園にもう既に完全無償化になっている、そのような状況の中で、さらに私立幼稚園に預かり保育の子どもを増やすということは、極めて現実的に厳しい状況が続く中において、この振興費の補助金を活用する、そのような評価になっているのです。ですから、私は、これあえて冒頭皆さんにお伝えしたことは、ぜひ考えていただきたいのですけれども、請願を、これはほぼ全会一致で通ってしまっていますが、そのことが私は影響しているのではないかという思いもしてなりません。私は言うべきことは言う、改善していくべき視点は、保護者負担軽減はいいけれども、協会に対する支援は大いに見直したほうがいいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。245ページ、旗の台リボン跡地障害者就労支援事業、243ページ、心身障害者福祉会館についてお伺いをします。

まず初めに、245ページの障害者就労支援施設の開設、失礼、旗の台リボン跡地障害者就労支援事業についてお伺いをいたします。

これ旧リボン跡地ということで、コロナのときにはワクチン接種会場となっておりました。いよいよこの新規事業ということで、これから予定をされております。スケジュール感を見ますと、令和7年の4月から委託事業者が公募になり、9月から開設になる予定でございます。それで、まずあそこ、地下と今1階があって、2フロア使える、そのようなところでいろいろと事業が取り組まれるということなのですけれども、就労体験の場を提供や、福祉事業所、区内の障害福祉事業所の自主製品の共同受注の窓口を開設、そして区立学校の標準服等のリユースの事業の新規開始となっております。まず、これから事業者公募ということになります、近くに心身障害者福祉会館がございます。これ今後のことなのですけれども、当然連携取っていくと思われませんが、どのような方向性なのか教えてください。

○松山障害者支援課長 旧リボンの跡地に建つ就労支援施設と会館との連携についてでございます。かなり距離的にも会館も近うございますし、対象者も障害者の方ということで、共通点はございます。ただし、こちらの就労支援施設の場合につきましては、就労体験をしていただくというような形なので、例えば会館の地域活動支援センター逢のところで通っていただいた方が、またこちらのリボン跡地で就労体験をするのですとか、あとは地域の町会の方々も含めまして、一緒に何かイベントをするといったような連携も考えられるかなと思っております。

○高橋（伸）委員 本当に今ご答弁、おっしゃるとおりで、私もそのような方向性なのかなと改めて認識をしたところでございます。

これ事業内容で、2点質問をさせていただきます。

まず1点目が、これは区立学校標準服のリユース事業、リユースする標準服の受付業務、管理、受渡し業務をやるということなのですけれども、これから先、ここまずその場所、それが地下、恐らく私の感覚だと地下にそのようなリユース事業がやるのかなと思ってしまして、これ恐らく区内、23区だと、多分中央区が指定管理でやっているかと思ひます。それで、これ受渡し業務があって、中央区の場合は中央区内の学校全校ではないのです。本区では恐らく全校なのかということが、すみません、今の質問の1点目で、それとあと、中央区にはそのホームページがあって、ネット上でも何かやり取りができるということがあります。これはぜひホームページを開設していただいて、受注に関してもホームページ上でやり取りができるような仕組みをつくっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 就労支援施設における標準服のリユースのところの部分についてのご質問で

す。障害分野からは、障害者の就労体験メニューの1つとして、あるいは、もしかしたらそこでスタッフとしてゆくゆく働くなど、そういったことも目指しまして、就労の部分から考えております。制服につきましては、教育委員会と今後連携をしまして、具体的には検討していきたいと思います。

○石田（秀）委員長 フロアが地下か1階かと。

○松山障害者支援課長 失礼いたしました。フロアに関しましては、地下1階を標準服のリニューアルというように考えております。1階は売店と、事務所と、集いの場ということを想定しております。

○高橋（伸）委員 すみません。それでもう1点目が、これ地域のインクルーシブな交流を促進しますということなのですが、具体的に、今まで心身障害者福祉会館まつりでは、その当該町会が積極的にやっていた中で、具体的にお分かりになれば、具体的に地域のインクルーシブな交流の促進ということとはどのようなことを取り組むのか教えてください。

○松山障害者支援課長 1階の集いの場というところで、障害の有無にかかわらず、どなたでも利用できる集いの場を併設したいというところでございます。そこで地域交流を促進していきたいと思っております。もちろん地元の町会の方々も含めまして、例えばイベントと一緒にやるなど、そういったようなこともできるのではと想定しております。

○高橋（伸）委員 ぜひ今後丁寧な説明と周知をして、当該町会、地域と一緒に取り組んでいただきたいと思っております。

243ページ、心身障害者福祉会館についてお尋ねをします。

これ逢がやっていて、地域活動支援センターがあります。これは令和5年の目標だと3,000になっていて、実績が4,000、令和6年は令和5年の実績から見て、4,000という数字があります。恐らくこれ、利用件数も相当数伸びているのかなと思いますが、この中で、身体・知的障害、高次脳機能障害等々、いろいろありますけれども、一番多いというのか、何というのか、活発にやっておられると思いますけれども、数字が現時点でお分かりになれば教えてくださいと思います。

○松山障害者支援課長 地域活動支援センター逢の数字でございますが、手元にはちょっと障害種別ごとのものはございません。一番多いものは、恐らく手話講座の部分でございます。障害のない方もかなり多くいらしていただいております。

○高橋（伸）委員 それで、これは言葉のリハビリ教室も開催をしていると思います。これ対象は失語症の診断が出ている方が対象となって、言語療法士のSTが、グループによって言語訓練を実施していると私は認識しておりますが、先日、品川区のホームページ上で、令和7年度の失語症者向けの意思疎通支援事業の養成講習会があるということが公開をされておりました。これ事業運営の母体が、東京都の言語聴覚士会でやっております。あくまでこれ、都のことなのですが、来年度の予算は、失語症の方に対するというものは見えていないのですが、失語症に対しての意思疎通支援事業というものは、いずれ、今後区としてお考えになられているのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

○松山障害者支援課長 失語症意思疎通支援事業についてのお尋ねでございます。現在ホームページに出しておりますものは東京都のものでございますけれども、区としても東京都の養成研修を応援して、品川区民の意思疎通支援者を少しでも増やそうということで掲載をしているものでございます。昨年から失語症の当事者やご家族の方、そしてST、言語聴覚士協会の方々からもご意見を頂戴しております。実際の事業の内容につきまして、今学ばせていただきまして、今後各区にも足を運んで研究をしてまいります。

○石田（秀）委員長　次に、西本委員。

○西本委員　256ページの子ども育成費全般で、関連して朝の児童の居場所確保、それから病児保育、仕出し弁当という関係で、それぞれ関連してお聞きします。時間があればお米プロジェクトもやりたいのだけれども。

まず、子育て支援の考え方を聞きたいと思います。子育てというものは、親の役目は当然あると思うのです。そして区の役目があると思うのです。区はどこまでやって、この子育て支援をどう考えていろいろ施策をやろうとしているか、教えてください。

○藤村子ども育成課長　子育て支援というか、親育ちという関連のところかなと思うのですが、区としては、児童センターのほうで様々、親育ち支援事業ということで実施しておりまして、小学校から中学生で将来子どもを持つことの意識を持ってもらうですとか、母親の方や父親向けの子育て、親育ちの支援ということで、総合的に支援しているところでございます。

○西本委員　いや、そのようなことを聞いているのではないのです。子育て支援というものをどのように捉えてやっているのですかという話なのです。よく区長も言うておりますけれども、負担とか、不満とか、負担と不満は違いますが、それを軽減するという言い方をします。子育ては負担ですか。どうでしょう。

○藤村子ども育成課長　子育てというものは負担という考えには立っておりません。今区のほうで展開しているサービスというところが、例えば先ほどおっしゃられていた仕出し弁当というところであれば、複数あるサービスの中から何かを選択してもらうというような考え方に立っておるものでございます。漠然、明確な将来の不安というものが皆さんおありかと思しますので、そちらに関しては所得に関係なく存在するものかとございます。こういった状況下で、所得制限なしに生活基盤となるサービスを誰もが受けられるというような状況を提供しているということが、今の子育て支援という形で主に展開している施策かと思います。

○西本委員　子育てを負担ではないといってやりますけれども、負担という感覚でやっていくと、負担でしょう、だから、お金でこれをあげましょう、これをやってあげます、これをやってあげますという話になってしまうのです。区でやらなければいけないことは、子育ては楽しいですよ、大変だけれども。負担ではなくて、大変だけれども、喜びであったり、生きがいであったり、そのようなことを区はやっていかなければいけないと私は思うのです。その中で、これ文部科学省の教育基本法でも、父母その他の保護者は、これは教育法ですから、教育についてと書いてありますが、第一義的責任を取りましょうと言っているのです。ですから、親の仕事、親の役割とは何でしょう。品川区はどこまで税金を使ってやろうとしているのかお答えください。

○藤村子ども育成課長　区としては、子育ての社会化というところを進めておりまして、社会全体での子育てというところを進めているものでございます。子育ての楽しさを伝えているかというところですが、子育ての楽しさを伝える施策としては、児童センターであったりなど、様々な局面でお伝えしているところかと思います。

親のほうが一義的に何か子育てについて責任を担うというところはありませんけれども、先ほど申し上げたとおり、何かをしてほしいという、こちらとしては義務を課しているわけではなくて、あくまでサービスの1つとして選択肢のほう提供しているという形になりますので、子どももいろいろありますし、家庭のほうもいろいろということで、様々なところで変わっているところありますので、何かこう1つ、一義的にこうしなければいけないというよりは、何か家庭の中でご選択いただければと考えて

おります。

○西本委員 この朝の児童の居場所、居場所はいいでしょう、早く行きたい子もいるので。それで、食の朝ご飯の提供です。朝というものは一番大切な時間です。朝、子ども、皆忙しいです、朝は。戦争です。でも、朝子どもを起こして、食事を一緒に食べて、そしてそのときに体調がおかしいとか、精神的にどうなっているのだろうか、気づくのは朝なのです。朝ご飯提供と区がやってしまったら、どうなりますか。早く行きなさい、学校に早く行きなさい。お弁当、お弁当まで分からないですけども、パンとか、おにぎりとか、ただで食べさせてもらえるからとなるでしょう。極端な話。だから早く行きなさいという話になります。友達もいっぱいいるからという形になってしまうので、ですから、どこまでやろうとしているのか。これ全体でやるということは私はおかしいと思っています。しかも今度仕出し弁当でしょう。夏休み、仕出し弁当というものもあるでしょう。そうすると、それで夜はテイクアウトをやっているのです。品川区。実証実験で。そうすると、いいですか。朝は学校で食べさせてもらい、日中は給食が出て、仕出し弁当、夏休み仕出し弁当、夜はテイクアウト、子どもに対して親は何をやるのですか。今回食で考え方をちょっとしたいのですけれども、その食に対しての親の責任、子育ての中での食の大切さというものをどう考えられていますか。

○藤村子ども育成課長 早く行きたい子というものもいるとおっしゃったのですけれども、早く行かざるを得ないというような子どもたちもいるというところをご考慮いただければと思います。

食に対しての考え方というところですけども、例えば弁当、仕出し弁当を利用されたご家庭というのが、何か会話がなくなるかとか、朝早く行かれた場合は会話がなくなるかという、そのようなわけではなくて、そういった朝食を利用したらどうだったですとか、朝の居場所はこうだったとか、仕出し弁当で何を食べなかったかとか、そういったお話をする機会はきっと増えてくると思います。ですから、1つ子どもとの関わりとして親との気づきがあるということは、一概にはそういった局面だけで申し上げられないと思いますので、様々な場面の中で、子どもの成長や親の成長につながる場面というものはあると思いますので、区の事業として非常に意義あるものだと考えております。

○西本委員 いろいろな場面で親は努力していると思います。でも、子育て支援をやり過ぎると、何でもかんでもばらまきのようにやってしまうと、親としての自覚が足りなくなってくるのです。やはり日々忙しいので。したがって、これもやってくれる、あれもやってくれる、しかも税金を使ってやってくれるといったら、しかもタダ。利用しますよね。そのような状況になったら子どもはどうなりますか。まず、子ども家庭庁の中でもこどもまんなか政策でやっているでしょう。子どもの利益をまず優先なのです。親の負担ではないのです。子どもがどう思うか、お父さんとお母さんと一緒にご飯食べたいのです。でもいろいろ働き方があるから、いろいろサポートは必要かもしれない。だけれども、忘れてはいけないことは、子どもの気持ちを考えたら、朝ご飯ぐらいきちんと食べさせてほしいということを教育の一環も含めて、行政はやらなければいけないと私は思います。やみくもにやってしまったら、親放棄をつくるだけです。

そして、病児保育もそうなのです。同じことなのです。子どもが病気したときに休める社会をつくりましょうよということ私は言いたいのです。ね。休める社会をつくりましょう、それは本人たちも努力をしなければいけない。だけれども、サポートはそれは必要でしょう。だから病児保育をやろうとしているわけでしょう。だけれども、それが使いやすくなってしまうなどすると、それを利用する、それを当てにする企業も出てくるのです。だから、子育て支援というものは、本当に親がしなければならないことは何なのか、子どもの利益とは何なのかということをしっかり考えた上で、子育て支援という

ものをやらなければいけないと思いますが、いかがですか。

○藤村子ども育成課長 そういった支援を必要ではない社会をつくるべきというところですが、現時点でそういった社会というような背景が、今バックグラウンドで整っていないというところもあるかと思っています。ですから、今子どもたち、目の前にいる子どもたちのためにどういった施策ができるかというところを考えて、このような施策の展開をしているところでございます。

また、子どもの支援をやり過ぎると親が何もやらなくなるというようなお話でございますが、そういったことは、批判には当てはまらないかなと思っておりまして、誰もが自分の子どもをかわいがって育てるところはございますので、子どものために何かをしてあげたいという気持ちは皆さん常にお持ちだと思いますので、そういったお考えには至らないのかなというものが私の考えです。

○西本委員 子どもの気持ちをぜひ考えてください。

○石田（秀）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 239ページの生活介護延長受入運営費助成についてです。既に代表質問、再質問もさせていただいて、一定の議論を踏まえて、本日の予算の審査を行わせていただきたいと思います。私の関心の主なところは、やはり重度の障害者とその家庭の支援を来年度確実に行われるように議論を進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、少し長くなりますが、1点、2点、3点ほど、こちらのほうから質問をさせていただきます。

まず1点目、今春、この春特別支援学校高等部を卒業する重度の障害者を持つ保護者から、区に対してどのような声が届いているかをお聞きしたいと思います。

2点目、私もお話を実際にお聞きしました。なぜ声が上がっているのか。今春、または来春卒業するお子さんを持つ保護者の方々から、情報提供なり、直接お話を伺うことができました。2012年に放課後等デイサービスがスタートしました。年度でいえば、ちょうど12年度前のことでございます。特別支援学校の小学部6年間、そして中学部・高等部6年間、合計12年間をスタートするその年にこの放課後等デイサービスが創設をされ、そのご家庭、皆さんたちは小中高と利用しながら、保護者は仕事を継続ができ、また、仕事を通じた社会貢献やキャリアを積んでいくことができました。ところが、高等部卒業と同時に、児童福祉法による放課後のデイサービスを利用できなくなって、およそ15時までぐらいしか利用できない。障害者総合支援法に規定される生活介護に移行することで、フルタイム等で働けなくなり、家計を支え、自己実現ができた就労環境が奪われる事態となっているということからでございます。この制度のはざまで悩み、もがく、障害者を持つ家庭を、行政と事業所の努力で育児と仕事の両立の継続を支援しなければと強く感じたところでございます。

行政が当事者と課題を共有し、その解消の取組へ生活介護延長受入運営費助成を今回予算化したことを私は大いに評価しております。まずはここからスタートをするということでございます。が、ただでさえ延長への人員の確保、そして送迎の確保は大変であるというように、お話を聞きながら想像いたしました。自律歩行や座位などの姿勢の保持が困難な、また、意思や感情を伝えることの困難な方の、この重度の障害者の方の移動などの介護には、さらなるマンパワーが必要であると。さらにハードルが高くなるということでございます。

加えて今年度、実態に合わせた報酬改定によって、生活介護の事業所収入は改定前に比べて少なくなっている実態があります。これは事実だと思います。人員と送迎の確保、事業所運営と、二重、三重のハードルとなっています。既に事業所に延長の働きかけを行っていることが、代表質問の答弁で頂戴をいたしましたけれども、その後の事業所の反応、対応状況をお聞きしたいと思います。

3点目、特にピッコロは、重症心身障害者通所施設として、重度の障害者を対象にした生活介護を行っています。最も安心をして利用できる事業所として、ご家庭、利用者から評価をされている施設です。2027年度に移転し、定員が現在の6名から20名へと3倍強に拡大されることになっていますけれども、ここについては期待も大きいということで、速やかに延長の準備に着手をしていただいて、できるだけ早く、今のうちから早期の延長受入れを要望いたしますが、事業所、区の取組を確認させていただきます。

○松山障害者支援課長 私からは生活介護の延長受入助成事業についてお答え申し上げます。

まず初めに、重度の障害のある方の保護者からのお声、区に届いているお声でございます。やはり特別支援学校卒業後、働き続けることが困難ということでございまして、生活介護の施設で利用時間の延長の実施をお願いするというのが1点、そしてもう1点目は、延長時の送迎の実施ということの、大きく2つの点がございます。

それから、次に人員、送迎の確保、事業所の準備の状況でございます。実際に18歳の壁に直面しております重度障害者のある方の生活介護の延長について、個別に施設に働きかけをした結果、施設側も努力いただきまして、延長に対応する方向で、現在具体的な調整に入っているところでございます。しかしながら、事業者からは、なかなか人員の確保や送迎については多くの課題があるという宿題はいただいております。

それから3点目、ピッコロにつきましても、これまで延長対応はしていなかったのですが、委託先である重症心身障害児者を守る会がご努力いただきまして、来年度から延長対応する方向で調整に入っております。

○若林委員 前向きなご答弁と承りました。予算策定時の見通し、この2,500円、1人2,500円という数字が予算書に載っておりますけれども、予算策定時の見通しと、先ほどご紹介した二重、三重の様々な高いハードルの間には、今も既にご答弁ありましたが、既に乖離が出てきているということを確認させていただきました。職員を確保するにも、送迎体制を確保するにも、その乖離をどうやってこれから埋めるかというところでございます。実施するために必要な経費は、ぜひともしっかりと捻出をしていただきたい。ピッコロを含め、延長を確実に実施できるための一重の行政からの支援のお考えを、いま一度最後に確認させていただきます。

また、一応、これはちょっと日中一時支援事業の活用も検討いただきたいという要望もさせていただこうと思っておりましたが、こちらについても、一定の進めていらっしゃるというお話も聞いておりますので、ここについてもちょっと、今後の見通しがあればご答弁をいただきたいと存じます。

○松山障害者支援課長 生活介護の延長受入れについて、受け入れていただく事業者への支援でございます。今回、かなり切迫したお声、区民の方のお困りの声に対応しようと、区も事業者側も、相談支援事業所側も一緒になって検討をして、何とか工夫しながらやっているところでございます。かと申しましても、今後18歳の壁に直面した家庭が少しずつ増えてくることが予測されます。重度の障害の方であるほど支援を必要とするため、やはりご家庭の介護の負担が大きく、また一方で最重度の障害のある方が通う施設は限られております。そういった意味では、事業者への支援に対しましては、個別に施設側の意見、実態をきちんと調査しまして、全力で支援をしてまいりたいと思っています。

また、日中一時支援につきましても、区としましては、ピッコロ拡大に向けた延長を支援する体制や、あとは生活介護の延長が難しい場合につきましては、日中一時支援の仕組みもつくるということを検討しております。重要な課題と認識しておりますので、引き続き実現できるよう取り組んでまいります。

○若林委員 4月の1日以降、ぬか喜びにならないように、しっかり前に進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお願ひします。286ページの児童相談所費に関連してお伺ひします。

品川区立児童相談所は、去年の10月1日に、品川区の子どもは品川区が守るという理念の下、開庁されました。大変喜ばしいということとともに、1品川区民として感謝申し上げます。特別区長会においても、自治権拡充を目的として、当区の在り方等、東京都や国に対しても児童相談所の設置が可能となるように要望してきました。その結果、平成28年の児童福祉法改正により、政令で指定された特別区は児童相談所の設置が可能となったことから、準備が整った区から順次児童相談所の設置を目指すこととする区長会総会での確認事項を踏まえて、取組がなされております。ご承知のことと思います。令和2年度には、モデル実施として世田谷区、江戸川区、荒川区、そして、その後港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、そして令和6年度に品川区です。現在9区が区立児童相談所を運営しております。以降の開設予定で明確にしている区は、令和7年度文京区、令和8年度杉並区と北区で、12区になることが見込まれています。一方で、当初より区立児童相談所を設置しないと表明していた練馬区は、令和6年6月に都立練馬児童相談所が開設され、足立区では区立児童相談所の設置をしないことを表明しています。加えて、大田区が区立児童相談所の設置に向けて準備を進めていましたが、都からの打診により、今年2月に方針を転換し、令和8年度には大田区を所管する都立品川児童相談所を誘致することを表明しました。目黒区においても、この大田区の件により、児童相談センター、いわゆる中央児童相談所の所管となるとの話です。大田区の都立児童相談所は、目黒区を所管しないということです。

また、都議会令和6年度第3回定例会9月8日における小池知事の所信表明の中で、新たに目黒区内に都立児童相談所を、令和13年度までを目途に設置するよう検討してまいりますという所信表明がありました。東京都からは、都と目黒区のさらなる連携強化を進めていくためには、目黒区内に都立児童相談所を設置することも選択肢の1つであるという提案がありました。これを受けて、目黒区も、区の総合相談センターを含めた支援拠点を、令和13年度開設を進めるとしています。また、江東区も区立児童相談所の設立を目指してきましたが、令和7年1月に都の提案を受け、方向転換したようです。ということで、特にここで目黒区と太田区の動きを踏まえて、2点質問いたします。

都立品川児童相談所に併設する区立の北品川つばさの家、それからかもめ第一工房が、区分所有という関係から入っています。そのような関係から、東京都に、令和8年度に大田区に移転する、その後の活用方針について情報提供があったのでしょうか。この都と区の関係においては、当然あったと思われますが、お伺ひします。

○吉岡政策推進担当課長 東京都品川児童相談所の目黒区、大田区、こういったやり取りの中につきましては、情報共有を行ってきたところでございます。

○高橋（し）委員 そこで、東京都はどのように考えているのか、そのようなことについてのお話はあったのでしょうか。この後も区が使っているのかどうか、そういったことに関してあったのでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長 東京都品川児童相談所のその後の活用についてというところでございますけれども、今区のほうで聞いておりますものは、令和8年度以降の活用方針、現状未定というように聞いているところでございます。

○高橋（し）委員 令和8年度以降が未定ということであれば、品川のほうから働きかけるべきでは

ないでしょうか。土地は東京都の所有でありますけれども、建設は、ちょっと私の調べで申し訳ないですが、平成3年頃に建設されたと。まだ建物は使えると思います。品川区では、ここの大田区に移った部分に関して、つばさの家も第一工房も含めて、有効活用ができるものと考えます。令和8年度に移転するわけですから、令和7年度に品川区がどのように使うかということをごちから働きかける、そのための令和7年度に検討して東京都に要望する必要があると思いますが、見解を伺います。

○吉岡政策推進担当課長 こちらの施設につきましては、ご案内のとおり区立施設も併設されております。また、都用地でありながらも、非常に貴重な公有地でございます。引き続き東京都のほうは情報連携密に行いながら、庁内においてもどのような活用ができるかというところを検討を進めているというところでございます。

○高橋（し）委員 検討を進めているというレベルですが、それよりも、もはや土地を含めて取得するぐらいの強い姿勢、そして区のほうから具体的にこのような形で使っていきたいということを示すべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長 繰り返しになりますけれども、貴重な土地、財産であるというところは認識をしているところでございます。まず活用方法、しっかりと検討して、東京都のほうと協議をしたいと考えております。

○高橋（し）委員 令和7年度にしっかりと検討し、その令和7年度の間に、東京都に言って、何と申しますか、要望していかないと、令和8年度に大田区が出ていったときに、あれどうするという事になりますので、どれぐらいの検討の状況が分かりませんが、先ほどから繰り返し申し上げておりますが、貴重な建物であり、品川区が必要な、何ですか、事業はたくさんあります。それでもあその場所で、グループホームやB型やっていますから、それも含めて、ぜひとも、それを一体化してもいいですし、また別の形で、品川区立の児童相談所との関連で事業を行える場所だと私は思っています。その点についてはいかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長 おっしゃるとおり、こういった跡地活用、そういった部分は非常に今行政需要も様々ありますので、多角的な視点から判断をしていきたいと考えております。

○高橋（し）委員 多角的に検討していただきたいと思いますが、本当時が迫っているのです。ぜひお願いします。

そして次ですが、このように23区に対応、実は区長会総会で、みんな一致団結して区立児童相談所をつくらうというように言ったのですが、残念ながらこのように、各区の考え方あると思うのですけれども、バラバラで進んでいるということで、特別区長会の一員である区長は、23区がまとまって区立児童相談所を進めてきたわけです。このようなバラバラの状況をどのように捉えているかお伺いします。

○森澤区長 様々、それぞれの各自治体の事情があるということは認識しておりますが、品川区としては、しっかりとこの区の児童相談所、設置をいたしましたので、今回財調の協議もありました。しっかりと品川区の児童相談所を確立していくべく取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員 しっかりと取り組んでいただけるということです。

今お話ありましたけれども、財調にも影響してくると思います。今度、最終的には12区が区立を持ったとすると、先日プラスした分では足りず、ごめんなさい、区長会事務局の計算によると、55.1%に0.5%を加えた55.6%が適切だというような考え方があります。ごめんなさい、令和5年度までです。12になるともっと増やさなければいけないというところでもあります。ということで、今後都区の協議でどのような姿勢で向かうのか、答弁をお願いします。ただ、都立児童相談所を

持っているところと区立児童相談所を持っているところが分断されて、それで財調にどのように臨んでいくかというところは非常に難しい状況になるかと思いますが、その辺りどのように財調で主張していくのか。例えば、都立児童相談所を持っているところには対応補正を行わないなどと、そのような形で、区立児童相談所を持っている区がまとまって財調を求めていくということをお願いしますが、いかがでしょうか。

○加島財政課長 都区財政調整に関するお尋ねですけれども、今回0.9%の配分割合の変更がございました。こちらにつきましては、委員からもご案内ございましたとおり、令和9年度までに設置予定の12区、こちらの大体需要額が約196億円と試算されております。令和7年度フレームに換算いたしますと、これが0.85%分となります。今回の変更規模の割合が0.9%ということで、将来設置予定の児童相談所も含んだ配分割合の変更となっておりますことから、一旦こちらをもちまして、協議を継続してきた児童相談所の設置に伴う配分割合の変更については、協議を取りまとめることとしております。ただ、設置状況のほうに大きな変更がございました場合は、これはまた配分割合の変更について協議をしていかなければならないと考えております。

○高橋（し）委員 先ほどお話しした品川区の子どもを品川区が守るという、本当にすばらしい理想の下で開設された児童相談所なので、ぜひ。

○石田（秀）委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、255ページ、家具転倒防止対策助成、267ページ、体験格差改善事業について伺います。

先ほど中塚委員からの質問で、この助成の対象についてお話があったかと思いますが。中塚委員のほうは、高齢者の中でのこの対象をどうするかというお話だったかと思いますが、行政がある社会課題を解決するときに、対象をどのように選定するのかということはずごく大事だと思っております。私のほうでは、高齢者に限らず、視点をさらに広げて少しご質問させていただきたいと思います。

この事業なのですけれども、対象は高齢者、障害者世帯ですが、所管が、これ家具転倒ということは震災の対応かと思うのですけれども、防災課ではなくて、また、障害者も入っていますが障害者支援課とは別々ではなくて、高齢者地域支援課が所管されているということかと思えます。その理由についてお伺いいたします。

○樫村高齢者地域支援課長 高齢者の家具転倒防止対策助成事業についてでございます。本事業につきましては平成20年度に開始しておりまして、当時の詳細な経緯はちょっと分かりかねる部分があるのですけれども、事業開始時、関係課、今でいう障害者支援課、それから防災課と、恐らく協議の上、属性が異なる対象者であっても、本事業の窓口を、障害者と、それから高齢者地域支援課、別々に設けるよりも窓口を一本化した方がより区民にとって分かりやすい、そういった区民サービス向上の観点から、高齢者地域支援課で本事業を開始したものというように理解をしております。

また、実施事業の所管課についての考えでございますけれども、本業務につきましては、平時、災害時と切り分けて考えるのではなくて、平時の業務との密接性で事務を行っているものというように認識をしているところでございます。

○松本委員 障害者の方たちも窓口を一本化した方がよいというようなお考えもあったということで、そうすると、多分この転倒ということで被害を受ける方というところに視点が行かれているのだと思います。これはとてもいいことだと思うのですけれども、そうすると、考えないといけないことは、平時からというようなお話はあったのですが、いざ倒れる、家具が倒れるということは、やはり地震が起き

たときなのだろうと思います。そのときに考えていかないといけないことが、ではその転倒の被害に遭うのが、果たして本当にこの高齢者の方たちや障害者の方たちだけなのかというところを考えていかないといけないのかなと私としては思っていて、結構同じように高齢者の方たちに、この家具転倒防止の対策を取りますという自治体は多いのですけれども、一方でその根拠となるところで、転倒の被害者が高齢者などに限られるのかというような、それが比較的多いというようなデータが、なかなか私も調べて見当たらなかったのですが、ここは何かデータというものはあるのでしょうか。

○榎村高齢者地域支援課長 データということでございますけれども、この家具転倒による被害という、ちょっと限定した情報ではないのですが、国や都の資料によりますと、災害時にやはり高齢者や障害者などの要配慮者が被災を受けやすいという実態が示されているところでございます。そういったため、福祉部のほうにおいても、現在個別避難計画の作成を進めておりまして、要配慮者への支援が行き届くよう、日頃から準備を進めているものというように理解をしてございます。

○松本委員 そうなのです。多分家具だけではなくて、建物の倒壊などまで含めると、確かに高齢者の方などが被害を受けやすいということは、何となく多分データとしてはあるのですけれども、この家具転倒というところに限っていくと、実はそこは明確なデータは多分ないのだと思います。そしてそのように考えると、この家具転倒の対策をやっていくということは、やはり究極的には区民の生命、身体を守っていくということがとても大事なのだと思います。その観点から考えていくと、完全に今回所得制限を外しているの、フラットに考えていくと、誰が一番家具転倒の被害を受けやすいかということを考えていくと、実は長周期地震動、これを考えると、実はタワーマンションが一番被害を受けやすいのではないかと、タワーマンションの高層階、実はそのような考え方もできるのだと思います。ではタワーマンションの方たちに、この家具転倒防止の助成を行いますといったら、多分それはなかなか理解は得られにくいことになると思うのですが、それはそのように、この目的から考えると、実はそのような結論というものも出るのかなと。やはり行政が政策を考えるときには、始まりは高齢者などということから始まったとしても、やはりもっと、もう1回目的に帰るということは大事なのかなと思います。そのときに、これ先ほど平時という話もありましたけれども、平時を含めて家具転倒の被害に遭っている人というものは多分いて、それが1つには、やはり乳幼児だと思うのです。消費者庁なども、乳幼児の家具転倒気をつけてくださいねというような話をされています。地震のときも、やはり妊産婦の方や乳幼児の子たちが被害を受けやすい、これはあると思うのです。そのように考えると、先ほど高齢者地域支援課ではあるけれども、障害をお持ちの方たちも広げているというふうに考えると、これは誰が傷つきやすいかということを考えると、子どもたちも支援の対象に含めていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○榎村高齢者地域支援課長 対象者の拡大についてでございます。前提としまして、ちょっと所管は異なるのですけれども、住宅課のほうで、過去に品川区民全員を対象としました。この家具転倒防止器具取付助成を実施していたところでございますが、実績がほとんどないことから令和5年度末に廃止した経過がございます。そういったことも踏まえまして、対象者の拡大につきましては、関係課とも検討しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○松本委員 過去実績がなかったというところなので、それはそれで断念というか、なかったということは分かりました。

これ一番初めに、なぜそちらで所管されているのかというところに戻って、これは多分組織の話にもなってくるので、あくまで要望というところでとどめたいと思うのですけれども、この家具転倒防止は、

確かに助成ももちろん大事なのですが、これいろいろな方に話を聞くと、所有している物件については家具転倒はやりやすいけれども、賃貸物件については、後々の原状回復を考えるとなかなかやりにくいのだというようなお話も聞くとこです。そのように考えると、実はやはり所管は防災の関係でやっていただいて、いろいろと家具転倒によって被害を受けるのは誰なのか、どこなのかというところから施策を見直していただくということが、個人的にはいいのではないかと思います。これはあくまで要望としてお伝えいたします。

次に体験格差の改善事業なのですが、これは私も体験格差の是正というものは大事だと思っております。大人になってから、いろいろな行政が支援を行うというような政策ありますけれども、やはり大人になってからはある程度競争というものが、資本主義社会ですので前提とはされていると思うのですが、子どもたちに対して、競争に出る前にどこまで支援を行えるのかということは、これはとても重要なことだと思っております。その中で、やはりこの体験格差というものは、親のお金、資力によってかなり如実に現れていくというようなものがこの体験格差で、それは将来的に回答の固定化というものにつながりやすい、それがこの体験格差だと思っているのです。ですから、これは、体験格差はすごく大きな課題だと思うのですが、ただ今回の体験格差改善事業なのですが、対象はひとり親に限定されているというところはやはり少し考えないといけないかなと思っています。私自身もひとり親で育ったのですが、ただ、幸いにして私の両親は、離婚してもどちらも親だよねということはかなり自覚をしていて、子どもに対する、ここでいうところの体験格差のようなことは感じさせないような教育をしてくれました。ひとり親の半分以上の、半分ぐらいの方たちが貧困だというのは確かにデータとして出ているので、そこは支援しないといけないと思うのですが、これベン図を書くと多分分かりやすいと思うのですが、ひとり親の中にもうちのような人もいるし、結構実家で幸せに、何をもって幸せかということはあるのですが、体験という意味ではある程度保障されている方たちもいる。一方で、例えば生活保護を受けていらっしゃる、ひとり親ではないけれども、やはり体験がなかなかできないという方たちもいると思うのです。そのように考えると、今回ひとり親に限っていらっしゃるのですが、あとヤングケアラーもありますけれども、この間に落ちてしまう方たちというものがここにいるのではないかと思います。この点についてご見解を伺います。

○飛田子育て応援課長　今回ひとり親家庭というところで焦点を当てたのは、ひとり親家庭は経済的な負担だけではなく、日々の子育てについても大きな困難に直面しているというところが挙げられます。例えば育児や家事、食事の準備などは、全て責任が1人で負わなくてはならないということがあります。何かあったときの相談相手もなかなかいないというところで、そのようなところで様々な課題に直面していても頑張って子育てを応援したいというところで、このようにしました。

○石田（秀）委員長　次に、藤原委員。

○藤原委員　289ページ、生活福祉課の、伺いますが、今も対面でお客様といろいろなお話聞いていると思うのですが、今の生活福祉課の状況、対面の、どうなっているか、正直に話してください。

そして、次が233ページ、成年後見なのですが、この終活支援サービスの無償化で、新しく新規の終活支援パッケージというものは私もすばらしいと思っているのですが、ここの任意後見契約というものが、実は任意後見契約をしたからすごく安心すると思うのです。お客様は。けれども、任意後見契約というものは、任意後見人になっただけで効力というものはないのです、後見人の。つまり、任意後見人になったから安心ではなくて、任意後見人というものは、きちんとした後見人になれるのは、

裁判所からきちんとあなたが後見人ですよとしなくてはならないわけではないですか。ただ、任意後見人になるとときには、任意後見人の公正役場へ行ってきちんと書いて、証人も入れて、そうするときちゃんと登記されるのです。任意後見人が。そうすると、品川区の法務局では取れないのですが、千代田区の千代田区役所の横まで取りに行くと、登記簿が取れるのです。それだけきちんとしたシステムなのに、任意後見人、任意がつくと全然効力がないと言っても、これは言い過ぎではないと思うので、その辺しっかり、きちんとお客様にお知らせしていただきたいと思っております。必ず勘違いなされる方がいると思うので、その辺についてはいかがでしょうか。

それと255ページ、この花づくり助成金、これはどのような施策で、なおかつどのような投資対効果があるのか教えてください。

○豊嶋生活福祉課長 対面でのお問合せの状況でございます。様々な方が生活保護を受けていらっしゃる。いろいろな病気を抱えていらっしゃる方もおります。ご高齢の方もいらっしゃいます。ときには窓口で倒れられてしまう方もいらっしゃいます。月に一度や二度、救急車を呼ぶことは日常茶飯事でございます。また、大きな声で自分のご意見を述べられる方も多くおまして、そういった場合は複数の職員で対応するようにして、それでもという場合は警察に連絡をして対応することも、たまにですけれども、あるような状況でございます。とはいえ、職員の身の安全も考えながら、何かあったときには複数で対応するようにしておりますが、保護を受給されている方も、多くの方は感謝をして、この窓口にはいらっしゃるくださっていますので、その辺り上手に対応できればと今後も考えております。

○東野福祉計画課長 任意後見人でございます。こちらにつきましては、委員からご案内があったように、家庭裁判所登記をされた、東京法務局に登記をされたことによりまして、判断能力の低下を機に保護をしていく、それから後見活動が始まっていく、そういった制度でございます。

○樫村高齢者地域支援課長 花づくり助成事業についてでございますけれども、こちらの概要としましては、区のほうで花の苗等を購入しまして、各クラブに配布して育てていただいているものでございます。そちらの中に小菊等も入っておりまして、秋には小菊の作品展等、また、表彰式のほうも展開しているところでございます。

こちらの事業の効果と目的としましては、こういった趣味などを活かしていただいて、それを各クラブの方、地域の方と会話にさせていただいて、社会参加、地域活動の活動のきっかけにさせていただきたいと思っております。

○藤原委員 生活福祉課なんですけれども、職員の方が生活福祉課に配属されたときに、すごくつらい思いをされては、私はいけないと思うのです。それで、今回の委員会でも、A Iだ、D Xだとお話が出ています。でも対面なのです。全然A IもD Xも進んでいないではないですか。対面で。本当に課長、大変だと思います。私も実は何回か見ました。どなられて厳しい指導。いろいろなところで見えるのです。この間区長室の前でも厳しい声を出していた場面を私は見ました。秘書が対応していました。男性と女性が。もう早くA I、D Xしていただきたいと思っているのですけれども、どうか職員の方が心折れないように、これからも課長、一生懸命やっていってください。よろしくお願いいたします。

それと後見人なんですけれども、なぜこのように言うかということ、後見人にもうなってもらっているのだからとなりますよね、そのような制度を使った方は。でも、後見人で、例えばその後見人の頼んだ方が足が折れてしまった、もう車椅子になってしまった、銀行に行ってもらえない。でも任意後見人の方がいるから、その方に頼めばといっても、銀行は駄目なのです。銀行などは。任意後見人だからといくら登記簿を持っていても駄目なのです。だからその辺もしっかり伝えていただいて、任意後見人と

いうものは後見人ではないのだということをしっかり教えていってあげていただきたいと思います。

そして花づくりなのですけれども、課長、ちょっとご尊顔を拝して、課長、前の担当はたしか平和の花壇でしたよね。総務のときに。平和の花壇やられていましたよね。つまり何が言いたいかというと、この花の効果というものは、安否確認もあるかもしれないけれども、お花の効果というものがすばらしいと私は思うのです。そこをしっかりと押さえていないと、また花づくりの施策、これは無駄ではないかとか、そのようなお話が出るかもしれないので、しっかりと花の効果、私は花の効果はすばらしいと思っています。だからそこはしっかりと押さえていただきたいと思いますと思っておりますが、課長、答弁をお願いします。

○榎村高齢者地域支援課長　そうですね。過去総務課に所属していたときに、平和の花壇担当しておりました。覚えていてくださってありがとうございます。そうですね。花の効果というところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、花が当然きれいなのはきれいで、皆さん見て気持ちよくなっているただくということもあるのですが、それと併せて、そういった平和の花壇にも使っていただいているように、そういった平和の、何ですか、力など、そういったものも込めているというように理解をしてございます。

○東野福祉計画課長　任意後見人の制度についてもう少し説明をしたいと思います。

まず、任意後見契約をした段階で、任意後見人としての候補者という形で選ばれます。そこで、今度は家庭裁判所のほうに任意後見監督人というものの選任を申立てをしまして、こちらが登記された段階で後見事務がスタートします。こちらの段階で、任意後見人受任者というものが正式に任意後見となりまして、ここで先ほど委員がおっしゃっていたような、銀行での受取など、そういったものができるような制度となっております。

○藤原委員　品川区は元気高齢者がほとんどなのです。実を言うと。ほとんど元気高齢者なのです。だから、課長、花づくりをやっている課長、だから、ここをどう介護予防をやって、要介護者にしないかということがこれからの大切な仕事だと思っているので、そこをぜひよろしくお願いいたします。

そして実はこのようなテレビを見ました。東京ではないです。雪の中、雪の中です。一生懸命自転車で訪問介護に行くのです。雪の中。そうすると、お一人で高齢者、おじいちゃんと言ってはいけません。でも、あえておじいちゃんがこたつに座っているのです。来たよと言って訪問介護の人が、雪の中自転車です。待っていてねと、灯油、まず入れるのです。灯油を。ああ、よかったねと。これはれっきとした仕事です。そして品川区も国も、在宅支援、住み慣れた家で過ごすようにと進めているのでしょう。高齢者福祉課長、進めているのですよね。なのに、何と国は訪問介護の基本給、基本報酬下げたでしょう。これどのようなことですか。本当におかしいと思います。だって、きちんと求めているわけです。おうちで住みましょうと。それなのに訪問介護、それで結果出ているではないですか、訪問介護の事業者は減っていく。訪問介護の事業者は減るし、訪問介護をやる方は、今平均の年齢を見れば、ほとんど高齢者が高齢者の訪問介護行っています。高齢者福祉課長、私に言われたって課長は言うかもしれないけれども、介護保険得意の答弁、介護保険制度ですからと。でも、この間企画課長に施政方針というものを聞いたとき、企画課長はこのように答えていました。品川区から国を変えるのだと。おっしゃってましたよね、品川区から国を変えると。私はその言葉を信じています。高齢者福祉課長、その辺いかがですか。

○菅野高齢者福祉課長　訪問介護は本当に在宅介護の要ということで、すごく大事な事業だということとは重々認識しております。国の介護報酬の基本報酬が下がったということで、様々この間もいろいろな方からご意見もいただいておりますし、事業者様の実態等もしっかりと把握していきたいとは思って

いるところですよ。区としましては、そういったことも踏まえまして、今までも、今年度、居住支援手当の支給等もしたり、それぞれ事業者の支援などもさせていただいたりしております。なおかつ介護人材が不足していること等、喫緊の課題だというように捉えておりまして、来年度組織改正で、介護人材定着支援担当、ちょっとタイトル長いのですが、新しい新設の係を立ち上げまして、しっかりと国や都の介護人材の対策も踏まえて、区としてどの部分を補ってあげればいいのか、そして区の実情を踏まえて、どのような人材確保をしていったらいいかということをしつかりと検証していきたいと思っております。

○藤原委員 今度新しい係が設置されるということで、期待を本当にしています。ただ、課長、このような、またこれ聞いていきますけれども、このような答弁、私は嫌です。介護は、よく私が言う報酬だけではなくて、ほかの魅力、魅力を発信するのだとよく答弁でお話するのではないですか。介護職の魅力と。だけれども、まず人が生きていくのは、お金がないと生きていけないのだから、経済的に。そうですね。どう考えたって年収低いのだから。だからそこをしっかりと押さえていっていただきたいのです。だって、課長、ここにいらっしゃるほとんどの方は、例えば議員の席は年収1,000万円以上ですよ。1,000万円以上です。そちら側にいる方も1,000万前後ですよ。だから、そのような意味において、やはり経済的なこともあるのです。介護の魅力も大事ですけども、介護の魅力とは、仕事の魅力もそうなのですけども、やはり経済的に支えていかないといけないという思いがあります。処遇改善も本当に、区長、副区長、ありがとうございました。していただいて。なぜ言うか。それまでの答弁は、区長、副区長がいらっしゃる前は、全部介護保険制度だから駄目ですと言われていたのですから。改めてありがとうございます。やはり求めていくべきだと思います。

○石田（秀）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、253ページの補聴器購入費助成と、249ページ、高齢者福祉施設運営費でいいのか、ちょっと分からないのですが、地域密着型通所介護、いわゆる小規模デイサービスについて伺いたいと思います。

まず補聴器ですけども、新年度予算で補聴器購入費助成が、これまでの3万5,000円から7万2,450円に、ほぼ倍加されるということで、令和6年は所得制限が撤廃をされて、今回は購入費の助成額の増額ということで、区民の方からも、この助成額引き上げてほしいという声が多く寄せられ、請願、陳情も区議会には何度も出されてきましたが、自民党、公明党を中心に反対が多く、否決をされてきました。私たち共産党は一貫してこうした声に賛成して、高齢者の認知症の予防、そして社会参加、生活の質の向上につながる、この補聴器購入に対して、所得制限の撤廃、助成額の増額を求めてきました。ですから、今回のこの助成額の倍加は大変よかったなと思っております。

それで令和7年度の財調の新規算定に、この補聴器の購入費助成が入ったと思うのですが、これによって区の負担は減るということでもいいのか伺いたいということと、あと、この直近数年間の利用実績も伺いたいと思います。

○桧村高齢者地域支援課長 私から、補聴器の購入実績、この制度の利用実績についてお答えをいたします。

昨年度から、令和5年度から開始をしたところでございまして、令和5年度は7月からの開始だったので、利用実績としては130名の方にご利用をいただいたところでございます。また、今年度につきましては、先ほど委員ご指摘のとおり、所得制限を撤廃しまして、対象者を拡大してきたところでございますが、2月末現在で385名の方の利用実績がございます。

○石田（秀）委員長 財調算定は。

○加島財政課長 失礼いたしました。令和7年度当初フレームにおきまして、新規算定項目の中に高齢者補聴器購入費助成事業が新たに入っております。こちらのほうの具体的な算定内容につきましては、令和7年度に入ってから、また新たに東京都のほうから通知が参りますので、今は項目として入ってくるということを財政課のほうで押さえております。

○石田（ち）委員 分かりました。利用実績は、やはり所得制限撤廃されてから大きく伸びているということだと思います。今回新年度では助成額が増額されるわけですが、私たち区民の皆さんの求めにも応じて、港区並みにということをちょっと求めて、増額を求め続けてきておりまして、港区はご存じのとおり、これまで非課税者に13万7,000円、そして課税者には半分の6万8,500円の助成をしていましたが、令和7年度には、この新年度には、非課税者に14万4,900円、そして課税者はその半分の7万2,450円と増額するとのことです。さらに同様の額の助成を千代田区も始める。そして台東区は、昨年11月からこの額で助成をしていたということです。ですから、これは東京都の補聴器購入費への助成の上限が上がったからということでもいいのか伺いたいということと、品川区もさらにこの増額ができるという、他区もこれだけ上げているという状況、そして、財調算定これからということですが、項目に算定されているところでは、区の負担が今までよりは少なくて済むという状況になってくると思うので、さらに増額ができるということだと思いますので、いかがでしょうか。

○樫村高齢者地域支援課長 港区等の他区の引上げの理由でございますが、ちょっと明確な理由については分かりかねるところではありますが、東京都のほうで、委員ご指摘のとおり上限額を引き上げたというところで、それに合わせたというように推測をされるところでございます。

また、区のほうの非課税者への引上げというところでございますけれども、区としましては、令和5年度の7月にこの事業を開始いたしまして、当初は非課税者のみということで限定して、3万5,000円で実施してきたところでございます。今年度の令和6年度になりまして、所得制限を撤廃して、課税者、非課税者にかかわらず、3万5,000円の補助を支給してきました。来年度につきましては、こちらを、対象者を変えずに上限を一律で7万2,450円という形で実施しているところでございます。これまで、こういった社会情勢や利用者の声を踏まえながら、迅速かつ的確に対応できたと考えてございますので、令和7年度については今申し上げたような内容で実施をしていく考えてございます。

○石田（ち）委員 本当に区民の皆さんの声でこれだけ広がっているということは、そしてそれに応えていただいているということは大事なことだと思うのですが、やはり他区でもさらに増額されているということで、東京都からは、この14万4,900円の半分以上が必ず入ってくるということになりますよね。単独補助になったというところで、ですから、それをちょっと確認させていただきたいということと、それを使って他区では、港区含めた3区が増額されているというところでは、品川区もできると思うのですが、それで今回倍加したばかりというところですが、結構この補聴器というのが、中程度のものでも10万円を超えるという状況です。ですから、やはりそれぐらいないと、それぐらいあるとさらに装着が広がると思うのですが、やはりそこを上げていくというところでは検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○樫村高齢者地域支援課長 まず補助金の件でございますけれども、委員ご指摘のとおり、東京都から2分の1が、上限額は14万4,900円ですが、その2分の1が歳入されるような形になり

ます。

それから今後の展開でございますけれども、先ほど申し上げたとおりの経過がございますので、来年度につきましては一度この形でやらせていただきたいと考えてございます。

○石田（ち）委員 今後もあるというところでは、ぜひ広げていくためにも、増額を私たちとしては求めているなと思っております。

それで続いて、小規模デイサービスの送迎のガソリン代について伺いたいと思っているのです。小規模デイサービスは市区町村の認可です。指定権限があるところが。小規模ではないデイサービスは都の認可だと思います。都の、要は指定を受けているデイサービスには、都からの送迎車へのガソリン代が支給をされているのですけれども、区の指定を受けている小規模デイサービスには、このガソリン代の支給がないのです。ですから、これガソリン代が大きな負担になっているという声をいただいています。ぜひここ、助成支給をしていただきたいと思うのですけれども、もしそのされていない理由だったり、できない理由等があるのがあれば教えてください。

○菅野高齢者福祉課長 今委員ご指摘の地域密着のデイサービスにつきましては、区の指定権限の下で行われているサービスということで、東京都の指定ではないということで、東京都の補助金からの対象外ということになっているのかなというようには認識しております。東京都につきましては、今年度も物価高騰の光熱水費やガソリン代というところの補助金を出しているというようには認識しております。区もかつて物価高騰対策等の補助金を出させていただいたことはございますが、今後も電気代などの補助金がなくなったなど、そのようなお話もございます。国の動向等も見ながら、適切な支援については研究していきたいと思っております。

○石田（ち）委員 この小規模デイサービスのガソリン代、月に二、三万円かかるのです。そして、この区内には27か所あります。小規模でも、やはり小規模だからこそ経営が大変だというところがあります。通所も在宅も、介護現場は本当に大変ですので、ぜひ支援をしていただきたい、検討をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 他団体や他区の動向や事業者の声を聴きながら、前向きに検討していきたいと思っております。

○石田（秀）委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 よろしく申し上げます。275ページ、保幼小ジョイント事業について、これはいつも聞いているのですが、改めて、この保幼小、小1プロブレム解消だという認識でありますけれども、これ推進をしていこうという思いで質問したいのですが、今なかなか受入れが進んでいないのかなと思っております。大体、全小学校にどのぐらいの数の保育園、幼稚園の受入れがあるのかということが分かれば教えてください。保育園、幼稚園の数全体から見てどのぐらいあるのか。200園ぐらいあって80園というようにお話も聞いていて、1校最大、小学校1つで6校、6園受け入れているところもあれば、1園しか受け入れられていないという、とどまっているところのお話も少し聞いていますので、その辺が分かれば教えてください。

次に、263ページ、朝の児童の居場所確保事業で、朝食支援のほうですが、5月から実施を3校で、戸越小学校、豊葉の杜学園、源氏前小学校ということで、場所は区役所から近いところを選定したということで理解しました。そうですね。提供内容についても、おにぎりやパンを検討しているということで、この予約、事前予約については、どのように周知してどのように受付を進めていくのか。代表質問でもちょっと伺ったのですが、事前予約進めていきますということだったので、実際どのように行われ

ていくのかお知らせください。

また、すまいるスクールでは、昼食費については費用を取っているというところではありますが、無償になっているというところでは、その考え方を教えていただければと思います。

あと5月から3校のところと、秋から全校展開というところで、予算がどのようになっているのでしょうかというところを教えてください。これは全校が、全児童・生徒見ると2万人というところで、欠食で7%で見ると1,400名ぐらいになるのかなというところで、割り返すと結構な、40とか、30とか、そのぐらいの数になると思うのですが、想定だと50名ぐらいというお話だったかと思うのですが、その差については、ちょっとどのように考えているか教えていただきたいと思います。

あと、これはちょっとページ数が分からなかったのですが、令和5年度の歳出予算見積書のところには載っていたのですが、区内私立保育園経費の中の新規開設園の基盤整備支援というところで、ベビーセンサーということで載っているのですが、この予算書に載っているものが見つけられなかったもので、どこに載っているのかということをお願いしたいということと、この基盤整備のベビーセンサーのところの費用は、国から10分の10出ているのかなと思うのですが、これについての補助金のことを教えていただければと思います。

○中島保育施設運営課長 私からは、保幼小連携の実績等についてお答えさせていただきます。

委員ご紹介いただきましたとおり、小1プロブレムの対策といたしまして、教育委員会と学校と連携して推進しているところでございます。実績といたしましては、令和5年度の数字がございしますが、区立・私立、保育園・幼稚園、200園の中で86園、学校と連携した事業を行っているところでございます。一番多いものは、城南小学校が6園受け入れていただいたり、八潮学園が5園ということでございまして、37校ありますので、平均2.3園ということでございます。コロナ前が90園を超えていますので、まだコロナ前までは戻ってきていないかなというところでございますが、今後も積極的に進めてまいりたいと思っております。

○藤村子ども育成課長 朝の居場所と朝食支援についてのご質問でございます。

まず、朝食については秋頃からという形になりますので、5月から行うものは朝の居場所というところで確認させていただきたいと思います。

それで事前予約のシステムというところですが、事前予約というか、事前登録制という形にするというものでございまして、ホームページ、電子申請していただいて、各ご家庭の保護者が児童について朝の居場所の利用をご登録いただくと。朝の居場所にいらっしゃったときには出欠を取るという形ではなくて、あくまでいらっしゃったというところを確認するというような形になりますので、事前予約という形ではないような想定でございます。

また、すまいるスクールの給食費というところでお話が合ったのですが、給食というものは特にお出しはしてなくて、間食で5時以降ご利用されている方についてお出しているものかと思いますが、そちらにつきましては、すまいるスクールのご利用料の中から全体の中で負担しているものでございます。あと、もしかしたら仕出し弁当というところなのかなと思うのですが、仕出し弁当につきましては、こちら保護者と、あくまでお弁当の業者が契約するという形になっておりますので、少し形態が違うかなというような形で考えております。

また、予算のほうがどうなっているのかというところですが、9月から朝食支援というものを実施する見込みで、20人分の予算を今取って、37校という形ですが、実施時期については今後の調整になってくるかなと思っております。

○佐藤保育事業担当課長 私からはベビーセンサーに対するお尋ねにお答えいたします。

ベビーセンサーに対する補助でございますけれども、こちら新規開設園に向けた補助でございます、令和7年度は新規の開設園がございませんので、予算書上には掲載されていないというものでございます。

○大倉委員 小1プロブレムのほうですが、ぜひ進めていっていただければ、200園あって80園ということで、まだまだ受入れができる状況は、受入れをしたい園もあるかと思います。6園のところもあれば1園のところというところというところ、いろいろな学校の事情もあるかと思いますが、受け入れられるところはしっかりと6園、うまく工夫をして受け入れていただいているのかなというところでは、その受入れの状況をどうやって工夫されているか、ぜひしっかりと把握していただきたいと思っております。また、そういったところをうまく連携しながら、学校、教育委員会側と連携しながら進めていただきたいと思いますが、いかがですかというところと、朝食については、仕出し弁当でということで、形態が違うから無償なのですということ、分かりました。そうすると秋頃からということでしたので、秋頃からで5,700万円と考えると、もう少し通年すると、来年度、再来年度はかなり額としては大きくなっていくのかなという認識でいいのかということをお教えいただきたいということと、登校時の安全の確保というところで、7時半からとなるとその前からの通学が考えられると、スクールゾーンの指定前になるというところでは、しっかりと車の通行等もあるのかなと考えると、安全対策しっかりやっていただきたい。警察との連携等あるかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうかということと、あと、パン、おにぎりを検討しているという、先ほどのほかの委員の方のご答弁であって、どのように提供していくのかちょっと分からなかったので教えていただければと思います。アレルギー対応については、会派のひがし委員からのほうでも質問がありまして、事故対応については、すまいるスクールのほうのアレルギー対応についてというところを見てみると、研修等をして、しっかりと職員まで広げて実施していきますということだったのですが、どのような対応がされるのか、具体的な対応の方法について教えていただければと思います。

ベビーセンサーに関しては、国のほうで出ているということだと思っていて、新規開設園がないからということでありました。これから国のほうで誰でも保育が、また令和8年度かな、進んでいく中で、ゼロから2歳というところで受入れが進んでいくということになると、乳幼児の突然死症候群などをデータで見ると、入園してまだ慣れない環境のところ突然死が多いというようなことが言われているのですけれども、このベビーセンサー自体が新規開設園のときだけになっていて、これがベビーセンサー自体が医療機器になるのかな、結構高額で、医療機器ではなくてもいいのですけれども、製品保証が切れたときに、また買い換えなければいけないよねというところが結構負担になるのかなと思っております。こうした負担をなるべく減らして行って、安心・安全に子どもが、通園するお子さんもそうですし、誰でも保育ですからいろいろな方が来るかと思うのですが、受け入れる園側が安心して預かれるような支援が必要かなと、安全対策が必要かなと思いますが、いかがでしょうか。

○中島保育施設運営課長 保幼小ジョイント事業のさらなる受入れ拡大の点につきましてですが、担当のほうで学校ともいろいろ意見交換している中では、やはり区立との連携は今まであったのですけれども、私立がなかなかというところもありますので、そのようなところをぜひお願いしたいというところと、日程を改めて確定したところに声をかけるというような、1対1でやると結構大変なので、そのような形で、少し課としても拡充に向けて、いろいろと働きかけにも連携していきたいなと思っております。また、毎年教育委員会のほうにも、校長連絡会などでもお願いしておりますので、引き続き連携

を深めてまいりたいと思っているところでございます。

○藤村子ども育成課長 私のほうからは朝の居場所、朝食関連のところですが、先ほどちょっと申し上げたところ、予算のところ再度申し上げますと、秋頃から週2回ぐらい昼食という形で予算組みを取っておりまして、それがこの5,700万円のうちの1,243万2,000円というところですので、大体年間で考えると、朝食でいくと2,500万円ぐらいかかるかなというような計算になっております。

7時半からスクールゾーンの指定まで安全対策はというところですが、今現在、朝通学路のところに教育委員会のほうで交通誘導員を置いておられると思うのですが、そういった教育委員会と連携して、安全確保のほう図ってまいりたいと思っております。

朝食の提供方法についてなのですが、こちらにつきましては、アレルギーがない子に対して現地のほうで手渡しするという形で考えておるところです。

研修の方法につきましては、委託業者、まず今回3校試行実施という形になりますので、3校試行実施する対象の業者の係の方とか、担当の方に集団で研修という形で実施してまいりたいと思っております。

○佐藤保育事業担当課長 誰でも保育に関連いたしました、安全対策についてお答えいたします。

まずベビーセンサーについてでございますが、これは国の補助制度を利用しまして、区のほうで実施しているものでございまして、残念ながら買換えに関する補助というものは国のほうでもないのですが、区といたしましては、通常の運営費、様々な加算をして運営費をお支払いさせていただいております。これはある程度自由に法人のほうで活用できることになりますので、買換え等はそちらの補助を使っていただきたいということが1つと、あと誰でも保育に関しましては、今年度の補助額と補助対象経費というものを拡大してございます。そうした中で、ベビーセンサーでしたり、あとお子さんの安全を見守る保育士の方たちの雇用、そういった人件費に使っていただきたいと考えております。

○大倉委員 保幼小のジョイント事業、ぜひいろいろと連携をしながら、さらに進むように情報共有して、工夫をして進めていっていただきたいと思います。

次に朝食のほう、分かりました。いろいろと教えていただいてありがとうございます。研修のほうもしっかり行って、担当にということで理解しました。アレルギーなど、その辺は基本的にはすまいるスクールの仕出し弁当と同じで、保護者の責任でしっかりと対応するというでいいのかなというように伺いました。何かあったときにしっかりと安全対策が取れるように、研修をしっかりしていただければいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ベビーセンサーですが、自由に使えるようにということで理解をいたしましたが、保育園のほうからいろいろ聞いていると、やはり負担感が大きいので、1台買うだけで10万円から15万円というところで、ではそれを何園、何人にいうところになっていくと、100万円、150万円などという予算になっていくのかなと思います。これから誰でも保育が進んでいくので、特に、先ほどもちょっと言いましたが、乳幼児突然死症候群などがあって、AEDなどもこの助成になっていきますけれども、その辺も含めて子どもたちが安心して通園できるということと、受け入れる側が安心して受け入れられるような体制づくりを進めていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 287ページ、私立幼稚園保護者補助金で、先ほど石田しんご委員とのやり取りの中で、システム改修を行って、来年度半ばには償還払いから法定代理受領を希望する私立幼稚園には対応できるようにするというご答弁でした。この間ずっと求めてきたので、かなり具体的にになったことは大

変ありがたいなと思っているのですが、システム改修には予算が必要なのですけれども、新年度予算には計上していなかったと理解をしております。これは流用でスピード感を持って行っていただけるということなのか、それとも補正予算を組むということなのか、お答えください。

○芝野保育入園調整課長 今ご質問いただきました、法定代理受領に係る、これからのロードマップということでございますが、システム改修については来年度予算で計上させていただいているというところでございますけれども、件数が約1,600件から1,800件ということでございますので、当面は準備が整った園から進めていくということで、手作業でさせていただきたいと思います。年度途中にシステム改修終了すると思いますので、それ以降はシステムのほうで対応させていただきたいと考えております。

○あくつ委員 分かりました。手作業大変ですけれども、よろしくお願いいたします。

269ページ、奨学金事業、伺ってまいります。来年度、都内初となる所得制限のない給付型大学生奨学金制度が新設をされることとなりました。昨年決算特別委員会で、子ども食堂フォーラムで読み上げられた1人の少女の手紙を通して、ベーシックサービスの観点から、少女の後ろにいる、多くの同じように厳しい経済環境のご家庭について、進学を諦めることのないよう、給付型大学奨学金の創設を求めました。自らご答弁に立たれた森澤区長から、少女の作文に大変に心を動かされ、何をすべきかを考えてきた、子どもの未来を望む方向にしっかり支えていくという意味で、奨学金について具体的に検討していくというご答弁がありました。プレス資料によりますと、奨学金の目的として、親の経済状況にかかわらず希望する人が大学に進学できるよう、授業料等を給付することで社会に貢献する人材育成を目指すとしています。ちなみに作文を読み上げた少女は、現在も憧れの外科医を目指して、医学部受験に向けて猛勉強中とのことで、本事業の創設については大変喜んで、区長との再会を心待ちにしているということでした。

さて、品川区の既存の奨学金には、高校生の在学応援資金がございます。平成29年第1回定例会代表質問におきまして、公明党から高校生の奨学金制度の見直しを求め、当時の子ども未来部長から、奨学金制度の見直しを検討していくという答弁があり、実現をいたしました。2017年当時、この質問をするに当たっては、私も会派として役所側とかなり詰めた政策協議を行って実現した在学応援資金ですので、その経緯というものはよく覚えております。当初より私どもの会派は、給付型、つまり渡し切りの奨学金を求めていましたが、幾つかの経緯を経て、返済免除型という方式になりました。ここで伺いたいのですけれども、返済免除型奨学金制度がスタートをして、これは何名が返済免除にならなかったのかというところ、返済をされている方がいらっしゃるのかということを確認させてください。

○飛田子育て応援課長 現在の高校生の返済免除型の支援でございますが、今まで返済免除にならなかった人数ですけれども、一部免除の方は2名いましたが、全く免除にならなかったという方はいらっしゃっておりません。

○あくつ委員 ほぼいないということで、高校生の在学応援資金は返済免除型とはいえ、あくまで貸付制度です。その目的を見ると、経済的理由により就学等が困難な方に対し資金を貸し付け、奨学金をもらった学生が充実した高校生活を送り、健やかな成長と社会的自立を図ることとなっております。この対象の費用については、選択授業に係る費用、補助教材費、部活動費、塾代等の課外活動など、目標を実現するために必要な費用のほか、在学中にかかる費用のうち、就学に必要な費用も含まれており、学納金、教材費、修学旅行費にも充てられるとしています。つまり、本制度の対象は、教育費の中のベーシックサービスの一部であると私は考えてもよいのではないかと思います。学力試験等は課さず、

作文等の提出書類を基に面接を実施し、家計状況や本人の意欲などを確認して、奨学金運営委員会で審議をして最終決定をします。ベーシックサービスの提唱者である井手教授は、ベーシックサービスとディーセント・ミニマム、品位ある保障の両輪を政策の柱として繰り返し述べられています。生きていく上で必要な公的サービスは、今日もたくさん出ましたけれども、所得制限をかけずにできるだけ無償化していくものがベーシックサービス、一方ディーセント・ミニマムとは、ベーシックサービスによる無償化の拡大によって救済される屈辱の領域を最小化しつつ、生活保護の拡大や家賃補助など品位ある命の保障を行っていくという考え方です。

例えば、生活保護を受けることを恥ずかしいと思われる方もいらっしゃると思います。もちろん憲法で保障された権利で、何も恥ずかしいことはありません。私、毎月のように生活保護の申請に立ち会っていますが、一方で、実際に人から助けられる、施しを受けるという意識がどれほど人の心を傷つけるか、助けられる人の心には屈辱が刻み込まれることがあります。品位ある最低保障というものは、最低限度の保障のことではありません。誰も落とし穴に落ちない社会をつくる、施政方針にもありました、弱者を救う社会ではなく、弱者を生まない社会をつくるためには、保護を保障へと変えていく必要があります。

先ほど、幸いにも高校生の在学応援資金において、ほぼ全員が返済免除になっているということを確認いたしました。また、面談、運営委員会での審議で、本人の意欲等の確認などは担保ができます。あえて貸付けという弱者の烙印を押すスキームではなく、給付型に転換することが、貸付けを受ける側の施しとの意識をなくし、施しと思っているかどうかは分かりませんが、いいことですよ、貸付けだっていいことだと思いますが、あえてやはり債権者と債務者ということになりますから、制度の保護から保障への転換、そして弱者を生まないベーシックサービス、ディーセント・ミニマムの考え方に沿うということではないでしょうか。大学と高校の奨学金との整合性を図るためにも、貸付けから給付型への転換を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○飛田子育て応援課長 高校生の在学資金のことですが、現在大学生の給付型奨学金を創設したことを前提としまして、またベーシックサービスの考え方も踏まえながら、改めて制度の在り方の検討をしていきたいと考えております。

○あくつ委員 今すぐはできないかもしれませんが、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、271ページ、子どもの食の支援事業、子育て世帯へのお米支援プロジェクトについて伺ってまいります。

昨年の決算特別委員会で、今年度の結果やご意見を踏まえて、来年度もぜひ拡充した上での継続というものを求めてまいりました。今回小・中学生に加えて、高校生までの年代に拡大をされるということで、区民からも多くの喜びの声が上がっております。昨年の夏は、対象者、小・中学生約2万人を見込み、これ対象者が2万人、そのうち申請者5,000人を想定した補正予算を組んでいましたが、蓋を開けてみれば、その倍の1万人を超える申込みがあったと。今回の予算案で想定をしている小・中・高生の対象人数、想定の手続き数を教えてください。また、政府備蓄米の放出がこれから間もなく始まるという今、お米の品不足、お米はあるのでお米不足ではないのです。お米の品不足という中で、お米の確保、前回同様、福井県坂井市、高知県に依頼していくのか伺います。

ちょっと時間がないのでまとめて聞いてしまいます。2点目の要望は、周知というものを求めてまいりました。これも何度も文教委員会等でも申し上げてまいりましたが、夏休み前に学校によって告知したところがあれば、全く触れなかった学校もありました。申請を締め切った後に気づいたというお声も

あったことから、子ども未来部から教育委員会と学校へしっかりとお伝えをした上で、子どもたち、ご家庭へ、誰1人取り残さずお知らせをしていただきたいと求めましたが、今回この体制についてどのように取られているのか確認させてください。

○飛田子育て応援課長 まずお米支援プロジェクトということで、今度中学生までを高校生までというところで、想定人数としましては、小学校から高校生までの年代の人数は約3万6,500人となっております。昨年度の実績を基にしまして、約45%が申請する見込みとしまして、約1万6,425人を対象としております。

また、お米の仕入先についてですが、基本的には一般入札となるとは認識しておりますけれども、約33tのお米を2kgの袋詰めにするということで、1つの銘柄で一括購入することはなかなか困難ではないかなと考えておりますので、また昨年同様に、坂井市や高知県等も視野に入れて検討していきたいと考えております。

また、周知についてです。これはやはり来年度は教育部門とも連携を取りながら、チラシ等を配布しながら、また周知していきたいと考えております。

○あくつ委員 お米の品不足ということで、ちょっとどのような事態が起きるか分からない中で、ぜひ過不足のないよう、よろしくお願いいたします。

最後に地域生活支援事業、日常生活用具給付事業ということで、これも昨年、決算特別委員会で課題をお示しし、検討するというご答弁をいただいた、医療的ケア児の人工呼吸器の電源確保について4つ要望しました。そしてご検討するというご答弁をいただいています。1つは、災害時の電源として、品川区においても災害時にはEV車、プラグインハイブリッド車等の区有車を利用できる体制を取ってはどうかということ。2つ目は、災害連携協定を締結している区内の自動車会社と連携をして、医療的ケア患者の人工呼吸器の充電が可能な仕組みを構築してくださいということは2つ目です。3つ目として、またその前提として、医療的ケア患者にご参加いただいたの実証実験、訓練を行ってはいかがでしょうか。4つ目は、数か所に移動できる電源として、そうした電気自動車をプラグインハイブリッド車として避難所へ派遣して、その場所については医療的ケアの必要な当事者、ご家庭へ、マップと併せて周知をしてくださいということで、障害者支援課長からは、川崎市の事業について調査をして、委員ご提案のものについて検討していく、このようなご答弁をいただきましたが、その後の検討状況をお伺いします。

○松山障害者支援課長 私からは、医療的ケア児の電気自動車の電源確保についてお答え申し上げます。

委員からご提案を受けまして、川崎市の件を調査いたしまして、防災課と自動車会社が協定を結んで、今進めております。その活用を予定しているというところでございます。

また、充電できる場所、訓練、マップにつきましても、引き続き防災課と連携して検討してまいります。

○あくつ委員 たしかあのときもお示ししたのですが、不動前にある日産の販売店、これが東京の中で一番大きいということで、ここは既に協定を結んでいたはずなのですが、また新たに協定を結ぶということ、この、いわゆる医療的ケア児の人工呼吸器のバッテリー充電ということに関しての新たな協定を結ぶと、このような認識でよろしいのでしょうか。

○松山障害者支援課長 防災課と自動車会社が協定を結ぶということで、実際に訪問をさせていただいて、この電気自動車からの電源確保についての、いわゆる関わる協定について今進めているところで

ございます。

○あくつ委員 分かりました。所管が防災課ということで、昨年課長のほうから検討するというご答弁をいただきましたが、これはワンクッション置いて防災課がしっかりやっていただくということ、でもこれはやはり地域の、本来前回の答弁だと、医療的ケア児の在宅用人工呼吸器のバッテリーを使用している方が、区が把握しているだけで25名ということで、この事業を利用して支給件数は9件というご答弁をいただいております。実際やはりそのような方のご意見を聞いていただいて、ぜひ速やかに進めていっていただきたいと思います。また、これ決算特別委員会でもやりますけれども、まだ進めている段階です。協定が進みませんということではなくて、なるべく速やかに、これは災害がいつ起きるか分からないので、ぜひ速やかにお願いをしたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、259ページ、児童センター運営費、時間があれば、253ページの認知症高齢者支援事業についてお聞きします。

品川区には児童センター、全部で25か所です。今は大原が工事中ですけれども、それぞれの、まず利用数、年齢別の利用状況、これは調査をしているのかお聞きします。これは、要はセンターの利用状況というものをしっかり分析して、利用が少ない施設については、運営の改善、その検討、そして築年数の考えを含めた改修、リニューアル計画というものは、やはり策定していく必要があると思っています。子どもたちがより快適に利用できる環境を整備していく、そのような考えが必要だと思いますが、まずご見解をお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 児童センターの利用者数等のご質問かと思います。まず児童センターの利用者数なのですが、こちら各館で入館の際にお名前書いていただいて、学年など、そういったところを書いていただいておりますので、そちらでまず人数をカウントしております。令和6年度の利用者数といましては、大体25館で1日当たり2,500人程度来ていただいているような形になりまして、これはコロナ前の状況に大分戻りつつあるというような形です。また、利用者層としては、年齢別というよりは、小学校、中学校というようなカテゴリー別に把握している形になるのですが、全体的に中・高生の利用者数というものが少ないような状況になっております。部活があるなど、様々な背景はあると思うのですが、中・高生の居場所としても認識してもらえるように、今年度予算でダーツの事業というものを計上させていただいているのですけれども、そういったもので利用したくなるような機能を充実させたいと思います。

また、改築につきましては、児童センター、保育園等々の併設館というものが多形になりますので、どうしてもそちらの計画に引っ張られる部分というものがございます。そちらと複合的に考えてまいりたいと思います。また一方で、南品川児童センターのような単独館のほうは、個別に改築を進めているような形になっているところです。

○まつざわ委員 特にダーツ、あれは何か、私も聞いたのですけれども、あれがすごく好評で、中高生が大分、何というのですか、活発に児童センターに来ることになったということは確認しております。大変すばらしい取組だと思っています。

ここで大原児童センターは、多分改修工事があって、これが指定管理ですか、多分品川区初になるのですか、指定管理になると思います。そうすると、現在25の児童センターを直営が半分、半分というか、半分より少し少なくなりましたが、それで委託を半分に行っているという品川区の現状があって、例えばこの大原の指定管理というものがうまくいくようになれば、職員の負担も減っていくのかな

とは思っているのです。でも、何というのですか、館長というものは、それこそ思いが強い方が非常に多いので、やみくもに指定管理にしていくということもいろいろ考えものですので、その辺はしっかりと話し合っていたきたいと思っております。まず見解をお聞きます。

また、児童指導員、これもちょっと、今年も多分、去年久しぶりに1人入って、今年も多分増えていると思っていますけれども、児童センターの職員の、何というのですか、仕事量、これが私も前も言いましたが、大分多いのかなという、私の感覚ではそう思っているのです。そうすると、職員の数というものがそもそも足りているのかなと思っています。また、やはり児童指導員のような専門的な資格を持つ指導員を増やすことは、より充実した事業などが提供されていくと考えますが、それぞれのご見解をお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 来年度は大原児童センターが指定管理となることは、児童センター初という形になります。これまで直営と委託という形態でやっておりましたので、第3の形態ができるというような形になりますが、25の児童センターで、同様の水準でサービス提供できるように考えていきたいと思っております。今後の運営の形態としましては、大原が今回指定管理化するので、こういった区民のお声があるのかとか、館長のほうでこういった意向があるのかというところを聞きつつ、こういった方法がよいかということは今後検討してまいりたいと思っております。

また、児童指導職の採用というところですが、昨年度に引き続き、今年度も採用させていただきました。現在としては、一応人数としては充足しているような状態になっております。また、今後の採用というところについては、区全体の動向というものを踏まえて検討していくことになるかと思いますが、やはりこういった児童指導の方、いらっしゃることによって、児童センターの利用者が将来夢を見つけたり、児童センター利用された方がそのまま児童センターの職員に就職されたりなどということもありますので、やはりこういった児童・生徒の生き方に大きい影響というものは与えている部分というものが多く、そういったプラスの部分伸ばす形で、事業の充実を図っていければいいと思っております。

○まつざわ委員 まさに私なども、やはり児童センターで育った子が、また品川区の児童センターで今職員をやっているという、児童センターとは本当にすばらしい事業だと思っています。人数も今のところ大丈夫だという確認が取れました。

また、委託、指定管理に関しては、まずはやってみるということは本当に大事だと思っておりますので、でもやってもやりっ放しではなくて、しっかりと館長とお話は聞いていただきたいと思います。

そこで、今職員の負担軽減と言いましたが、児童センターというものは、ご存じのとおりいろいろなイベントはいっぱいやるのですが、その企画のかぶりというものは多分あると思うのです。どちらかというと子どもたちが企画を考えて、それをセンターの職員がやってくれるので。例えば、近くでいうと、ゆたか児童センター、南ゆたか児童センター、近いところで同じような事業をやっていたら、例えばそのようなものはスクラップ・アンド・ビルドして、そのようにうまく、何というのですか、事業を館同士同じものをやる、同じものも大事かもしれないですけども、同じものをやるよりも、そういったところにしっかりと事業を精査しながら、今度は新しい事業につなげるほうが、いろいろスムーズに立ち上げがうまくいくのかなと思いますが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 児童センターのほう、新規事業の実施や、今回お米の配布というところで、業務量が増えている部分は確かにあるのですが、今回予算で上げさせていただいている入退館管理システムなど、そういったものを導入することで、デジタル化で事務負担の軽減や効率化のほうも図ってい

るところでございます。

また、先ほどおっしゃられたように、類似事業のスクラップというものも、館長向けに進めるように話はしております、まず、そういったところを活かした、今回デジタルものづくり事業という新規事業や、やめた分始めた形になるのですけれども、やらせていただくような形で予算計上させていただいております。

○まつざわ委員 新規事業で今いろいろな話を聞いた中で、私ずっと児童センターの館長と話をしているのですけれども、子ども食堂ありますよね。子ども食堂は、私はこの児童センターこそ子ども食堂に一番はまっていると思っているのです。やはり児童センターというものは、子どもたちにとって心のよりどころだと思っています。それで児童センターに多くの子どもたちが遊んで、そしてしっかり学んで、社会性を広げて、保護者の支援も行っていると。これ地域のコミュニティが、もうぎゅっと凝縮されているものが児童センターです。そして児童センターというものは、またそこに調理室もありますし、地域のおじさん、おばさん、また保護者、これもまた子どもたちが共に調理して一緒にご飯を食べる、そして一緒に勉強すると。これ子ども食堂の根幹の中に、全ての子どもに安心して食事を取れる場を提供し、地域全体で子どもを支える、これが子ども食堂の根幹というお話がありますけれども、児童センターというものが、まさしくここに当てはまると思いますが、ご見解を聞かせてください。

○藤村子ども育成課長 児童センターのほう、各児童センターで食育事業というものも実施しております、私も八潮のそうめん食堂というものに参加して、食材を持ち寄って、児童センターがあって取れた野菜というもの、それを一緒に入れて地域の方と食べるというような試みをしているのですけれども、児童センターでの子ども食堂の開催というところですが、前に私も地域で子ども食堂をやられている方から、そういったお話をいただいたこともございます。区では社会全体で子育てを支えるという観点から、様々事業を実施しているところでございますので、各課の状況や地域の方の動向を踏まえてですけれども、開催については順次検討してまいりたいと思います。

○まつざわ委員 館長が一番決定権があって、あまり館長に、決定権があるというのはちょっと失礼ですね、やはりいろいろ始めると負担もいろいろあると思うので、その辺はしっかりとしたヒアリングを取っていただきたいと思います。食育指導を八潮でやっているということも初めて聞きました。何かそういったものも本当に素晴らしいと思っています。よい取組になるように本当に期待しています。

そして、人が多く集まる児童センターの防犯と安全対策の部分で、最近も、何というのですか、品川区のあれも、すぐに不審者情報というものがいっぱい鳴ってくる中で、先ほど課長が言っていました。入館する際に名前を書くと。あれも大分おっくうだなと思いながら、私もずっと大分書いていましたけれども、そのような中、先ほど新規予算の中で入退館管理システムですか、というものが、これも補正予算でも見つけたのです。この入退館管理システムというものは、そもそもどのようなものなのか教えてください。

○藤村子ども育成課長 児童センターの安全対策等というところですが、まず入館の際には、先ほど申し上げたとおりお名前書いていただいているですとか、ほとんどの館に防犯カメラのほう設置しておりますので、そういった面で安全管理もできているかなというところ。また、入退館管理システムですが、こちらQRコードを使った入退館管理になりますけれども、QRコードを読み込むと、ご登録された親御さんのメールアドレスのほうにメールが発信されるというような仕組みになっております。こちらの導入のきっかけとしては、児童相談所や子ども家庭センターのほうから、いわゆる少し気になるお子さんの児童センターのご利用というものがあるかという問合せがあったときに、紙の入館表です

と、かなりの時間をかけて利用状況を確認していて業務状況を圧迫していたり、あとすまいるスクールのスペースが今不足していることがありますので、そういった保護者に安心・安全なシステムを入れることで児童センターのほうに誘因していこうというような形の試みとなっております。また、利用者の集計というものも、デジタル化することで職員の負担軽減にもつながるかなというような試みということで、今回要求させていただいた次第です。

○まつざわ委員 相当、何というか、すばらしいシステムですね。子ども家庭センターからそういったものが来たときに、例えば今まではそれを紙でやっているといったら相当な時間がかかっていたと思うので、この入退館管理システムですか、これがしっかりと普及するとすばらしいと思います。

あと今、何かQRコードでメールが飛ぶというと、何ですか、すまいるスクールの、名前が、すみません、忘れました。すまっぴ、すまっぴですね。あれと同じようなものかなと今ふと思ったのですが、けれども、例えば、そうしたら担当がすまいるスクールは一緒だったら、だからそのようなものも連携していくといいのかなと、ちょっと今思いました。カードを忘れても大丈夫だと思うのですが、児童センターは中学生、高校生も利用するとなると、例えばそのQRコード自体が面倒くさいなとかと、持ってこないことも随分ケースがあるのかなと思っていますので、そのようなところは大丈夫なのかということと、あと保護者も一々メールが来てしんどいなという方もいらっしゃると思うので、その辺の対応がどうなのかと教えてほしいです。

あと、ごめんなさい、時間がなくなってしまいました。子ども・若者拠点整備の南品川児童センターの改築基本実施計画、これが予算計上されているので、それについても説明だけしてください。

○藤村子ども育成課長 すまっぴの連携と南品川というところですが、すまっぴの対象というものが小学生のみになっておりますけれども、こちら幅広い年齢層というところなので、ちょっと課題がありますので、今後の運用の中で検討していく形になります。また、カードを忘れた際は、忘れたとき用のカードを取っていただくということになっております。また、中学生については、現在小学生と同じ運用なのですが、こういった形にしていくかは今後の検討課題かなと思っています。

南品川児童センターについては、こちら子ども・若者活動拠点として、仮称としてですが、改築を検討しておるところですので、今年度基本設計をしまして、来年度実施設計なのですけれども、子ども・若者まんなか拠点として、子ども・若者を主役とした施設として運用してまいりたいと思っています。1人でも誰でも自分らしくいられる居場所とすることでしていくような施設を目指したいと思っています。

○石田（秀）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は明日午前9時30分から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時32分閉会

委員長 石田 秀 男